

平成 22 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成22年
 第2回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 6月3日～6月21日（19日間）

月日（曜日）	本会議	委員会
6月3日（木）	提案説明	
4日（金）	休会	
5日（土）	〃	
6日（日）	〃	
7日（月）	会派代表質問	
8日（火）	会派代表質問	
9日（水）	一般質問	
10日（木）	休会	予算特別委員会（総括質疑）
11日（金）	〃	〃（総括質疑）
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
15日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（水）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
17日（木）	〃	市立病院調査特別委員会
18日（金）	〃	
19日（土）	〃	
20日（日）	〃	
21日（月）	討論・採決等	

平成22年

第2回定例会会議録目次

小樽市議会

○ 6月3日（木曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第13号及び報告第1号	3
	○市長提案説明（議1～12、報1）	3
	○提案説明（議13 北野議員）	4
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 6月7日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第13号及び報告第1号	9
	○会派代表質問 菊地議員	9
	○会派代表質問 佐藤議員	22
1	散 会	33

○ 6月8日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	35
1	欠席議員	35
1	出席説明員	35
1	議事参与事務局職員	36
1	開 議	37
1	会議録署名議員の指名	37
1	日程第1 議案第1号ないし第13号及び報告第1号	37
	○会派代表質問 千葉議員	37
	○会派代表質問 山口議員	57
	○会派代表質問 成田（祐）議員	65
1	散 会	79

○ 6月9日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第13号及び報告第1号	83
	○一般質問 吹田議員	83
	○一般質問 横田議員	87
	○一般質問 北野議員	93
	○一般質問 中島議員	103
	○一般質問 斉藤（陽）議員	114
	○一般質問 林下議員	120
	予算特別委員会設置・付託	126
	常任委員会付託	126
1	日程第2 陳情	126
1	日程第3 休会の決定	126
1	散 会	126

○ 6月21日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	129
1	欠席議員	129
1	出席説明員	129
1	議事参与事務局職員	130
1	開 議	131
1	会議録署名議員の指名	131
1	日程第1 議会運営委員の辞任及び選任	131
1	日程第2 学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任	131
1	日程第3 議案第1号ないし第13号及び報告第1号並びに陳情及び調査	131
	予算特別委員長報告	131
○討 論	北野議員	135
○討 論	成田（祐）議員	138
	採 決	139
	総務常任委員長報告	139
○討 論	菊地議員	142
○討 論	斎藤（博）議員	143
○討 論	吹田議員	143
○討 論	成田（祐）議員	144
	採 決	144
	経済常任委員長報告	145
○討 論	新谷議員	146
	採 決	147
	厚生常任委員長報告	148
○討 論	中島議員	149
	採 決	151
	建設常任委員長報告	152
○討 論	古沢議員	153
	採 決	154
	学校適正配置等調査特別委員長報告	154
○討 論	菊地議員	156
	採 決	156
	市立病院調査特別委員長報告	156
○討 論	秋元議員	158
○討 論	中島議員	158
	採 決	159

1 日程第4	議案第14号	159
○市長提案説明(議14)		159
採決		160
1 日程第5	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	160
1 日程第6	意見書案第1号ないし第13号	161
○提案説明	(意1 古沢議員)	161
○討論	菊地議員	162
採決		162
1 閉会		163

質 問 要 旨

○会派代表質問

菊地議員（6月7日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 経済動向と財政問題
- 2 公契約条例
- 3 風力発電について
- 4 病院新築に関わって
- 5 次世代育成支援について
- 6 その他

佐藤議員（6月7日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 病院問題について
 - (1) 小樽市立病院改革プランについて
 - (2) 基本設計について
 - (3) 新市立病院計画概要（案）について
- 2 環境問題について
- 3 教育問題について
- 4 その他

千葉議員（6月8日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 高額療養費未請求問題について
- 3 小樽市立病院について
 - (1) 小樽市立病院改革プランについて
 - (2) 看護師不足対策について
 - (3) 新市立病院計画概要（案）について
 - (4) 救急医療と周産期医療について
- 4 観光行政について
- 5 高齢者対策について
- 6 情報のバリアフリー化について
- 7 がん対策について
- 8 その他

山口議員（６月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 今後の財政運営の展望
- 2 観光
 - (1) 観光のブランド力の低下への対策
 - (2) ビザ発給要件緩和による中国人観光客の増加について
 - (3) 観光プロジェクト推進会議の今後の議論の方向性
- 3 NPO税制の改正と市民と行政の協働のあり方について
- 4 新病院について
- 5 国のひもつき補助金の一括交付金化と今後の自治のあり方
- 6 小中学校統廃合後の跡利用の検討について
- 7 その他

成田（祐）議員（６月８日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市立病院と市内医療機関について
- 2 その他

○一般質問

吹田議員（６月９日１番目）

答弁を求める理事者 市長、監査委員及び関係理事者

- 1 保育制度について
- 2 医療扶助費の請求について
- 3 周産期医療の救急について
- 4 議会の見直しについて
- 5 その他

横田議員（６月９日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 介護基盤整備（グループホーム等）について
- 2 教育問題について
 - (1) 北教組事件を受けて
 - (2) 国旗・国歌について
- 3 その他

いずれにいたしましても、現実問題として、現状の景気動向などから当面は市税の増と地方交付税額の増額に大きな期待はできないものと考えておりますので、今後の財政運営に当たりましても、これまでの健全化の取組を緩めることなく財源の確保に努め、一方で、国や北海道などの施策とも呼応して、定住自立圏を構成する近隣町村などとも連携しながら、本市経済の活性化と雇用の改善に向け最大限の努力をしまいにたいと考えております。

次に、観光について何点か御質問がございましたが、まず、本市のブランド力を生かした取組についてであります。本市は、高い知名度と新鮮な水産物など恵まれた地域資源を有しており、これらを生かした地場産品の開発や販路の拡大を進めてきたところであります。特に、ニシンやシャコなど地元特産品である水産物の普及・拡大を目指した地域イベントが昨年、一昨年からそれぞれ開催され、観光と一体となった取組として育ってきております。また、ガラス産業の振興を図るとともに、ガラスのまち小樽を全国にPRすることを目的に、昨年、初めて小樽がらす市を開催いたしまして、悪天候にもかかわらず、市内外から約2万人にも及ぶ来場者がありました。このほか、地場産品の普及・振興を図るため、小樽ブランド普及事業として市内の企業が製造し、全国、全道規模の品評会や展示会などで受賞したものをお墨つきの小樽ブランドとして市のホームページに掲載し、広く紹介を行っているところであります。

今後とも、観光協会などの関係団体と十分に連携を図るとともに、小樽独自の地域資源を強みとして生かし、各種産業施策を着実に実施することにより、ブランド力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、中国人観光客誘致に向けた行政の支援でありますけれども、小樽市観光基本計画の中で行政が果たすべき役割としては、市民、観光事業者、観光関連団体、経済界との協働の下、観光振興施策を推進することとしておりまして、これまでも、これらの主体が自主的に取り組む観光事業への支援に努めてきております。

近年、全国の観光地においては、軒並み国内観光客の減少が見られており、本市の観光入込客数も減少傾向に歯どめがかからない状況が続いておりますが、そうした中でも中国人観光客の宿泊客数は顕著な伸びを示しており、今後ますます増加が期待される中国人観光客をターゲットに据えた戦略的な取組を官民一体となって進めていくことが極めて重要なことと認識しております。とりわけ、本市の取組といたしましては、5月に上海市のゴルフ協会関係者をお招きし、本市でのゴルフツアーの商品造成を働きかけたほか、来る9月の上海万博における北海道の日では、後志管内の町村と共同で参加し、本市の観光PRを積極的に展開する予定であります。また、市内におきましても、中国の文化や習慣を理解する勉強会や語学研修会の開催をはじめ、観光案内所にそれぞれ中国語、英語の話せる職員2名を配置するなど、中国人観光客誘致に向けた受入れ態勢の整備に努めているところであります。

次に、第2期観光プロジェクト推進会議に向けての組織についてでありますけれども、本市の観光の現状は、その多くが宿泊を伴わない、いわゆる日帰り通過型観光であることから、経済波及効果が大きく期待される宿泊滞在型観光への移行が長年の懸案であり、大きな課題になっております。このため、第2期の推進会議は、引き続き、この課題解決を目標に据えながら、宿泊滞在型観光への移行過程である時間消費型観光を積極的に推進するため、第1期のメンバーを中心に新たな人材を加えて構成してまいりたいと考えております。

次に、第2期観光プロジェクト推進会議の役割であります。この会議は、観光基本計画に基づく施策を推進するため、具体的なメニューの検討などを目的に設置したものであります。御提言のありました取組は、これまでも本市の産業振興施策として実施してきたもの、あるいは、今後検討すべきものと受け止めておりますが、推進会議の担うべき役割は、引き続き時間消費型観光の実現に向けた具体的な施策の提

言を行っていただくことであると考えております。

次に、NPO税制の改正と市民と行政の協働のあり方についてであります。NPO法人への寄附に対する新たな優遇措置の導入については、政府の「新しい公共」の実現の一環として検討されており、平成23年度税制改正に盛り込まれる予定と聞いております。この「新しい公共」とは、国民、企業、政府が一定のルールとそれぞれの役割を持って支え合いと活気のある社会をつくるため協働するもので、その中でもNPO法人は社会の多様性を担う上で重要と位置づけられております。

市といたしましては、これまでも市内に存在するNPO法人などと連携の事例はありますけれども、「新しい公共」は文字どおり新しい協働の仕組みでありますので、今後、どのように協働を図っていくことがまちづくりにとって効果的かどうか、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、国のひもつき補助金の一括交付金化と今後の自治のあり方でありますけれども、ひもつき補助金の一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換するものであり、地域がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものであると認識しております。今後、法制化される国と地方の協議の場において、交付金の総額や統合対象とする補助金など、制度のなめとなる部分の具体的な制度設計や国と地方との役割について協議されることになっており、その際には、市といたしましても、市長会などを通じて制度設計などに関する地方の意見が反映されるよう要請してまいりたいと考えております。

最後に、学校再編後の学校跡地の利用についてでありますけれども、現在、5月から教育委員会が実施している地区別懇談会に企画政策室の担当者を出席させ、跡地利用に関する御意見、御要望などを参加者の方からお聞きしております。学校の跡地利用については、まずは全国各地の活用事例などの研究を現在進めており、今後とも、地域の要望をお聞きしながら、早期に実現できるものか、財政的に時間を要するものか、市で利用するのか、民間に利用してもらうのかなどの検討を行い、市民や地域の皆さんにとって有効に活用されるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 山口議員の御質問にお答えいたします。

新病院でのPET-CTの導入についての検討状況ですが、PET-CTは、代謝や血流などの生理学的、生化学的な機能を捉える陽電子放射断層撮影装置、これをPETと言いますが、これと、体内の構造物の形状や病変の位置などの形態を正確に把握するコンピュータ断層診断装置（CT）を一体化した複合型の検査装置で、がんをはじめとした腫瘍検査、脳及び心臓の機能検査にすぐれた特性を持っております。

新病院は、地域がん診療連携拠点病院を目指し、健康管理部門も充実したいと考えていることから、PET-CTの導入は有用であると考えておりますが、一方で、小樽後志圏域での需要がどのくらいあるか、導入コストを回収できるのかなど検討すべき課題も多いことから、現段階では時間をかけて多角的な検討が必要であるとの判断をしているところであります。今後、基本設計を行っていく中で、同機器の価格動向や設置場所に係る費用も含めて、具体的な検討をした上、判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（見楚谷登志） 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時14分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

本定例会前に小樽協会病院から周産期医療の支援要請が来ましたが、今回、予算計上された支援額はたったの770万円でした。明らかに、必要とされる額に対してけたが一つ違うと思われます。この金額の支援ということは、周産期医療は撤退しろということなのか、御見解をお答えください。

後志管内の協会病院は、余市町の救急を含め、岩内町などでも不採算医療を抱えており、協会病院全体が非常に苦しい状態で運営しております。3月の北海道新聞の記事では、小樽協会病院では6,000万円以上もの収支が不足しているとされていました。6,000万円以上の不足に対して770万円の支援ということは、とりあえず赤字で経営しなさいということではないのでしょうか。赤字が続けば撤退ということになり、今回の予算計上額は撤退を勧告しているとはかと思えません。御見解をお聞かせください。

また、今回の新市立病院の計画にこれだけ金額を費やし市民の税金で総合病院を建てるのですから、もし小樽協会病院が周産期医療を撤退した場合は市立病院が引き受けるということなのか、お答えください。

また、夜間急病センターに関しては、金銭的にも人材的にも非常に苦しい運営であるのは周知のとおりです。もし、ここが撤退した場合、市立病院が夜間救急の1次救急を行うことが可能なのでしょうか。市立病院の医師は2次救急を請け負っており、1次救急をメインに見るために赴任されているのではないと思うのですが、御見解をお聞かせください。

なぜ、民間病院で行っている医療の苦しいところにお金をかけずに、新市立病院にここまでお金を使うのか、全く理解できません。

今後、新病院が完成するまでの間に一般会計から繰り出す金額はどの程度になるのか、お答えください。

また、新病院が完成した後の経営についても、毎年、一般会計からどの程度の繰入れを予定しているのか、お答えください。

将来的なビジョンが全くないのでお伺いしておりますが、新病院建設後の一般会計からの繰入額は、病院が運営される最大値が40年として、40年間の総額で幾らになるのか、病院単体での収支が均衡の場合、赤字が1億円の場合、赤字が3億円の場合、赤字が5億円の場合に分けてお答えください。

また、一般会計からの繰入総額と建設費の起債償還分の合わせた金額を、これも40年間の総額で病院単体での収支が均衡の場合、年間赤字額が1億円の場合、3億円の場合、5億円の場合に分けてお答えください。

つまり、新しい市立病院が存在する間に総額でどのくらいの税金が投入されるのかという点がこの質問の要点です。しかも、あらゆる事態を想定した場合分けて表記されなければ、どの程度の負担の可能性もあるかも全くわかりません。そのような収支計画が出されなかったのも、お答えください。

今回の計画概要（案）は医師招聘を前提とした建設であり、もし招聘できなかった場合のリスクは高すぎるのではないのでしょうか。逆に、医師が減ってしまう可能性だってあるわけです。民間病院では、赤字を出した時点で破綻して職がなくなってしまう人が出てしまうので、それは必死で事前調査をします。もちろん、それを担当するのは、医療従事者ではなく、事務方の人間です。世の中に絶対がない以上、常にリスクマネジメントは必要ですが、この部分のリスクマネジメントをどう考えているのか、お答えください。

以前から、本会議や委員会でも再三申し上げておりますが、お金を使うのは、病院といった箱物ではなく、中見である医療従事者に使うべきであると思います。しかし、小樽市立病院には全くその姿勢が見えません。以前に予算特別委員会で指摘した年間3,000万円を超える電話交換手などの委託費用、清掃費用などのむだは排除されず、それにかわって増額すべきとした医療従事者に対する研究・研修費用もほとんどかわりばえしません。これからは医師の勤務負担増が見込まれる状態でこの病院に本当に医師が勤務したい

病院の基本構想は、市民や関係団体の代表による市立病院検討懇談会の提言を受け、整備方針を策定し、専門の医業コンサルタントのノウハウを導入し、将来の新市立病院のあり方としてまとめたものであります。その後、医療環境の変化に伴い、何度か見直しを行ってまいりましたが、今回、昨年9月にまとめられました再編・ネットワーク化協議会の最終報告で示されました統合新築後の新病院の方向性に沿って最終的な検討を加え、今回、計画概要（案）としてまとめたものであります。

病院事業は、それぞれの地域の特性や医療環境がそれぞれ異なりますので、特定の公立病院を参考にしておりませんが、必要に応じ他の公立病院の情報収集も行ってきましたし、公立病院関係者や有識者の方々の御意見もお聞きしながら検討したところであります。

次に、5月28日開催の市立病院調査特別委員会に提出した資料に掲げた道内市立病院の経営状況についてであります。まず、当該資料に掲げた病院は、最近10年間に建設し、また、現在建設中の病院でありますので、データとしましては比較的新しいものであると考えております。これら七つの病院の経営状況につきましては、平成20年度の経常収支比率でお答えしますと、七つの病院のうち、新病院開院前の2病院では100.9パーセントと98.6パーセントとなっております。新病院開院後の5病院では76パーセントから95.4パーセントとなっておりますが、開院直後の期間は減価償却費が増加しますので、減価償却費を除いた経常収支比率で見ますと89.3パーセントから107.7パーセントになっており、1病院だけが100パーセントを超えております。

次に、公立病院改革ガイドラインが出た後の全国の公立病院の単価と比較すべきとのことですが、まず、今回の計画概要（案）で示した1平方メートル当たりの設定金額は、基本設計料を算定するためのものであり、国立病院機構が示した基本額をベースに建設地の条件を考慮して設定したものであります。ガイドラインが出された平成19年12月以降の状況につきましては、地域的に同じ条件であります道内市立病院の事例を中心に情報収集は行っておりますが、前段に申し上げましたとおり、今回示した設定額は基本設計を始める前のものでありますので、現時点での比較は困難と考えております。

なお、道外の公立病院においても建設費の圧縮に向けさまざまな取組が行われていることは承知しておりますが、地域的な条件に違いがあることや、異なる発注形態の採用を前提としていることなどから、現時点での比較はできないものと考えております。

次に、積雪地における民間病院の建設単価についてであります。北海道など積雪地における民間病院の建設単価につきましては、報道されている情報や聞き取り調査などで一定の把握はしております。また、民間病院の建設単価との比較についてであります。民間病院の建設では多くの場合、大手の建設会社への一括発注という形態を採用しており、また、契約書や工事仕様書などが明らかになっておりませんので、今の段階で単純な比較はできないものと考えております。

次に、導入を予定している高額な医療機器についてであります。新病院は、がん診療、脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療の三つの柱を中心に担っていくこととなりますので、これらの診療に必要な、例えば、MRIやCT、リニアックなどの導入を考えておりますが、両病院に現在設置されている機器の性能や更新時期などを考慮し、移設するか新設するかなども含めまして、今後、専門のコンサルタントの意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。また、導入を予定している医療機器につきましては、新病院の診療内容に応じて必要な機器を設置するものであり、現在の設置機器の範囲内と考えておりますので、周辺地域の病院で重複する医療機器の調査につきましては行っておりません。

なお、PET-CTなど新たな高額医療機器の導入を検討する場合には、設置医療機関の調査などは必要と考えております。

次に、計画において診療科目を増やした理由についてであります。新病院の診療科目は、計画概要（案）

にも記載しておりますとおり、現在の診療機能の継続を基本とし、民間病院も含め、小樽市として不足している分野については市立病院として確保していくことが必要と判断し、呼吸器内科などの診療科を置くこととしたほかは、専門化が進む内科において必要となっている総合診療科や、また、予防医療の観点から健康部門の充実を図るための健康管理科など、今後、病院運営をしていく上で必要な診療科目を設定しているもので、民間医療機関でできるものは民間でやっていただくという基本方針については変わりはありません。

次に、診療科目を増やすことにより医師の負担が大きくなるというお話ですが、新たな診療科目の設置は、医師の確保を前提としており、現在いる医師の負担が増えることはありません。むしろ、新たな診療科の医師が確保されれば、医師数が増え、当直体制など医師全体の負担は軽減されることも期待できると考えております。

次に、労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する労働組合との協定、いわゆる三六協定についてであります。昨年度、小樽病院職員の労働組合であります市立病院職員労働組合、医療センター職員の労働組合であります第二病院医療評議会とそれぞれ当該協定を締結しております。

なお、医師については、労働組合に加入していないことから、当該協定の内容には含まれておりません。

次に、新病院で市内三つの公的病院と重複する診療科目についてであります。診療科の標榜の仕方は病院によってそれぞれ異なっておりますが、新病院で予定しております診療科と公的病院等が現在標榜している診療科目のうち循環器科は循環器内科などと置きかえて比較しますと、新病院の23診療科のうち15診療科が重複することとなります。具体的には、内科、消化器内科、外科、整形外科及び麻酔科の五つの診療科は3病院と、循環器内科と放射線科の2診療科が2病院と、呼吸器内科、神経内科、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、小児科、精神科及びリハビリテーション科の8診療科が一つの病院と重複することとなっております。

次に、病床数に関しての公的病院や医師会との意見交換についてであります。この計画概要（案）の新病院の規模・機能につきましては、再編・ネットワーク化協議会の最終報告にあります統合新築後の新病院の方向性に沿って検討を加え、病床数につきましても最終報告でおおむね400床程度にダウンサイジングを行うとされておりますので、その方向に沿って病院局内で各診療科の医師とも協議を重ね、素案を策定し、企画政策会議において計画概要（案）として決定したものであります。その過程では、小樽市医師会の役員会や再編・ネットワーク化協議会のメンバーでありました公的病院の院長の方々には素案を示し、考え方についてお話ししており、近日中に医師会の理事会の皆さんとも、私と両病院長とでこの計画概要（案）を説明する機会を設けることとしておりますので、御意見があれば伺ってまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会の非公開についてであります。再編・ネットワーク化協議会の公開につきましては、協議会の中で協議内容が各病院の経営内容などに及ぶこともあり、全面的な公開は適当ではないが、協議概要については公表すべきとの意見で一致しましたので、その方針で協議を進めてきたものであり、市のホームページでこれまでの協議の概要を公表してきたところであります。

次に、小樽協会病院が周産期医療から撤退した場合は市立病院が引き受けるということなのかという御質問についてであります。再編・ネットワーク化協議会の最終報告にもありますとおり、周産期医療、小児医療につきましては、小樽協会病院を中心に連携を図るとしてありますし、今回お示ししております新市立病院計画概要（案）におきましても、小樽協会病院は地域周産期母子医療センターに認定されていることから、役割分担を行い、市立病院では産科は行わないとし、小児科についても新生児を扱わないこととしておりますので、周産期医療につきましては今後も小樽協会病院に中心的に担っていただき、必要

めて知った状態であります。新聞報道を見る限り、連携することにより地域にとってもよい医療ができるものと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

○6番(成田祐樹議員) 再質問を何点かお伺いいたします。

最初に、市長は、先ほど、平成会は反対とおっしゃいましたが、私は一度も反対するという言葉を使ったことはありません。計画の議論不足と大幅な見直しの可能性ということを追及しただけで、反対という言葉を使ったことはないので、ちょっと先走った答弁なので訂正していただきたいというふうに思います。

先ほど御答弁をいただいて、ほとんどのことに対して、知らない、わからない、全然調査していないとのことですが、今お伺いしたことは民間病院では普通に調査されている内容なのです。これだけ大きな事業をやるために、きちんと準備をしているのが普通なのに、何で小樽市の市立病院はやらないのですか。そもそも収支計画そのものも出ていない。150億円とかなんとかたくさん税金を使うものに対して、収支計画も見ないで賛成できるのかという話です。今回、本定例会中に出すとのことですが、その後、議決するのは何日ですか。前日に出すのですか。議論をする日はあるのですか。こんないいかげんなことをされているから、議論の余地がないというのはそういうところなのです。ただのだまし討ちですよ、これは。あわせて、お伺いします。

経営の部分に関して、統合新築後の病棟数という部分が非常に経営の状態にかかわってくると思います。特に、病棟数がどういう数になるのかによって看護師の数が決まるからです。7対1看護ができないのであれば、非常に経営は苦しくなります。新しい病院が建った後に、7対1看護を行うための看護師は充足しているのか、不足があるとするとなん人の補充が必要なのか、まずはお答えください。

今回、再編・ネットワーク化協議会という部分でいろいろおっしゃっていましたが、今回の済生会病院の統合新築に対して全然知らなかったというのは、ただ情報収集をしていなかっただけということではないですか。聞きに行きましたか。

(発言する者あり)

自分から情報収集をしないで、あっちが勝手に建ったなんて、そんなのは、おかしい話ではないですか。一体、事務方は何をしていたのかという議論になりますよ。

次に、最終報告書は各病院に送付されたと言っていました。小樽市立病院改革プランの再編・ネットワーク化に係る計画の部分で、31ページの最後に、こういった流動的な部分が大きいので、何かそういった場合があったときには見直すという記述がされています。ですから、この再編・ネットワーク化協議会は終わっていないですね。終了した、もう完全に終えたことになっていますか。まだ今後見直すという形で送られていると思うのですが、そこについてお伺いします。

そして、今回知らなかったと言うのなら、それは百歩譲っても、こういった計画が出てきているのですから、この各病院に送付した最終報告に見直すと書かれているのですから、当然、議決前に再編・ネットワーク化協議会が行われるのかと思いますが、そういうことかどうなのか、お答えください。

(発言する者あり)

議論したかったら、議論を吹っかけてください。何もわからないのに横から口を出さないでくださいよ、勉強もしてないのに。

(発言する者あり)

勉強していないもの、していないでしょう、だってわかるでしょう、自分で。

ら、この場というのは、いろいろなことがあったらまた話し合いをしましょうということで、協議会という名前でそれが存続するかどうかということについては全然議論とはらち外で、基本的には協議会というのは、最終報告を出した段階で終わりです。

今やろうとしているのは、私どもは協議会のメンバーに呼びかけて、救急体制として、将来の夜間急病センターをどう持つていくかについては、2次救急がどういう扱いがあるのかということを一程度市内全体の中でフォローしないと、1次救急をやっても2次救急で受けないということになれば、今の夜間急病センターというのは死んでしまうわけですから、そういう話し合いをこれからやろうということで、先月の末、医師会ともいろいろな話をして今この段取りをつけている最中です。そういう意味では、改めて再編・ネットワーク化協議会を集めて、座長を決めてということではなくて、同じメンバーで地域の医療についていろいろな話し合いをしていこうではないかという趣旨で、今、引き続き、協議会のメンバーとはそういう形で話し合いをしていくという立場で協議をしていきたいというふうには思っていますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

それから、済生会の問題は、公式な話は先回、1回ぐらいしましたけれども、実は、何年か前に、私も同席しましたけれども、以前の院長が建替えをしたいということで適地をどこか世話してほしいという話は来ました。けれども、適地の世話というのは、いろいろな意味では、私のところにゼネコンもいっぱい来て、あそこがどうだ、ここがどうだというお話し合いというのはいっぱい来しました。

しかしながら、具体的に済生会として基本的に病院の建替えをするには、当時の病院の経営状況ですとか、済生会は、病院だけではなくて、西小樽病院を国立から引き受けて重度心身障害施設や塩谷ではまなすという老人保健施設もやっているわけですから、そういったものを個別にずっと経営していくのか、集団にしていくのか、いろいろな議論を内部でしていましたけれども、いわゆる本部とのいろいろななかかわりの中で、そういうものを前に一步踏み出してやるという計画を立てるには極めて難しい環境にあったように聞いていました。

しかしながら、昨年の夏以降、いわゆる国が地域医療の関係で100億円のお金を用意するというあたりから、そういうお金が回るのであれば自分たちも何とかやりたいということで、ある場所を特定して、計画みたいなのはいろいろ、書き物としてお示しになった時期がありましたけれども、それ以降は具体的にお聞きしておりません。

ただ、済生会内部のいろいろな御努力もあって、私が正式に聞いたのは12月末で、済生会の本部から一定程度前向きに検討したらどうかということで、将来的には三つの施設を一体的にやったほうがいいのではないかとというベースで基本構想をつくったのだということで話をいただきました。

それで、1月下旬にそれが評議委員会というところでオーソライズをするので表に出ますから、あらかじめ御了解くださいということで私のところに正式に来ましたので、市長にはそれを報告しました。市長は、それは交渉の段階だから詳しいことを聞いてもいいよということで、具体的にはこれから済生会の進める計画に当たって特別問題になるのは、私どもがお願いしている夜間急病センターですから、市としては十分かわっていきますからと、こういうお話し合いをして現状にあると。

それからもう一つ、今朝の新聞は、唐突で私もびっくりしました。実は、先週の中ごろに済生会の幹部の人と私は直接話をしました。そして、どこまで進んでいますかというお話をした段階では、基本計画をこれから策定するに当たって、理事会でプロジェクトチームをつくることは承認をされました、それ以外はまだ進めていませんという話を聞きましたので、私はその旨を市長に報告をしました。それがああいふ形でほんとに出ましたから、私としては、どういう話なのかということで、後ほどでも話し合いに行こうとは思っていますけれども、そういう意味では少なくとも私はずっと接触をしています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 私は、ここ小樽市の病院事業管理者となりました一番の目的は、それぞれの病院の赤字経営を改善するというよりも、やはり、小樽でいい医療をして、それが基で病院の経営が改善してくれるというのが私の目標でありまして、今回もそういうつもりですべて考えてやってきております。

コンパクトというのは、ただ小さいというだけの意味ではなくて、機能的というか、効率的という意味もあるものですから、私に来たときには両病院を合わせて870床の許可病院床数を、いろいろ考えましても、やはり機能的ではなかったものですから、それをできるだけ機能的にしたほうがいい、コンパクトに機能的にしたほうがいいという発想で445床まで持っていきました。それから、民間医療機関でできるのは民間でと言うのは、それぞれ独立してやって、そして、お互いに連携をとりましょうという意味でございまして、今現在、私どものところと一番紹介患者が多いのは小樽協会病院なのです。そこと連携をうまくやっておりますし、それぞれやれるものはやって、そしてお互いに連携をとっていきましょうという意味で私は言葉を使ったということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局経営管理部長。

○経営管理部長(吉川勝久) 成田祐樹議員の再質問にお答えいたします。

まず、7対1看護の関係があったと思いますけれども、新病院の計画では10看護単位です。一般病棟としては7看護単位です。現在は8看護単位ですので、1病棟落ちる形になります。現在、7対1看護は維持しておりますが、開院は5年先でございます。看護師は毎年やはり何人かずつ退職が出ますので、それを補充して頑張っていかなければなりませんけれども、そういった意味では、1病棟減るとということの中では何とか維持していきたいと思っております。

それから、公的病院のデータについて、平成20年度は出ていて21年度は出ていないということがありましたけれども、20年度は最初の再編・ネットワーク化協議会を始めるに当たって、国民健康保険の患者動態とか、そういういろいろな資料を皆さんにお見せしてスタートしました。その中で各公的病院からもデータをいただいて出しております。それは、あくまでもその検討の資料のために出していただいたということで、毎年度出していくということでは考えておりません。

それから、民間でできることの部分で、ちょっと補足になりますけれども、ほかのところの病床が空いているのだから、そちらに入れればいいではないかというお話がありましたけれども、市立病院改革プランに係る再編・ネットワーク化について(中間報告)が出ており、ごらんになっていると思いますけれども、その中で、それぞれの公的病院の院長が集まってその考え方を文書にしております。規模(病床数)としては、公的病院と市立病院で充足しているものの、いずれも必要な医師の確保に苦勞しており、今後の見通しもつけにくいのが実情である。したがって、それぞれの医師の負担も大きく、現状の体制でこれ以上の患者を受け入れていく余地はない現状である。結局、病床があいていても、今の医師の体制の中では、例えば、ほかの病院から患者を移すと言われても受け入れる状況にない。そういう中では連携に努めて、医師の負担を減らして、市内の医師をこれ以上減らせないようにする対策が必要と。これが再編・ネットワーク化協議会の各院長の意思ですので、病床があいているからそこを使えばいいという状況に、今の小樽市はないというふうに考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

○6番(成田祐樹議員) 2点ほど再々質問いたします。

両方とも再編・ネットワーク化協議会なのですが、そもそも非公式なので、言っていることは正しいのかどうか全くわからないのです。市内の医療関係者の方から聞いた話と、今答弁されたことが全然違うのです。再編・ネットワーク化協議会は終わらない、まだ続くから、これで一度認めてほしいと、何かあったらちゃんと応じると、改革プランの31ページ、その他のところに書いてありますよね。それを、もう終わったというふうに、今、副市長は言い切りましたから。それが終わったかどうかということも、そういうようなやりとりをしたことも、これは非公開だからわからないのです。

まず、伺いたいのは、再編・ネットワーク化協議会の議事録を全部公開できますか。もう水かけ論になってしまうので、どっちが正しいか、わからないのです。非公開だから、これ以上議論ができなくなってしまい、話が続かないので、公開できるかどうか、まず1点、お伺いいたします。予算特別委員会までいいです。

次に、2点目なのですが、コンパクトで民間でできることは民間でということ、受入れ可能かということ、それを伺って、それも再編・ネットワーク化協議会でというふうに言っていましたけれども、それも非公開だからわからないですね。

市内のそれなりに中堅病院の二つにお伺いしまして、病院長にお話を伺ったら、要請があれば、一遍には無理だけれども、徐々に受け入れるのだったら可能だというふうに言っているのです。これでは、議論が食い違いますが、正しいかどうか、確かめようがないのですよ、非公開だから。議事録を出していただけますか。そして、今回のこの発言に対してうそはないというふうにしっかり明言できるかどうか、そこをお答えください。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 副市長。

○副市長（山田 厚） 私の言った部分でお答えしますが、うそを言ったとか言ったって、この協議会の設置そのものが将来にずっと続くという前提でやっているわけではないわけでしょう。あくまでも改革プランをつくるのに、財政計画を立て、そして、地域ネットワークというものを検討しなさいということ、再編・ネットワーク化協議会という一つの仕組みをつくって協議をしてきて。

（発言する者あり）

まず、やりました。そしてこういう方向でいくという冊子をつくって皆さんに報告すれば、一つは、協議会の役目は終わりだということなのです。

ただ、その他にあえて書いたのは、こういうものが決まっても、いろいろな形で世の中が変わりますので、皆さん方と、そういったものについていろいろと御議論していこうと。だから、この中に救急の話も書いていましたし、いろいろ入っています。だから、救急の部分でもいろいろと状況が変われば話合いをしましょうというので、それは話合いをします。ということで、再編・ネットワーク化協議会の皆さんに声をかけて、皆さん、集まってくださいと。今度はだれが座長をやるのという話からで、名前は何という名前にしたのか、メンバーは同じ方々ですけれども、再編・ネットワーク化協議会はその仕事を終えているわけだから、一度、成果品をおさめてしまえば、次のところで協議会がまた別な成果品を出してくるというのはナンセンスな話なのです。今まで議論したメンバーと、これからいろいろな議論をする中で、改めて別な人方を入れることもあるでしょうし、そういった意味でお答えしているということで、うそだとか言われても、そういう趣旨で整理をしたのだということで御理解いただければと思います。

あと、議事録を出せるか出せないかについては、部長からお答えします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 議事録の公開ということですが、答弁したとおり、参加された委員の総意で今回はこういう形で公開はしないと。ただ、議論の概要はホームページに載せていきたいと思いますので、それぞれ委員の方に目を通していただいて、これを出しましょうということを出しておりますので、今回、それ以上の公開ということは考えてございません。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 中 島 麗 子

平成22年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成22年6月9日

出席議員（28名）

1番	秋元	智憲	2番	千葉	美幸
3番	鈴木	喜明	4番	吹田	友三郎
5番	大橋	一弘	6番	成田	祐樹
7番	菊地	葉子	8番	中島	麗子
9番	高橋	克幸	10番	齊藤	陽一良
11番	佐野	治男	12番	山田	雅敏
13番	佐藤	禎洋	14番	濱本	進
15番	井川	浩子	16番	林下	孤芳
17番	斎藤	博行	18番	山口	保
19番	佐々木	勝利	20番	新谷	とし
21番	古沢	勝則	22番	北野	義紀
23番	横田	久俊	24番	成田	晃司
25番	前田	清貴	26番	大竹	秀文
27番	見楚谷	登志	28番	久末	恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝磨	監査委員	前田清貴
副市長	山田厚	教育長	菊讓
病院局長	並木昭義	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	志久旭
福祉部長	中村浩	保健所長	秋野恵美子
生活環境部長	鈴木勇三	建設部長	竹田文隆
病院局長	吉川勝久	消防長	会田泰規
経営管理部長	大野博幸	会計管理者	中塚茂
教育部長	迫俊哉	監査委員	小鷹孝一
総務部長	中田克浩	監査委員	黒澤政之
企画政策室長		事務局長	
総務部総務課長		財政部財政課長	

議事参与事務局職員

事務局長 小原正徳
庶務係長 島谷和夫
調査係長 関朋至
書記 木戸智恵子
書記 佐藤誠

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 中村弘二
書記 相澤幸
書記 小林由美子
書記 高野香織

委任し、国の法律から地方自治の条例にシフトすることとし、保育所の児童処遇の大切な給食についても、外部搬入方式を地域を限定することなく全国においてなど、乳幼児を取り巻く環境の充実とは逆方向へ進んでいることが危惧されます。また、少子化対策特別部会の議論を整理すると、少子化対策としてすべての子供の健やかな育ちを基本に置きつつ、保育、放課後児童クラブ、地域の子育て支援をはじめとするサービスの基本的拡充、そして、持続可能な我が国の社会を構築するための未来への投資を社会全体で費用を負担する仕組み、財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質を確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要と示されています。

現在進行形の「子ども・子育て新システムの基本的方向」の内容について、何点か問題点を申します。

まず、①利用者本位のサービスの包括的・一元的提供では、利用者は保護者と子供の両方であることを前提に、特にみずから要望・意見等を述べることができない子供みずからが権利を有する主体であることの認識の下、国は子供の育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。

②すべての子供に対して、質の高い幼児教育・保育を保障するためには、保育の質の確保・向上を担保する仕組みが必要不可欠です。

③子ども・子育て基金（仮称）の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは現在の待機児童問題は解消されません。新システムの具体化に向けては、国としてそれに基づく基盤整備と、供給に必要とされる財源の確保を図るべきです。

④内閣府と経済産業省により、児童福祉施設の運営主体である社会福祉法人から株式会社、生活協同組合、NPO法人を含めた競争原理導入による効率性の追求を考えておりますが、利用者の信頼感を確保することが難しいと考えられ、安心という支援の方向性が出ないものと考えられます。

さまざまな問題を抱えております改革と思います。今後、システムを段階的に進めると考えられますが、市長は、この問題について国にどのような要望をすることを考えておりますか、お伺いいたします。

次に、生活保護に関する問題であります。

市民の中には病気で収入の確保が難しくなったり、離婚等により母子世帯となって生活が立ち行かなくなって公的な扶助を受ける方たちがおられます。自立に向けての生活基盤の確保は大変重要なものと考えており、支給に当たっては、真に必要な方をサポートすることを担当である所管の皆様においてしっかりと行い、一般市民から疑義の指摘等を受けないようにすることも必要であります。

扶助費には、生活扶助費が年間30億円程度かかっておりますが、それよりも多くの支出が医療扶助費であり、年間40数億円の支出となっております。先般、NHKのニュース番組の特集で指摘されておりましたが、保護受給者は医療機関での受診時に自己負担の必要がないことにより、悪意を持った医療機関が必要以上の医療行為を行ったり、薬剤を含め、さまざまな不正請求が行われていることが指摘されておりました。私も、過去に、再三にわたり、医療請求の正確性を確認することが必要と言っていました、このたびの全国放送による指摘は、指摘した一事象だけではないことが考えられ、報道したものと考えております。

本市では、医療請求の概括的なチェックのみを少数の医療専門職でない者に行かせていると考えておりますが、私は、レセプトの中身についても専門的なチェックをすることにより扶助費の削減を行うことが必要と考えます。このたびの指摘を踏まえ、市長は、この問題に取り組まれる考えはありますか、お伺いいたします。

また、取り組むといたしましたら、どのような方法を取り入れますか、お伺いいたします。

また、監査委員は、適切な支出をしたかを監査する立場にあると思いますが、このような問題が提起されておりますときはどのような対策をとるのでしょうか、お伺いいたします。

地方自治法における監査委員の職務については規定がありますが、法律は、最低の職務を定めていることが基本であり、特に、税金の不正な支出を見逃すことは絶対に避けなければならないものと考えており、この点を踏まえ、どのように取り組まれるか、その内容をお伺いいたします。

次に、総務省は、地域ICT利活用広域連携事業化について取組を始めております。ICT（情報通信技術）は、医師不足や少子高齢化への対応をはじめ、地域の安全・安心の確保、地域の公共サービスの維持・向上を即効的に実現するものとして多大なメリットを有しているが、市町村ごとに個別導入するケースが散見されています。ICTの有するメリットは全国あまねく広域に及ぶものであり、関連システムの開発、設計、サーバ等が一つに機能集約・統合により導入経費の削減が期待できる、また、限られたICT人材の地域間での交流・補完、他地域のICTスキル・ノウハウの移転など有効な活用が期待できるものと考えております。

このような観点から、周産期医療の救急体制について、札幌市では、一昨年10月より、産婦人科救急医療対策協議会の設置により、救急医療におけるテレホントリアージシステムの導入を始めました。トリアージは、災害医療等において大事故、大規模災害など多数の傷病者が発生した際における順序を決めるため、標準化が図られて分類されているトリアージは、最大効率を得るために、一般的に直接治療に関与しない専任の医療従事者が行うこととされており、可能な限り、何回も繰り返し行うことが望ましいとされております。札幌市では、このシステムを利用し、産婦人科救急電話相談の対応を行い、年間3,000件ほどの利用があり、近隣市からの問い合わせもあるとのこと、本市からも2年間で約30件ほどあったようです。

私は、安心して子供を産み育てる最初のステップである周産期医療の充実、特に救急対応のテレホントリアージシステムは大変有効なものと考えております。このシステムには、民間の活用も可能であるようで、また、緊急度の判断により、救急対応でなくてもよい患者は翌日に一般病院での受診が可能となり、より緊急度の高い患者を優先対応することが可能となると考え、本市においても検討の価値があると思われませんが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、私は、過去に何度も市長にお尋ねしておりますが、地方議会のあり方についてであります。

今、名古屋市では、市長サイドと議会が議会改革で火花を散らしております。河村市長は、市民の目線で議会を進めることとし、議員報酬年間1,600万円、政務調査費600万円、その他の諸経費がかかっていることを示し、議員報酬の半減、そして議員定数の削減等の議案を市長部局から提案し、進めるとして、現在、議会側と論戦をしているようでございます。

北欧のスウェーデンでは、市町村議会議員は非常勤で本市と同じであります。議会に出席したときだけ報酬を払うシステムをとっており、年間50万円程度の報酬をもらっているようです。また、スウェーデンでは、国民の基本的な考えで、議員をする者は職業を持って社会とつながり、そして、国に税金を納めることで国を支え、議員活動をするものと理解されているとのこと、私も、市町村議会議員は無報酬で行う方向に進めることが必要と考えております。

また、現在のように、多額の財源を必要とする議会運営をするのであれば、議員定数の削減、私は、24名ないし21名程度とし、常任委員会を3委員会に統廃合して行うことが必要と考えます。与えられた条件の中で、そのものをこなせる人材を市民が選ぶことが求められます。小樽の人口は、日本の総体的人口の推移よりも速いスピードで減少し、高齢化が進むものと考えられますので、人間社会の根幹をなす地域社会のその対策に限られた財源を投入し、措置することが問われているものと考えられており、市長は、今後の本市の将来像を描くときに、この問題は避けて通れないものと思います。

このような条例案の提出が検討できるか、今後の展望を含め、お伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、保育制度についてであります。国が検討する新たな次世代育成支援のためのシステムは、平成25年度の施行を目指しておりまして、今後、制度の詳細について議論、検討がなされていくものと思いますが、社会全体で子育てを支えることにより、子供や保護者が安心して必要なサービスを利用でき、安定した事業運営ができる仕組みづくりが必要であると考えております。

また、市町村が事務を進める上で、社会保障制度改革の全般に共通する幾つかの課題があると認識しており、一つ目は、市町村のシステム開発費及び人件費などを国で保障すること、二つ目は、新制度への移行時には法令の公布や関係通達をできるだけ早期に行い、市町村のシステム開発に係る十分な準備期間を設けること、三つ目として新制度発足後の事務費について、市町村の負担をなくすることであり、これらの点につきましては、国に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の医療扶助におけるレセプトのチェックについてでありますけれども、まず、当社においては、レセプトの内容の点検については、平成13年度より、専門の業者に全件委託をしており、嘱託員による資格点検も含め、平成21年度で5,800万円ほどの効果を上げております。また、国においても、生活保護の不正受給は大きな問題としており、医療扶助に対する緊急のサンプル調査を実施しているところであるため、その調査結果により何らかの対応がされるものと考えております。

いずれにいたしましても、レセプトの点検については、適正な医療扶助の実施のためには重要なことと考えておりますので、引き続き、市の嘱託医や委託業者などと連携し、医療扶助の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産婦人科救急におけるテレホントリアージについてであります。産科を取り巻く厳しい医療環境の中、救急においては医療が適正に行われるために、事前の電話相談が有効な方法であるとされております。市内にある産婦人科の医療機関では、従来より、通院中の患者からは夜間も電話での対応を受け付けており、テレホントリアージは実施されてきているものと考えておりますので、当面、特別の体制については考えておりません。

最後に、議員の定数、報酬、議会の見直しについての御提言がありましたが、私は、このような問題につきましては、議会において十分議論されるべき問題であり、市長部局からの提案については考えておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 監査委員。

○監査委員（前田清貴） 吹田議員の御質問にお答えします。

医療扶助に係る不正請求の問題について、監査委員としてどのように取り組んでいくのかということですが、このような報道がなされた場合であっても、特に、市長から監査の要請がある場合などを除き、直ちに監査を実施しなければならないとは考えておりませんが、通常の定期監査の際には、そのような社会情勢なども考慮し、書類審査にあわせて、レセプト点検がどのような方法で行われているかについて事情聴取などをしなければならないと考えております。

しかしながら、医療扶助費の支出についての監査を行うに当たっては、レセプトの内容が適正なも

かないでしょうから、せめてスプリンクラーが設置されていれば、初期段階での消火が可能だったかもしれません。

そこで、お伺いいたします。

設置義務のある275平方メートル以上の施設は、北海道等で対策が進んでいると聞きますが、問題はスプリンクラー設置義務のない275平方メートル未満の施設対策です。市内には4施設あると伺っております。札幌市は、みらいとんでんの火災発生後、3日後に、厚生労働省に対して、この275平方メートル未満の施設も補助対象とするよう要望書を出したと聞いております。これら補助対象外の4施設に対して本市はどのように対処するのか、お聞かせください。

次に、夜勤者、宿直者と言いましようか、これについてお伺いいたします。

介護保険法の基準では、1ユニット、これは9人になりますが、1ユニットに原則1人の夜勤者を置かなければならない。ただし、2ユニットまでは1人でも可とされております。また、先般、岩見沢市のグループホームで火災がありました。ここは夜勤者の配置が義務づけられていないショートステイを同じ建物内で運用しています。1ユニット9人プラス8人のショートステイ者がおりまして、17人を1人の夜勤者で対応していたそうであります。2ユニットの入居者を夜勤者1人で対応している実態は本市にどのくらいあるのでしょうか。現状をお知らせください。

また、無届けのショートステイ、あるいは、高齢者向けに民間が運営するアパートや下宿などで、国や自治体の許可や届出が必要のない賃貸住宅などの実態把握はできているのでしょうか、お伺いいたします。

スプリンクラーや夜勤者の数も大事ですが、根本的な問題は、介護現場の環境整備であります。介護従事者の勤務が過酷な割には、賃金や労働条件が整っていない、複数の夜勤者を雇いたくても、現在の介護報酬の範囲内では極めて難しいという現場の声が出てきます。こうした問題が解決されない限り、みらいとんでんの悲劇は繰り返されることとなります。これらに対し、市長はどのように考えておられるのか、お示しください。

次に、第4期小樽市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス拠点整備についてお尋ねをいたします。

この4月に、北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金、第1次が内示されました。これでは、本市の認知症グループホームが、中部地区に2件、北西部地区に1件、東南部地区に1件の計4施設が整備されることとなっております。さらに、平成23年度にも5施設の整備が予定されております。これは、大変、利用者にとってはうれしいことですが、市の第4期介護保険事業計画では、22、23年度の計画は介護療養病床の取扱いにより、廃止、縮小となる場合があると記されております。国の動向を含め、これについて御説明をお願いいたします。

道内各地では、第5期介護保険事業計画を前倒ししてでも整備する自治体も多く見られます。その中で、中止、縮小の可能性を表明するのは違和感を禁じ得ません。介護事業への参入を考慮している事業者も、市の計画が不透明では、ハード面の投資や雇用、資金計画などちゅうちょする場面もあることと思います。本計画に対する市長の思いについて、御見解をお聞かせください。

次に、教育問題についてお尋ねをいたします。

先月18日、民主党の小林千代美衆議院議員陣営が、北海道教職員組合（北教組）から違法献金を受けたとされる事件で、政治資金規正法の企業・団体献金の禁止、違反の罪に問われた自治労北海道財政局長木村美智留被告の初公判が札幌地裁で開かれました。木村被告は、起訴内容の1,600万円の受領を認めました。

夏までに検討したいとしているため、その動向を注視しながら、当面、定期的な避難訓練の実施など必要な指導等を行ってまいりたいと考えております。

次に、夜勤の実態でありますけれども、市内では、2ユニットのグループホーム25か所中2か所が夜勤者1名で対応しています。また、無届けのショートステイにつきましては、岩見沢市のグループホームのぼやの報道を受け、市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに情報提供を依頼したところ、該当するものはないという結果でありました。高齢者向け賃貸住宅は、国や自治体への届出義務がないことから把握は困難であります。市の指定に係る介護保険施設に併設している高齢者向け住宅は市内に5か所あり、介護保険の実地指導に関連して確認したところ、いずれも夜勤者は置いていないと聞いております。

また、昨年3月の群馬県の高齢者施設の火災を受け、厚生労働省が全国一斉に実施した知事への届出やスプリンクラー設置義務のある有料老人ホームに該当するかどうかの調査では、対象となった市内の高齢者向け住宅8か所については、いずれも有料老人ホームに該当する施設ではなかったと聞いております。

次に、火災による悲劇を繰り返さないための方策でありますけれども、まず、火災を発生させないことが一番大事なことだと思っております。そのためには、各事業所における日ごろの心がけや注意喚起が不可欠でありますし、また、火災のおそれの少ない安全な暖房設備の設置も肝要であろうと思っております。また、万が一、火災が発生した場合には、被害を最小限にとどめるため、スプリンクラーの設置が一番効果的だと思いますし、さらには、自動火災報知設備、火災通報装置などの消防用設備、避難口や防火扉設置などの施設改修も必要であると思っております。また、夜間における人員体制の強化や地域住民などとの避難協力体制の整備も重要なことと考えております。これらのことが速やかに改善されていくことが悲劇を繰り返さないために必要なことであろうと思っております。

なお、これらに対する財源措置につきましては、本年4月23日に、北海道知事から厚生労働大臣あてに緊急要望書が提出されておりますが、当市としましても、引き続き、全国市長会を通じ、速やかな改善策の実現について要望してまいりたいと考えております。

次に、第4期介護保険事業計画のうち、平成22、23年度の整備計画についてであります。同計画は、前政権が進めていた介護療養病床の廃止を前提に計画を定め、同病床の受け入れ先等も勘案した上で、グループホームをはじめとする地域密着型サービスの整備を進める計画でありました。

しかしながら、昨年8月の政権交代により、介護療養病床の廃止を一時凍結し、同病床の実態調査を本年5月に実施、夏ごろまでに最終判断を下す方針に変更されたところでもあります。現在、本市には、介護療養病床が8施設、526床あり、全体の保険給付費の約20パーセントを占め、その動向により、保険料や市の財政負担に与える影響が大きいことから、平成22、23年度の地域密着型サービスの整備につきましては、国の方針を待って判断することにしております。

次に、第4期介護保険事業計画に対する見解でありますけれども、同計画の主な整備計画は、平成22年度にグループホーム4か所、地域密着型特別養護老人ホーム1か所、平成23年度はそれぞれ5か所と1か所の整備を予定しておりました。

しかしながら、本市の高齢化率を考えると、地域密着型サービスの整備は必要との認識はしておりますが、グループホームの整備率が道内10万都市の中で最も進んでいることもあり、ただいま申し上げたとおり、保険給付費への影響を考慮せずに整備を進めることはできませんので、国の療養病床の方針が決まってから判断することにしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 横田議員の御質問にお答えいたします。

教職員の服務規律等の実態に関する調査についてであります。平成22年3月30日付けで、北海道教育委員会から通知がありました。この調査の目的は、子供たちや現場の教職員、保護者や地域の方々の不安や不信を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を確保するため行うものであります。小樽市教育委員会では、4月14日に、臨時の校長会議を開き、調査の趣旨などを説明し、5月6日に集約日として実施しました。この調査は、校長が教職員に対して聞き取りをするものと、市教委が校長に聞き取りをするものなどがありますが、教職員に対して聞き取る調査の状況については、すべての教職員が校長の聞き取りには応じましたが、個々の質問には回答しない教職員が半数以上おりました。

次に、各調査項目の調査結果の公表についてであります。現在、道教委は、全道的な集計に時間がかかっており、文部科学省への報告もされていないことから、市町村の公表については差し控えていただきたいとの見解を示しておりますので、現状では具体的な数字についてお答えできません。

なお、市町村教育委員会段階での集計結果の公表については、道教委の対応を見ながら判断してまいります。

次に、平成21年度の卒業式と、22年度の入学式における国旗掲揚の状況と掲揚の場所についてであります。国旗については、卒業式、入学式いずれもすべての学校において掲揚されております。掲揚の場所については、卒業式では、ステージ正面が1校、ステージの上が21校、フロアが19校となっており、25校が掲揚塔に掲揚しております。入学式では、ステージ正面が1校、ステージの上が12校、フロアが28校となっており、掲揚塔には29校が掲揚しております。

次に、フロア形式で式を実施している学校については、卒業式では21校、入学式は33校となっております。

次に、国歌斉唱の実施状況と国歌斉唱時に起立しなかった教職員のいる学校についてであります。このたびの卒業式、入学式における国歌斉唱については、いずれもすべての学校で斉唱されております。国歌斉唱時に教職員の一部もしくは全員が起立しなかった学校は、卒業式においては塩谷小、祝津小、幸小、長橋小、北手宮小、色内小、最上小、奥沢小、若竹小、朝里小、長橋中、向陽中、朝里中の13校、入学式では塩谷小、祝津小、幸小、長橋小、北手宮小、最上小、奥沢小、若竹小、長橋中の9校であります。いずれも昨年度に比べて減少しております。

次に、児童・生徒の歌唱の状況と着席した学校についてであります。卒業式、入学式のいずれも児童・生徒が大きな声で歌っている学校もありますが、声が出ていない学校も多く見受けられました。また、国歌斉唱時に児童・生徒の着席が見られた学校は、卒業式で5校、入学式で6校となっております。

国旗、国歌の取扱いは、学習指導要領に定められているものであり、今後、教育課程の適正な実施を図る観点からも、年間を通じて指導の充実に努めてまいります。

最後に、教育公務員のあり方についてであります。公務員は全体の奉仕者であって、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもありません。特に、教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに、選挙運動等の政治的行為の制限等についても、公職選挙法及び教育公務員特例法に特別な定めがあります。そのようなことから、服務監督権者としての市教委といたしましても、教職員一人一人が法令を遵守し、服務規律の確保が図られるよう指導してまいります。また、服務が損なわれる事態があった場合には、道教委へ報告し、適切に対応しているところであります。

服務規律の確保につきましては、これまでも校長会議や機会あるたびに周知するなどしながら取り組んでおりますが、今後もお一層徹底してまいりたいと考えております。

初めは、石垣崩落の原因は何かということについてです。

崩落現場は、急傾斜地崩落危険区域です。マスコミの報道によりますと、市では、雪解け水などが原因となった可能性があるとして調査しているとのことでした。質問の準備過程で、私は担当者に原因について確認したところ、石垣の背後に長年にわたって浸透した水の影響により崩落したのではないかとのことので、断定的な言い方ではありませんでした。原因を正確に把握しなければ、石垣の修復についても適切な対応にはなりません。原因について市長の見解をお聞かせください。

次に、被災者、石山町会への対応について伺います。

4月7日の事故当日の対応についてです。

市内各町会へ配布している災害発生時のマニュアルは、平成18年度版を最後に更新していません。しかも、小樽市の防災担当者の携帯電話3本のうち、1本は番号を変更していたにもかかわらず、各町会へはそのことを連絡していませんでした。今後のことを考えても、このマニュアルの修正、更新は必要と考えますが、どういう準備をされているか伺います。

次は、被災者の市営住宅への一時入居に関してです。

市の担当者が避難先の石山会館で被災者の要望を聞き、4月8日から14日にかけて市営住宅へ入居させたのは適切でした。ところが、その際に、持ち家があるから2か月たったら退去してもらいますと受け取られるような対応があったことはいただけません。その後、いろいろなやりとりがあって、最終的に、2か月間経過しても問題が解決しなければ引き続き入居してよいと伝えられたのは5月になってからです。被災された市民の心境を踏まえ、誤解を生まない対応が当然必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次は、石垣修復に関してです。

急傾斜地であっても、修復は個人の土地だから個人負担です、こう受け取られる発言で、事故で衝撃を受けている被災者に対応した問題についてです。

修復に当たっての見積もりは、事故現場に防空ごうによる空洞があればボーリング等で空洞の有無を調査しなければ見積もりは出せないと言われており、また、仮に防空ごうによる空洞が存在しなくても、修復に1,000万円前後、あるいはそれ以上の費用を要すると言われ、衝撃を受けている被災者の気持ちを考えるとき、適切な対応であったのかどうか疑問です。説明を求めるものです。

石垣崩落という予期せぬ災害に精神的にも打撃を受けている被災者に、理事者の言葉をかりれば、市の意向を正しく伝えられないようなことになぜなったのか。初動の対応について経過を説明してください。

これは、小樽市の防災対策の基本にかかわることなので、事実即して今後の教訓にしなければなりません。

次に、石垣崩落の復旧対策についてです。

4月7日の石垣崩落事故の1週間後も被災地でマンホール沈下等の現象があり、消防本部もそれを確認し、石垣崩落との因果関係は特定できないが、今後の変化、観察が必要とのことでした。その後、5月に入ってから、8日と9日の2度にわたり、同じ箇所でも石垣の部分的な崩落が続きました。この事実経過に照らして、2次災害を防ぐためにも地すべり計測などの対策が必要と思われませんが、このことを検討したのか、お聞かせください。

土地所有者が石垣を復旧するにしても、石垣復旧の前提となる防空ごうによる空洞の有無について調査をしなければなりませんので、小樽市として、去る6月1日に調査を行いました。どんな方法で調査をしたのか、説明をしてください。

次に、今後の対策について尋ねます。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 北野議員の御質問にお答えいたします。

石山町における石垣崩落事故について何点か御質問がありましたが、まず、このたびの石垣崩落事故によりまして被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

市の迅速な対応に対して感謝しますというお手紙をいただきまして、恐縮しておりますけれども、何より、今お話がありましたように、石山町会の会長をはじめ、地域の皆さんの御尽力に心からお礼を申し上げたいと思います。市といたしましても、できることは全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

初めに、石垣崩落の原因でありますけれども、一般的には、雨水や雪解け水が長年にわたり浸透し、その水圧の増加により土圧が増大したこと、石垣を後から積み増したこと、石垣が急勾配であることなど、さまざまな要因が考えられますが、今回の崩落については、今の段階では原因を特定することは難しいものと考えております。

次に、被災者、関係町会への対応であります。まず、災害発生時の町内会館利用についてのマニュアルについてであります。これは、平成18年度に、地域住民の災害時における避難及び自主避難先として町内会館を利用することに同意をいただいた町会に配布いたしました。今般、新たなマニュアルを作成いたしましたので、御指摘の点について変更し、各町会に早急に配布したいと考えております。

なお、今後につきましては、内容の変更があった場合は速やかに更新をしてみたいと思います。

次に、市営住宅の一時使用でありますけれども、被災者の方々に対しましては、事故発生の翌日には、面談や電話などで緊急避難先として市営住宅を使用できることを説明したところであります。その際に、今後、緊急避難ではなく、正式に市営住宅に入居する場合も考えられたことから、持ち家がないなどの入居資格要件についても説明したため、緊急避難であっても持ち家がある場合は退去しなければならないとの誤解を与えたものと考えております。今後は、被災者の意向なども十分伺う中で、よりわかりやすい丁寧な説明と対応をしてみたいと思います。

次に、石垣の修復に関する被災者への対応でありますけれども、民有地にある石垣が崩落した場合、原則として、その土地または石垣の所有者が費用を負担し、修復することが基本と考えております。特に、初動段階で被災者の方から市の方で直してもらえないかと聞かれた場合には、この基本方針に沿って答えざるを得ないのではないかと思います。

ただし、事故発生時などにあつては、事情を伺う場合や相談を受ける場合などについては、精神的に衝撃を受けている被災者の方の心情などを十分踏まえて事務的にならないよう配慮するなど、さきに説明しました市営住宅の件と同様に、今後ともこの点については周知徹底をしてみたいと思います。

次に、復旧対策でありますけれども、まず、地すべり計測などの対策であります。崩落当日には石垣をブルーシートで覆い、2次災害の発生防止に努めるとともに、その後も、毎日、消防本部など関係部局の職員が現地へ赴き、状況の変化を確認しているところであります。この間、崩落箇所状況に大きな変化が見られなかったことから、新たな対策は必要ないと判断し、地すべり計測などの対策は行わなかったものであります。

次に、6月1日に行った調査であります。防空ごうに関して、付近住民から聞き取り調査をした結果

を参考に、今回崩落した箇所周辺において電磁波を利用した地中レーダー探査を実施したものであります。このレーダー探査は、電磁波が電氣的性質の異なる境界面で反射する性質を利用し、地中の埋設物や空洞などの把握が可能な調査であります。

今後の対策でありますけれども、まず、石垣の修復についての認識と対策であります。個人などの所有する石垣については、原則としてその所有者が管理すべきものと認識しており、このことから、石垣の安全対策についても所有者が行うべきものと考えております。市といたしましては、これまでも、道路パトロールの際や所有者及び隣接者からの相談に対し、現地の状況確認を行うなど対応しているところであります。今後は、ホームページや町会等を通じて石垣の安全確保について注意喚起を促すとともに、引き続き、所有者などからの相談に対応してまいりたいと考えております。

次に、小樽市特殊地下ごう位置図を作成した経緯であります。まず、昭和48年度に全国で防空ごうの実態調査が実施され、小樽市においても、当時、40か所の防空ごうを確認し、国に報告したものであります。その後、新たに4か所の防空ごうが発見されたことから、平成17年度の実態調査の際に44か所として報告し、位置図を作成したものであります。

次に、処理済みとしている入り口閉鎖箇所の安全についてであります。防空ごうの規模や土かぶり、上部の土地の利用状況、また、内部構造や土質などの条件を総合的に判断して対策工事を実施したものでないかと考えております。

次に、防空ごうの調査であります。市内には、まだ把握していない防空ごうが存在する可能性は否定できませんので、まず、総連合町会等の関係者の協力もいただきながら、具体的な情報の提供をいただく形のできる限りの実態の把握をしてみたいと思います。また、その結果として、安全対策を必要とする防空ごうが発見された際には、特殊地下壕対策事業の採択を受けて、国費により安全対策を実施したいと考えております。

なお、特殊地下壕対策事業につきましては、現状では平成23年度までに採択された事業に限られますことから、制度の継続については要望してまいりたいと考えております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） 再質問をいたします。

初めは、現場の危険な状態の復旧をどうするかという問題です。

空洞調査の結果は6月30日に判明するとのことですが、仮に防空ごうに起因する空洞があつて、それが崩落の原因になったということになれば、空洞の埋め戻しも含め、石垣の復旧は特殊地下壕対策事業で行うことになると思いますが、こういう理解でよろしいか、見解をお聞かせください。

次に、調査の結果、空洞が存在しないということになった場合、先ほど来、市長が説明しているように、個人の所有だから個人で復旧工事をやってくださいとなるわけです。しかし、質問でも指摘しましたが、復旧工事には少なくとも数百万円あるいは1,000万円を超える金額がかかると言われております。私は、町会を通じて、被災者にそういう資力はないと聞いていますし、また、理事者の中にも、被災者と何回か接した中で、被災者にそういう資力がないという認識を持っている方もいるわけですから、個人で復旧しなさいと言った場合は、個人にその力がなかったら、今の崩れた状態を放置することになるわけです。現場にブルーシートをかけて、反永久的にそのままにしておくのでしょうか。安全対策をどうするつもりなのか、お聞かせください。

私も、一般的には個人の財産を利するのに税金を投入することは正しくないというふうに考えますが、今、市長が答弁された、私の指摘したこの項に関して法令の根拠を示していただきたい。

次に、これと関連するのですが、大規模災害の場合は、個人の所有地であっても公費で復旧工事が行われているのは皆さん御承知のとおりです。しかし、今回の崩落事故は小規模であっても、被災者一人一人に置きかえて考えれば、大規模災害で被災を受けた方と同じなのです。大規模災害なら公費で復旧、小規模なら個人負担、これは矛盾すると私は考えます。ですから、先ほども指摘しましたように、こういう場合であっても適用されるような新たな制度の確立を国に要望して、小樽の安全なまちづくりの条件を整える必要があると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、原因についてです。

今回崩落した石垣は、積み増しして傾斜が大変急なげけとしてつくられたという答弁がありました。ここに写真がありまして、市長もお持ちだと思うのですが、御近所の方の話を聞いたら、この石垣の真ん中、下から4分の1くらいのところ、明らかに、古いときに積んだ石垣の上に新たに石垣を急斜面で組んでいったということが推測されるわけです。この積み増したところが圧力になって、従来からあった下の石垣も崩落しているというのがわかります。

それで、崩落の原因については長年にわたって石垣の背後に水が入ったことを起因としていると小樽市の幹部が語っていることが新聞で報道されていますから、私もそのように理解しているのです。

しかし、私は、現場に何回も行って、小樽市の撮った写真も丁寧に見て考えました。崩壊した石垣は、昭和50年代に構築されているのですが、石垣を組む場合は、昭和37年に施行された宅地造成等規制法に基づいて許可を受けて、しかるべく石垣を構築しなければなりません。ところが、それから後に石垣を積み増したところが無届けになっているのです。だから、現場へ行って市の幹部と会ったときも、あるいは、現場を見た市の担当者も一致しているのは、宅地造成等規制法に基づく石垣ではないと言うわけです。

ところで、なぜ、現場を見て、崩落した石垣が法に基づいて構築されたものでないかと判断したのか、説明をしてください。

そういうことをわかっていながら、なぜ、マスコミに、無届けの石垣でこれが崩落の原因にもつながっているのではないかと示唆する説明がなかったのか、私には疑問です。原因についてまず認識を一致させる必要がありますから、原因を特定できなくても、今の質問にはお答えしていただければと思うので、お願いします。

それから次ですが、小樽市内で、確認申請を出さないで無断で家を建てていたら、市は車で飛んで行ってそれを正すわけで、これは、しょっちゅう行っていることです。ところが、石垣を許可なく、しかも大規模に積み上げているのに、なぜ発見できなかったのかということが問題なのです。市内は広いから、全部が全部わかるわけではないということだけで済まされる問題ではないのです。

小樽市内には急傾斜地に指定されているところがたくさんあります。急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律は、昭和44年に施行されているのです。今回崩落したところの家が一番先に建てられたのは、確認申請によると昭和51年6月です。だから、急傾斜地の法律ができて、もうこういうところは危ないですよというふうになっているときですから、当然、小樽市は、確認申請が出たら、宅地造成等規制法に該当する石垣であるのかどうか、気配りする必要があると思うのです。今でも、確認申請が出て、がけの上、石垣の上に建っている場合は、確認申請が適切であれば許可しているのです。建築指導課が、同じ建設部の都市計画課に、石垣はちゃんと適法に施工されたかという照会をするだけで今後の事故を防ぐことができるのです。確認申請の際の義務ではありませんけれども、そういう気配りをして市民の安全を守るということは、私は、やる気があればいくらでもできると思いますが、いかがでしょうか。

それから、最後ですが、市長は、防空ごう調査を今後適切に行っていくということでしたから、ぜひ、この点については、総連合町会等にも協力を呼びかけて、坂のまち小樽の安全なまちづくりを進めていた

だきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 私から答えたもの以外は担当のほうから答えさせますけれども、大規模災害のときは公費で復旧工事を行っているのではないかというお話がございました。これは、自然災害とかいろいろな原因がありますから、一概にここでどうこうお話できる状況ではありませんので、こういった問題については少し調査をさせてください。

それから、防空ごうの調査の関係につきましては、私も、かつて幼少のころに防空ごうに避難した経験があって、富岡町にあったかと記憶しております。間口が二、三間ぐらいありましたか。奥行き記憶はあまりないのですけれども、大人が十分立って歩けるぐらいの大きさであったと思います。そういうところに避難した経験があって、多分、石山町にもあったのだらうと思いますけれども、かなり年数がたっていますから、過去のデータ等を見ながら調査を試みたいと思います。

まず、何よりも石垣の数が非常に多いので、先般の町会長との会議の中でもお話ししたのですが、ぜひ、石垣をお持ちの方は、何かありましたら市役所のほうへすぐ相談してほしいと、お話ししましたので、遠慮なく連絡していただければ相談に応じてまいります。どういう対策をするかどうかは別にしましても、まずはお知らせいただきたいというように思っております。

私も、今日、現場を見せてもらいましたが、高さが非常に高く、すごいがけです。積み増した跡もよく見てきましたけれども、原因をどう特定できるのかちょっとわかりませんが、現在、調査が終わりましたので、これから解析、分析を行って、その後、現在ある関係法令等も調べながら対応できるものは対応したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 建設部長。

○建設部長（竹田文隆） 北野議員の再質問にお答えいたします。

まず、石垣の復旧に関してでございますけれども、防空ごうが発見された場合、どのような補助事業を導入して石垣まで復旧できるのかという御質問でございましたけれども、補助事業名としては、国土交通省の特殊地下壕対策事業ということでございます。これは、危険度の高い特殊地下ごうについて、その安全性を確保するために埋め戻し等の事業を行うことに対しての国庫補助事業でございます。

今、調査を行っておりますけれども、仮に防空ごう等が発見された場合については、先ほど市長からも申し上げておりますけれども、この補助事業を導入して埋め戻しはできるということで考えてございます。

ただし、この補助事業については、今申し上げたとおり、特殊地下ごうの埋め戻し等が対象でございますので、石山町での石垣の崩壊、崩落の部分については、補助対象外となりますので、埋め戻しと石垣の復旧とは別のものと考えていかなければならないと思っております。

それから、防空ごうが発見された場合についてはまず埋め戻しをするということと、今後どうするかという部分については、防空ごうがその石垣の崩落等にどのような影響を与えたのかということも十分に検討しなければなりませんので、その結果によっては、いろいろな方策を考えていかなければならないだろうと思っております。

もう一方、防空ごうがなかったという場合でございますけれども、原則的には、石垣の復旧工事についてはそれぞれの土地所有者、あるいはそれを管理している方の責任で行っていただくということで考えて

ございます。

ただし、今、議員からもお話がありましたように、復旧工事には多額の費用もかかるということで、我々もそのあたりは非常に心配をしているところでございます。放置をされるようなことになると、安全確保という面では非常に問題がありますので、どういう対策ができるかということは、石垣の所有者なり土地の所有者、あるいは関係する方と十分にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから次に、現場に行った担当者が、積み増した石垣を見て、すぐに宅地造成等規制法の届け出のないものだと判断できたのかということでございますけれども、宅造規制法の中では、切り土、盛り土それぞれのり面が30度以上になるもの、それから、切り土については高さ2メートル以上、盛り土については高さ1メートル以上が届け出、許可の対象になるわけですが、それを調べた結果、届け出、許可が出ていないということが発見できたわけで、そういった対応になったのだろうというふうに思っております。

それからもう一つ、建築確認の問題でございますけれども、建物を建てる際、宅地造成が必要な場合については、当然、確認申請の段階で、宅造規制法の許可が得られているのかについては、チェックをいたします。そういった中では、建築指導課と宅造規制法を担当している都市計画課とは連携をとりながら対処するというところでございますけれども、一方、宅地造成が伴わないような既存宅地の場合は、そこに既存の石垣があったとしても、それが許可されたものかどうかについては、確認申請の段階では問うことがないものですから、今回の場合については、ちょっとチェックができなかったというふうに思っております。

今回の石山町の状況を考えれば、今後、既存宅地の石垣等について、建築確認の段階で我々としても十分にチェックをすることがやはり必要だろうと思っておりますので、それがどのような体制でできるかということは、検討させていただこうと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 財政部長。

○財政部長(貞原正夫) 石垣の所有者が工事費の御負担をされるのが基本ではないかというところの法令上の根拠という御質問ですけれども、地方自治法によりますと、例えば、第2条では、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」ということですか、あるいは、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との表現になっております。

今回のような場合は、個人の財産ということになりますので、一般的に公金を投入することになりますと、補助金による助成というスタイルになるかと思えます。その場合、地方自治法の中では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定がございます。

問題は、この公益上の判断につきまして、今回のように、まだ行政が公金を支出していない段階で、公金を支出しないことがどうかという判断の実例というのは非常に少ないのですけれども、支出した後で、それが適正なものであったかどうかという実例はかなりあるようでございます。その場合の公益性があるかどうかという判断は、その事例ごとにされるものということにはなっておりますけれども、結局は、個人の財産に帰する範囲のものであれば、なかなか公益性があるという判断は難しいのではないかと思います。

例えば、私どもも、私道整備のための助成金という制度を持っておりまして、公道に接する部分で、ほ

かの方がいろいろと利用される、そういう場合の整備には公共性、公益性があるということで助成金を支出することについても認められております。これは、私どもだけではありませんけれども、そういうところで判断されるものではないかと思っております。

今回の件は、答弁の中にもありましたように、土地あるいは石垣の所有者が特定されて、そのエリア内の災害という状況でありますので、基本的には皆さんの御負担になるという答弁であったかと思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 先ほど指摘するのを忘れまして、答弁漏れだと思うのですが、小樽市が国に報告した特殊地下ごう44か所のうち、27か所は入り口閉鎖のみになっているということです。そういうことは、結局、中が空洞になっている可能性があるのです。ですから、近い将来、そこの空洞が崩れて事故になる危険性もあるから、その調査はどうするのかと聞いたのですが、私の聞き落としであれば失礼しますけれども、お答えください。

それから次に、建設部長が答弁されましたが、地中レーダー探査で空洞の調査を行って、空洞があった場合、埋め戻しについては補助事業の対象になるけれども、それを埋めた後、その上に石垣を復旧するのは個人だと。後でちょっと修正をかけたような説明もありましたけれども、これは、事実経過に即して考えればおかしいのではないのでしょうか。空洞が原因でつぶれたら、やはり特殊地下ごうの工事全体を個人の負担で行うということにはならないと思うので、この辺は正確にもう一度答弁をしてください。

それから、石垣が、盛り土、切り土、その他の事例から、法に基づくものではないというふうに判断したと言うのですが、その中の一つに、いわゆる水抜きパイプの直径について理事者から指摘をされているのです。だから、私が先ほど言ったように、既存の宅地でがけの上に家を建て替える場合、確認申請の適否だけでなく、それを支えている石垣の、例えば、水抜きパイプの直径を見れば、法に基づく石垣かどうかということはすぐわかるわけです。手間暇かかる話でないから、確認申請のときに、そういう気配りをしてもいいのではないのでしょうか。職員を何人も増やしたり面倒くさい仕事をやるわけではなく、ちょっと都市計画課に尋ねればわかるわけです。それで、法に基づく石垣でないということになれば、危険ですから、その建て主にこういう現状ですよということを知らせるのは、市民を守ることになるのではないかとこのように思うのです。

こういうことを、昭和51年のときにちょっと気を使っていればわかったはずですから、37年に施行された法律に基づく石垣であれば、それに付属する水抜きパイプは今回のように直径が短いものではないはずですから、すぐわかると思うのです。そういうちょっとした気配りが安全を守る上で大きな役割を果たすのだから、ここは明確な答弁をしていただきたい。

それから次は、玉虫色の答弁なのですが、被災者がお金なくて石垣の復旧をできないことになった場合に、先ほどは、被災者、所有者とも十分打ち合わせをして検討していきたい、そういう趣旨の答弁でしたけれども、これではイメージがわからないのです。石山町の崩落現場をどうするかということなのです。ブルーシートをかけたままにしておくのか、連続してずっと石垣が長橋寄りにも続いているわけですから。それから、昔、あそこは、市道浄応寺横通線まで土砂崩れがあったところなのです。それは、町会の人から市も聞かされていると思うのです。ですから、放置しておけば2次災害というか、大きな災害につながる危険があるから、修復する資力がないという場合にどうするのかということを知っているわけです。

落ちた石垣を取り除けば、上からまた土砂がどつと落ちてくることになるし、ブルーシートをかけたけれども、今回、シートを破って2度目、3度目の石垣の崩落が起こっているわけですから、それで済ませ

れる問題ではないわけです。ぜひ、安全対策はどうするのかということについてお答えください。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 国に報告しました地下ごうの関係ですけれども、44か所の地下ごうの処理をどうしたかという、一つは入り口の閉鎖がありますけれども、そのほかに、エアモルタルやコンクリート、それから、土砂を充填したとか、いろいろあるのです。これは、現場を見て、どういう処理をしたほうがいいかということを判断して行ったと思うのですけれども、30年以上も前で、当時の状況を知る職員はいまいませんから、どこか1か所を調べてみるという方法はありますので、それは行ってみたいと思います。

それから、石垣の復旧をどうするのだということですが、これは、先ほどから話がありますように、個人の財産ですから、そこの部分をどう処理していくかということがあります。その後の対応については、今ここでどうします、こうしますということは言えませんので、将来的に、復旧してそこに住むのかどうか、また住めるかどうかもありますし、いろいろな条件がありますから、所有者の方のお話をよく聞きながら、個々に対応させてもらいます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 建設部長。

○建設部長（竹田文隆） 防空ごうがあった場合の対応工事を個人にさせるのかというような御質問でございますが、今調査をやっております段階ですから、あるかないかということにははっきりわからない状況でございますけれども、仮に防空ごうがあった場合については、埋め戻し工事については国費導入で市が行うということは先ほど申し上げたとおりでございます。私が申し上げたのは、仮にあったとして、今の防空ごうと石垣の崩落との因果関係といったこともやはり十分に考えていかないと、その後の対応についても方向性は分かれるのだらうと思っております。決して、市のほうは全く何もしませんということではなくて、防空ごうがあった場合については、それ相応のことを考えていかなければならないのだらうと思っております。ただ、具体的に、今、します、しませんということについては言える段階にはないということでございます。

もう一つ、届け出をしていない石垣を、新たに家を建てる際に、確認申請の段階できちんとチェックができるように、昭和51年当時にそういったようなチェックをしていれば今回のような事態も防げたのではないかと、こういうような趣旨であろうかと思っております。

51年当時に、どのような対応をしたかは、ちょっとはつきり確認はできませんけれども、先ほど申し上げましたように、既存宅地についてはなかなか石垣等のチェックというところまではできていない状況でございます。今後としては、議員がおっしゃったように、建設部内部の話でございますので、十分にチェックできるような体制をとってまいりたいと思っております。

なにぶん、たくさんあるからできないという意味ではございませんけれども、許可申請でございますので、基本的には、事業を行われる方あるいは土地の所有者等々が届け出をしなければならないという制度設計になっている部分であります。そういった中では、届け出がない場合については、普通の道路パトロールであるとか、あるいは、近所の方の通報だとか、そういったことに頼らざるを得ない状況がございますので、今、議員からお話のありました確認申請段階でチェックをするというのは非常に大きな手段であると思っておりますので、そのようなことがどうできるのかについては検討してまいりたいと思っております。

○議長（見楚谷登志） 北野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○8番(中島麗子議員) 一般質問をします。

初めに、介護保険についてです。

さきの横田議員の質問と重複する部分がございますが、通告どおりに質問させていただきます。

3月13日、札幌市のグループホームでの火災を受けて、厚生労働省は、4月23日、全国のグループホームの防火体制の調査結果を発表しています。報告によると、スプリンクラーの設置が義務づけられている延べ床面積275平方メートル以上の施設のうち、設置済みが半数以下の約46パーセントでした。スプリンクラー設置義務のない275平方メートル未満の施設では、設置済みが約13パーセントで、9割近くが未設置でした。この調査では、小樽市内のグループホーム38施設中、スプリンクラーが設置されている施設は13か所で、全体の3分の1、全国設置率より10パーセントほど低い状況でした。今年度16か所、残り5か所は来年度中に設置する予定です。設置義務のない床面積275平方メートル未満の施設は4か所ですが、そのうち3か所はスプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置のすべてが未設置で、小規模施設の防災態勢が極めて不十分です。

施設は1ユニット9人で構成され、全道の65パーセントの施設が2ユニット18人入所ですが、1ユニット9人の施設も226か所、全体の約3割を占めています。夜勤はいずれの施設でも1ユニット1人体制が9割以上ですが、法的には2ユニットまでは1人夜勤が認められています。全道では、2ユニットの1人夜勤体制が33か所、3ユニットで2人夜勤が3か所ありました。小樽市内でも、2ユニット1人夜勤体制の施設が2か所ありました。法令違反ではありませんが、火災どころか、日常介護体制としても十分なのか、心配されます。

我が党市議団は、花岡ユリ子道議とともに、防火体制を含めた施設運営について、現場の意見を聞くために、4月、5月に市内のグループホームを訪問し、13施設と対話しました。皆さんの意見では、火事だと言ってもわからないお年寄りなので、実際には火事になっても自力で逃げられない、火事を起こさないようにすることが一番ということでした。定員9人のある施設では、スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置のすべてがなく、せめて火災通報装置だけでもつけたいけれども、40万円もかかる、連動して消防署に通報できる自動火災報知設備もつけると100万円にもなり、とても設置できないと訴えていました。夜勤体制については、認知症のお年寄り対応ですから、最低でも複数体制にして、2ユニットは3人配置にしてほしいと強い希望が寄せられました。また、数件の施設の夜勤手当は1回2,000円で、介護報酬を改善してほしいと要望がありました。そのほかにも、昨年4月に要介護認定制度が変わり、要介護度が軽判定されるようになって、施設入所を希望しても入れない人が出ている、要介護度が低くなれば事業所収入も減少して施設運営も困難になる、入居者の家族や町会など地域住民を含めた運営推進協議会を2か月に一度開催することになっているが、地域の参加がなかなか得られないなどの悩みが寄せられました。

そこで、何点が質問します。

消防本部は、今回の札幌のグループホームでの火災を受けて、市内グループホームの特別査察を実施していますが、具体的な改善点と今後の日常的な防火対策についてお答えください。

とりわけ、スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置のいずれも未設置の施設に対してどのような指導をして今後の対策を考えているのでしょうか。

2006年1月に7人が死亡した長崎県大村市の火災を踏まえて、政府は、昨年から3年間でスプリンクラー

自動火災報知設備及び火災通報装置が未設置の施設につきましては、厚生労働省では、スプリンクラーの設置に関する面積要件をなくし、加えて、自動火災報知設備及び火災通報装置に対する補助を夏までに検討したいとしておりまして、その動向を注視しながら、当面、避難訓練など必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、スプリンクラーなどの設置に係る補助金の交付でありますけれども、昨年度、10か所のグループホームでスプリンクラーが設置され、補助金の総額は5,336万円であり、97パーセントが補助金で賄われております。また、この10か所のうち1か所は、スプリンクラーと同時に火災通報装置を設置され、全額補助金で賄われており、4か所については、工事費が1平方メートル当たり9,000円以内という補助金の限度を超えたため、自己負担が発生しております。

次に、スプリンクラーの補助金と夜勤体制でありますけれども、本年度のスプリンクラーの補助枠は、既に申請された16か所分はすべて内示される見込みと聞いておりますし、また、例年8月ころには追加募集がありますので、通知が来ましたら、残りの5か所に対し、お知らせする予定としております。

また、スプリンクラー補助の面積要件撤廃に関しては、入居者の安全確保のため、どのグループホームにも設置されるべきと考えまして、3月17日に国への要望案件として北海道市長会へ提案したところであります。

夜勤の複数体制につきましては、非常時の対応や適切なケアの確保、職員の不安軽減などを図るため、職員配置基準の見直しと介護報酬加算の取扱いの見直しが必要と考えており、これらの問題については、4月23日に北海道知事から厚生労働大臣あてに緊急要望を提出しましたので、これらが早期に実現されることを期待しております。

次に、防災設備の市単独の支援策でありますけれども、厚生労働省では275平方メートルという面積要件をなくして、加えて、自動火災報知設備及び火災通報装置に対する補助を夏までに検討したいとしておりますので、早期に補助制度が整備されるよう願っております。

次に、介護職員の処遇改善の取組ですけれども、国では、昨年4月の介護報酬の3パーセント引上げにより賃金の改善を図っており、その効果については本市独自の調査は行っておりませんが、厚生労働省では、全国平均で月額8,930円の賃金改善の効果があったと公表しています。さらに、同年10月からは、介護職員1人当たり月額1万5,000円の賃金改善が図られるよう処遇改善交付金制度が設けられております。この処遇改善交付金は、介護保険事業者が処遇改善計画を作成して北海道に申請することにより交付金が交付される仕組みですが、本年3月末で申請済みの市内の事業者は全体の82パーセントであり、昨年10月時点の70パーセントと比較し、取組が進んでいる現状となっております。

なお、各施設での具体的な改善状況については、本年7月に国が抽出調査を行い、検証することになっておりますので、これを待ちたいと思います。

次に、運営推進会議に対する援助ですけれども、今までは市内に3か所ある地域包括支援センターの職員が運営推進会議に参加して支援を行ってまいりましたが、本年2月からは介護保険課職員も参加して地域連携についてのアドバイスをしており、さらに、札幌市での火災を受け、4月からは消防本部職員も運営推進会議に参加して防火管理面での助言を行っているところであります。また、グループホームに対する近隣住民の協力体制が推進されるよう、5月31日に開催されました町会長と市との定例連絡会議におきまして、町会長より協力を要請したところであります。

次に、要介護認定の改正に伴う認定結果であります。改正前の平成21年2月から3月までの更新申請者のうち、前回の要介護度より軽くなった方は15.4パーセント、改正後の21年5月から9月までは26.9パーセント、一部見直し後の21年11月から22年3月までは24.2パーセントになっております。

次に、要介護認定制度を廃止すべきとの御指摘でありますけれども、要介護認定は全国一律の基準に基づき実施されておりますが、国は、昨年4月に、市町村の判定結果のばらつきを是正することを目的に改正をしました。しかし、介護保険制度開始から10年がたっていることもあり、また、確かに認定調査や介護認定審査会などに多くの費用や手間がかかっていることから、より簡便な方法に見直すことが必要なことと考えております。このことは、5月31日に厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護部会でも要介護認定の見直しを求める意見が相次いだと報道がなされていることから、今後、この部会で一定の見直しがされるものと期待しております。

次に、新幹線の問題ですけれども、新幹線延伸後の並行在来線の関係ですが、初めに、第三セクターにおける赤字運営についての御質問であります。整備新幹線の先行県における第三セクターは、青森県の青い森鉄道、岩手県のいわて銀河鉄道、長野県のしなの鉄道、熊本県、鹿児島県の肥薩おれんじ鉄道の4社がありまして、いずれも累積赤字を抱えていると承知しております。

国におきましては、昨年12月に、整備新幹線問題検討会議及び調整会議を設置し、整備に関する基本方針などが決定され、今後、並行在来線の維持のあり方や地方負担の軽減について検討されることになっておりますので、その動向を注視していくとともに、検討結果に期待しているところであります。

次に、並行在来線に係る経営分離の同意ですけれども、現在、道内においては経営分離に同意しない方針を表明した函館市の問題などが大きな課題となっておりますので、北海道に対し、調整を急いでいただくよう要請しております。今後とも、関連情報の収集を図りながら、北海道や沿線自治体の皆さんと連携して慎重に判断しなければならないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、北海道教育委員会が実施した平成19年度1年間の学校給食食材購入金額に占める地場産物の使用割合についての調査であります。本市における地場産物の使用率は、食材全体で64.2パーセント、主食用パン及びめん類が98.2パーセント、畜産物及び加工品が50パーセント、水産物及び加工品が15.9パーセントとなっております。

次に、地場産物の使用状況についてであります。食材全体の使用率は、全道の70.9パーセントに比べて本市は64.2パーセントと若干低くなっております。また、水産物の使用割合が低いことについてであります。学校給食の調理場において、直接、生魚を扱うことは衛生管理上難しく、これまで行っておりません。水産物の使用に当たっては、衛生的な調理作業を確保することができる食材であることや、限られた時間の中で大量調理に対応できる食材であることなどが条件となるため、水産物を使用する献立数が限られ、水産品食材の使用割合が低くなっているものと認識しております。

次に、学校給食への地場産物の今後の導入拡大についてであります。地場産物の使用は、食育や地域の産業、特産品への理解を深めることにもなり、望ましいことと考えております。学校給食では、食材の安全性はもとより、栄養価、規格、品質、価格、子供の嗜好、調理作業などさまざまな面を考慮することになりますが、今後ともできる限り地場産物の使用に努めてまいります。

次に、水産品の利用拡大に向けた施設の改善についてであります。現在の調理施設では製造業者が加工した生魚を調理することも困難であるため、現状では冷凍加工食品を使用しております。現在計画している新しい共同調理場においては、切り身などの半加工品が調理できる施設にしたいと考えて検討しております。

最後に、学校給食において、漁業協同組合などとの連携による地場水産品の活用についてであります。

現在、小樽市漁業協同組合では、小樽産海産物をより付加価値を高めた製品として開発する事業を検討していると聞いております。地場水産品の学校給食への活用は、地産地消の観点からも大切なことと考えており、今後も、関係部局とも連携を図りながら水産関係者などと意見交換をしてみたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

○8番（中島麗子議員） 再質問を行います。

最初に、介護保険の問題ですけれども、市内のグループホームの訪問を通じて小規模施設の矛盾というものを感じました。同じ認知症のお年寄りの介護をする施設なのに、275平方メートル未満の施設にはスプリンクラーはつけなくてもいいという国の基準です。これは、もう補助金節約の政策でしかない、私は大変納得ができない思いです。今回、火災があったところも、これまで起きた幾つかの施設でも、9人規模の小さなところが多数の死者を出すということが繰り返されているのです。ここに来て初めて全国的な話題になって、今、改善が求められるところまで来ましたが、当初から、小規模施設をこの補助金の対象外にするという政策自体に間違いがあったと私は思います。

施設内に火事だということを知らせる自動火災報知設備と、消防署に直接連絡が行く火災通報装置を23年度末までに整備するように義務づけられているのですが、これは補助金の対象になっていないのです。スプリンクラーをつけて、ちょっとお金が余ればそれも含めて設置していいということになっているということは今答弁があったとおりですけれども、実際に火災通報装置をつけていない施設が今11か所あって、このうち7か所は今年度中に設置する予定ですが、どちらも設置していない施設が、結局、3か所残るので非常に心配です。市長の御答弁では、8月をめどに厚生労働省が検討した答えが出るはずだと言っていますから私も期待しております。しかし、もし今年度中に見通しが立たないときには、市独自の助成というのが検討できないのか、このことを期待したいのです。

札幌市議会の中でも、同じようにこのスプリンクラー整備の補助を求める質問が出たようですが、これに対して、札幌市は、国の動きによっては市が先行して整備することを検討するという答弁をしております。小樽市も、財政事情がありますので、スプリンクラーとまでは言いませんけれども、せめて、火災を施設内に知らせる、消防署に連絡できる、そういう通報装置だけでも設置できないかということ、実際に現場の皆さんもそれだけでも設置したいのだと言っていましたので、一部援助でもできないのか、ぜひ検討していただきたいと思います。そういう点で、残る3施設の丸裸状態といいますか、消火器があるだけという態勢に対して何らかの対応が必要ではないかと思えます。再度、お答えください。

あと、介護従事者の処遇改善の点では、約80パーセントの事業者が申請しているということで、調査では8,000円ぐらいは上がったと言うのですけれども、現実に私たちが訪問しましたら、みんな、とても楽になったという話は全然なくて、もう依然として大変だと言うのです。そういう意味では、これまでの政策で改善されたということになるのかなという気がするものですから、今後、さらに国の政策として処遇改善の対策というものが何か検討される予定があるのでしょうか。これについてもお聞きしたいと思います。

要介護認定の問題ですけれども、小樽市の報告では、昨年2月、3月の時点で、前回の認定結果と比べて要介護度が低くなった人が15.4パーセントだったところ、4月に認定改悪したときに約2倍の26.9パーセントに上がって、さらに、見直したと言うにもかかわらず、21年11月から3月のときには24.2パーセントですから、結局、以前の15.4パーセントに比べてみれば、改善になっていないという結果なのです。

これは、北海道の自治体の調査だけなので、全国的な調査だったわけではありませんが、なぜこんな結

○市長（山田勝麿） 介護保険関係で私が答えたもの以外は部長から答えますけれども、火災通報装置が未設置の3施設について、市単独で助成できないかという話ですけれども、札幌は札幌としまして、認知症の入居者を預かっている管理者の責任もあると思いますから、そういった管理者側の考え方もよく聞いて、その上で対応したいと思います。

それから、並行在来線の関係ですけれども、今、函館市が反対していて、同意しないというふうに言っています。同意しなれば認可になりませんから、これはもう見込みがないわけです。ですから、その辺がどうなるのか、函館の出方を見なければいけないのですけれども、先般、函館市長にお会いしたときには、大変申しわけないと頭を下げていましたが、函館は函館で事情があるみたいです。今、函館駅の駅舎を新しくして、駅前広場の整備を含めて約100億円かけたそうです。それは、新幹線延伸を見据えてやったのですけれども、それを、並行在来線は通さないということになると、とてもじゃないけれども、同意できないというのが函館の意見ですから、函館がどういう対応をするのか、そういうものを見た上で我々としては考えていきたいと思っています。そういうことでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

○医療保険部長（志久 旭） 介護従事者の賃金でありますとか処遇改善が図られていないのではないかとございまして、処遇改善交付金の申請率につきましては、小樽市が82パーセントで、全道も全国も82パーセントとございまして、全国並みに申請がなされているのだというふうに思っております。

それから、昨年、3パーセントの介護報酬が引上げされた分が介護従事者の賃金に反映されていないのではないかとございまして、これはまだ厳密な数字ではございませんけれども、毎年提出いただく現況報告書の中で、資料が提出されている21施設では人件費の比較で対前年比6.8パーセントほど上がってございまして、これも、国の3パーセントの報酬改定分、それから、月額1万5,000円の処遇改善交付金と、両方の影響率は、小樽市においてもほぼ同じような数字が出てきているのかなというふうに思っています。そういう意味では、徐々には改善が図られているのではないかとございまして。

それから、要介護認定の軽度化でございまして、平成21年4月の改善前の数字が北海道新聞に載りました調査の結果よりも4.4ポイント多く始まっておりますけれども、改正後の21年5月から9月の数字では26.9パーセントということで、2月から3月までの数字より11.5ポイント高くなっております。けれども、全道の数字も11ポイント高くなっておりますので、ほぼ同じくらいになっております。さらに、見直し後の21年11月から22年3月までの数字が24.2パーセントということになっております。改正後の26.9パーセントと比べて、マイナス2.7ポイントになっておりますけれども、新聞に載りました数字もマイナス2.4ポイントということになっておりますので、改善の状況の動きについて、小樽市は全道の動きと変わっていないのではないかとございまして。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育部長。

○教育部長（大野博幸） 中島議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に、学校給食での水産品の道内なり道外、国外別の原材料の産地の関係なのですけれども、簡単に分けますと、先ほど議員の指摘にもありましたけれども、サバのみそ煮ですとか、単品のおかずとして水産品を使っているものがあります。それともう一つのグループとしては、シーフードシチューですとか、エビシューマイですとか、具材として水産品が主な原料になっているものがあります。

前段で教育長からも答弁しましたが、小樽の場合、どうしても、施設の関係もありまして、水産加工品については冷凍食品がメインになってございます。単品のおかず、それから具材、合計しますと200回ほどの給食のうち58回ほど水産加工品を使っているのですけれども、道内、道外、国外の原産地の状況では、道内が24パーセント、道外が24パーセント、国外が52パーセントと、国外が一番多い割合を占めています。それは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、シーフードカレーに入っているエビですとか、国外の冷凍物が入ってきていることに起因しているのかなというふうに思っております。

それから、今後、新しい給食センターの建設過程の中で、道産品、特に水産加工品については、冷凍食品ではなくて、いわゆる半加工品的なもの、そういったものも利用できるような施設整備を考えていきたいというふうには考えております。

ただ、私は、さまざまな学校給食のお勧めメニューといったようなホームページを見るのですけれども、やはり、100食、200食の段階では、それこそ魚を3枚におろしてすり身にする段階から行うところもあるのですが、小樽市としては基本的にセンター方式で考えておりますので、そうなりますと、調理するのは9,000食、2台に分けても5,000食程度になりますから、どの段階から生魚を使うかといった部分の検討はありますが、いずれにしても、道産品、あるいは市内の産物、生産品、そういったものの使用を拡大できるような、施設整備も含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 医療保険部長の答弁ですけれども、数字は北海道社会保障推進協議会の調査と小樽市も変わらないという状況を説明していただいたのですけれども、変わらないからいいということではなく、要介護認定が制度改正によって低く出る率が高くなっているということが問題だと私は思っているわけで、そうなればサービスを受ける総量が減っていくわけですから、そのような要介護認定方法の変更がどんどん続くようなことでは、住民サービスとして問題があるのではないかという意見でございます。そういう点で、全国的な調査も行って、要介護認定がどんどん軽度化するようなやり方は改めてほしい、そういう趣旨で申し上げたということをお伝えしたいと思います。

それから、市長は、函館のことはしきりにおっしゃるのですが、その答弁を聞いていると、函館が同意しないことによって北海道新幹線の延伸が認められなくなることを大変心配されていて、その動向を注意したいというふうに言っているように聞こえるのですが、そういうことになれば、山田市長の見解としては、JRからの函館本線、蘭島駅、塩谷駅も含めた経営分離については進める立場だというふうに判断してよろしいのでしょうか。私たちはそれでは困ると思っておりますので、ちょっと確認したいと思います。

魚給食の問題ですが、生魚が使えないということをしきりにおっしゃるのですけれども、私は、今回、生魚を使えと言っているわけではなくて、後志の寿都町のメニューも見てみましたが、山のように水産品が使われていて、よく見たら、やはり米飯給食が多いのです。主食との関係もあるのかなと思いついて、小樽市の主食の導入の仕方の検討だとか、それから、栄養士ともお話ししましたが、病院給食を扱っているときも、たった200枚の切り身を市内業者で調達することができなかったと言うのです。市内に加工組合もあって水揚げする魚もある、しかし、それを市内で消費するシステムがまだまだ不十分なのだなという実感をすごく持ったのです。

学校給食や病院給食など、市内のさまざまな分野で小樽の魚を加工品として流通ルートに乗せていくということも一つの大きな課題だと思うのです。昨日は、観光の問題で、地場産品のシャコやニシンを利用してすばらしいという話をしていましたけれども、ぜひ学校給食や市民の食材に地場産品が導入される形

〇10番（齊藤陽一良議員） 一般質問を行います。

まず、児童館を含むコミュニティセンターの新設などの整備、充実の必要性と、応急的な対応の可能性について伺いたします。

本市における児童館を含むコミュニティセンターの整備は、極めて立ち遅れた状況にあります。平成11年に竣工したいなきたコミュニティセンターの整備以来、市財政の窮迫もあって、全く手がつけられていないのが現状であります。東南部地区の地域住民からは、町会、自治会、子供会、長寿会など、地域コミュニティ活動の拠点となる施設の不足とその必要性を訴え、早期建設を求める陳情も提出されており、また、議会議論においても、次に建設をすれば東南部地区、場所としては国道5号沿いの朝里十字街の市有地との考え方が示されております。前の総合計画である「市民と歩む21世紀プラン」には、その現実性はともかく、中部地区などにおけるコミュニティセンターの整備が文言として明確にうたわれていたわけですが、現行の第6次総合計画においては、基本計画のIV市政運営の「3つの基本姿勢」の中で、「1参加・協働によるまちづくりの推進」の（2）として、地域コミュニティの強化を図るための活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実が挙げられているにすぎず、各地区における建設・整備の方向性が明確ではありません。

まず、第6次総合計画のもとでの児童館を含むコミュニティセンターの新設などの整備・充実施策の位置づけと、特に東南部地区におけるその必要性の認識についてお示してください。

次に、現在、もとより本来の姿ではないとしても、市財政もやっと改善の兆しを見せているわけですが、市立病院の統合新築、学校耐震化、公営住宅の長寿命化、市民プールの建設など、大きな財政的手当て、財源面での工夫を必要とする市政運営上の課題は山積しております。児童館を含むコミュニティセンターの整備については、その市民生活の質を高めるという今日の行政に期待されている役割から見て、決して等閑に付することは許されない問題であります。今こそ、その財政的な見通しや事業手法などについて具体的な検討を行うべき時期に来ているのではないかと考えます。PFIなど、民間の知恵や力も取り入れた事業手法なども含めた可能性についても御見解をお示してください。

以上の点を考慮した上で、実現までのプロセス、おおよその年数など、お示しいただける限りで見通しをお聞かせください。

その際、東南部地区のコミュニティセンターと一体のものとして構想されていたこともある小樽市消防署朝里出張所が、本年2月1日、同コミュニティセンターの建設場所として想定をされている土地の一部に先行して竣工いたしました。これ自体は地域の悲願が実ったものであり、地域の安全・安心にとってまことに喜ばしい限りであります。1点、確認しておきたい点は、将来的に同土地にコミュニティセンターを建設する場合に、土地利用の面から大きな制約を受けるようなことにはならないかということについて、現時点での御見解をお示してください。

次に、東南部地区の児童館を含むコミュニティセンターの必要性、活動拠点の不足の深刻さ、その利用度の高さや緊急性にかんがみ、地域内の民間既存施設の活用など、応急的な対応の可能性について伺います。

その必要性については、市も認識をされており、将来的には建設される希望は持てるにしても、実際に竣工に至るまでには相当長期にわたることが予想をされる場合に、現実の地域活動は日々行われ、しかも、活動の意欲も意識も高い住民が多く存在し、その活動の場の不足が深刻な問題となっていることに対応して、地域内で遊休化している民間の既存施設などについて、本格的なコミュニティセンター建設までの間、その施設を市が借り受けて活用をするなどの方法でコミュニティセンターや児童館などの機能を応急的に代替させる施設を設けることは考えられないのか。そのような活用の可能性を参加・協働のまちづくり

ーターとして活動を企画されたり、人材の発掘などに活躍されている方、さらに、それぞれの教室に場を提供されている公民館の館長をされている元小学校長の方などから、直接、御苦労されている点や成功のポイントについて伺うことができました。

唐津市では、各小学校区に公立公民館があり、そこを中心に28か所の放課後子ども教室を開催、平成21年度の経費の決算見込額は1,721万7,000円、財源は国、県、市が3分の1ずつの負担で、延べ開催回数は1,667回、参加した子供は3万34人、延べ実施日数は1,313日となっています。

鏡子ども教室は、地域主導による実行委員会形式で実施されており、読み聞かせのお話し教室や佐賀大学の教授が競技かるたを指導するかるた教室、謡や茶道などの伝統文化に触れるものなど、特色ある内容が工夫されています。下地として、長年培われてきた公民館活動があり、地域の社会教育関係団体や地域住民の方々が協力して、地域で子供を育てようという強い信念の下、そのネットワークの中から地域に潜在的にある教育力として、いろいろな分野で講師や指導者として活動していただけるボランティアの方を次々と発掘できているということが成功のポイントとなっていると感じました。

本市では、現在、放課後子ども教室は実施されておりません。その理由として、従来の議論の中では、240日という実施日数が確保できないこと、放課後児童クラブとの一体化が難しいこと、そして、コーディネーターや安全管理員、アドバイザーなどのボランティアの方の確保が現状でも厳しいことなどが挙げられています。まず考えなければならないことは、国が放課後子ども教室を打ち出すきっかけとなった子供にかかわる重大事件の続発や、青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下などは、首都圏や近畿圏の大都市部で顕著に見られる現象であって、本市のような地方都市においては、地域の教育力は比較的健在であるから必ずしも国の施策に沿う必要はないという議論であります。このこと自体の正否の判断はおくとして、この論法では、本市において実施できがたいとされているさきの三つの理由がたとえ改善されたとしても、本市において放課後子ども教室を実施する理由はないことになってしまいます。

もう一つの考え方は、本市においては、確かに地域の潜在的な教育力は大都市圏などに比べて健在であるにしても、その力を引き出して目に見える形にまとめ上げる仕組みとして、すなわち地域の人材を活用し、地域での教育力をより高める方策として、できるならば放課後子ども教室のような取組を検討していくという方向であります。

教育長は、いずれの方向を考えておられるのか、御所見を伺います。

今回、唐津市の先進的な事例を学ばせていただき、国から当初示された240日実施というハードルはかなり弾力的であり、放課後児童クラブとの一体化という点についても、ある程度の連携をとっていくことでクリアできる可能性もあることがわかりました。問題は、熱意を持って地域の子供たちを育てていこうという人材をどのようにして発掘し、まとめ上げていくかであります。

その点で、本市において平成16年から実施されている地域子ども教室は、当初、国の委託事業としてスタートしたものの、現在は本市独自の取組として市内すべての学校で実施されており、事業名称はともかく、内容的には、全国的に見てもいわゆる放課後子ども教室に匹敵するものであると考えます。したがって、本市においては、現行の地域子ども教室にかかわる多くのボランティアの方々の人材の輪を少しでも拡大、充実していくことにより、将来的にこれが放課後子ども教室に移行できることを目指すべきと考えますが、教育長の見解を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

(山田勝麿市長登壇)

〇市長（山田勝麿） 齊藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティセンターの整備、充実に関しての御質問でございますが、まず、第6次総合計画におけるコミュニティセンターの新設などの施策の位置づけについてであります。第6次総合計画では、市が置かれている現状の財政状況などを踏まえ、当面、財政再建を図ることが喫緊の課題であることから、新規事業については選択と集中を基本に位置づけたものであります。このため、コミュニティセンターの新設や整備については具体的な方向を明記しておりませんが、人口減少や少子高齢化、核家族化など社会状況が変化の中で、地域の活力を維持するためにコミュニティ活動を支援することは重要なことと考えております。

特に、東南部地区におけるコミュニティセンターについては、かねてより地域の皆さんからの声や具体的な要望も伺っており、市といたしましても、人口集積など地域の状況からも必要と考えており、既に建設のための用地を確保しているものであります。

次に、コミュニティセンター整備の具体的な検討であります。事業手法については、これまでに、民間の資金やノウハウ等を活用するPFIによる事業の検討や試算を行いました。民間の事業手法では事業規模の点などから収益を確保するまでには至りませんでした。一方で、本年4月、小樽市は過疎債が適用されることになり、いわゆる過疎債の充当が可能となったことなどから、財政負担としては有利な状況も出てきておりますので、事業手法や財政的な見直しなどを含めたさまざまな検討が必要と考えております。

次に、実現までのプロセスとのおおよその年数ですけれども、プロセスとしましては、一般的には、地域の皆さんとの懇談などにより、地域の意向を把握しながら、財政状況も踏まえ、事業手法について検討した後、コミュニティセンターの規模や必要な機能、管理運営体制などについての検討が必要であるとと考えております。また、実現までのおおよその年数ですが、現時点で明確に申し上げることはできませんが、今後、病院の統合新築や学校の再編に係る耐震化など財政的に大きな負担のある事業が控えておりますので、財政健全化計画の進捗状況などを考慮しながら建設時期について判断していきたいと考えております。

次に、消防署朝里出張所が建設されたことによる面積的な制約を受けないかとの御指摘ですが、出張所の建設により残面積は約2,415平方メートルであります。この出張所は、将来のコミュニティセンターの整備を前提に、施設の位置や配置、さらには車両の出入口等に配慮して建設しています。したがって、コミュニティセンターを整備する場合に土地の利用面から制約を受けることはないと考えており、面積的にもいなきたコミュニティセンターと同規模のものを建設することは可能と考えております。

次に、コミュニティセンターの建設まで民間の遊休施設の応急的な活用ができないかということでもありますけれども、仮に民間の遊休施設であっても、多額の改修費をかけて応急的な活用をすることは現実的には難しいものと考えております。

次に、共同募金の着服問題についての御質問であります。北海道共同募金会は、社会福祉法第113条の規定に基づく社会福祉法人であり、このたびの着服問題に対し、本市が直接関与する問題ではありませんが、本年6月1日付けで名称変更された当法人の内部組織であります小樽市共同募金委員会に確認したことについてお答えいたします。

まず、経過であります。平成21年3月31日に着服が発覚し、金額は平成20年度分の寄附金と事務費を合わせて約400万円であり、この金額については、本人も認め、返還されております。しかし、平成19年度以前の会計でも不明な点があり、小樽市共同募金委員会の内部調査では、最終的に、被害額は平成11年

度から20年度まで約1,129万円となったものであります。

動機、原因ということでありますが、当委員会が本人から聞いたところでは、知人の借金を肩がわりしたのが発端で、経済的に困窮したことが動機と思われるが、詳しい事実関係については今後の司直の調査を待つことになろうと言っております。共同募金委員会としては、現在進められている当局の立件調査を待って告訴することを決定しておりますが、北海道共同募金会への弁済についてはあくまでも本人に求償することとしております。

また、北海道共同募金会を中心に、監督官庁である北海道や北海道社会福祉協議会等にも、随時、必要な報告をしていると聞いております。

なお、当該職員につきましては、当協議会の就業規則により、平成21年4月29日付けで懲戒解雇されております。

次に、本市と社会福祉協議会との関係であります。まず、財政面と業務についてであります。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく法人格を有する民間組織であります。社会福祉活動への住民参加を推進する公共性の高い事業が中心であり、運営費の多くを公的な資金で賄っております。本市の平成22年度の状況として主なもの、事務局を運営するための職員11名の人件費の一部を交付金として約3,380万円を支出しております。また、総合福祉センターの管理運営についても、指定管理者として委託料4,740万円を支出し、介護保険事業としても、中部地域包括支援センターの運営事業を3,080万円で委託しております。人事面でも、現在、福祉部から2名の事務職員を社会福祉協議会事務局長と事務局次長として派遣しており、事務局全体としては13名で運営しており、福祉資金の貸付け、福祉除雪、給食サービス、ボランティア関係や民生委員協議会などの業務を行っており、地域福祉の増進に貢献しております。

次に、社会福祉協議会の運営に対する市の監視と着服問題に対する市の対応であります。社会福祉協議会は、財政面で市からの多くの資金を受け、多様な福祉サービスなどの業務を担っておりますので、当然、市からの監視は厳しいものでなくてはならないものと考えております。現状では、派遣している職員を中心に日常の業務進行を監督しているほか、書類による定例的な報告や個々の業務についても、市の担当者との協議を重ねながら事業が進められています。

また、共同募金会の着服問題に対する市の対応や市民への説明であります。これは、当事者団体が行うべきものと考えておりますので、御指摘のあったことにつきましては当該団体にお伝えをいたします。

次に、共同募金会の着服問題に対する本市の責任であります。この募金事業に、直接、市がかかわっているわけではありませんが、市から小樽市社会福祉協議会に派遣している事務局長が共同募金委員会の事務局長も兼務していることから、当該職員の管理監督責任はあるものと考え、市として、事務局長を平成21年7月23日付けで懲戒処分をいたしました。

次に、小樽市共同募金委員会の再発防止や業務改善についてでありますけれども、今回の着服については、長年にわたり、1人の担当者に通帳、印鑑の管理、経理、文書收受事務等を任せていたことが大きな問題であり、事件発覚後、直ちに印鑑や通帳の管理、文書の收受事務等をそれぞれ別の職員に担当させ、相互にチェックする態勢と市、さらに、出納責任者による領収書や、現金出納時には預金口座を、その都度、検印をするほか、当委員会の会計監査についても年1回から年4回の実施に変更し、再発防止に万全を期していると伺っております。

なお、社会福祉法人の運営や指導・監督については北海道が所管していますが、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、地域福祉の担い手として、今後とも、市と連携し、各種事業を実施していくこととなりますので、その実施事業の内容や組織体制などについてより一層注意を払ってまいりたいと考えております。また、社会福祉協議会におきましては、介護保険事業や各種の福祉事業を実施しております。

えまして、臨時会や市立病院調査特別委員会での議論も報道されております。

そこで、基本的な考え方について質問をいたします。

医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、高齢化社会を迎え、医療の必要性はますます高まり、また、地域医療の重要性は住民生活を支える必要なインフラという認識は、市民合意を得たものと確信されます。一方で、前政権が10年余りにわたって医療費削減の方策として推進してきた数々の施策によって、病院の経営は形態にかかわらず厳しくなり、そのため病院建設は冬の時代を迎えたと解説されています。最近の傾向として、新しく建設された病院は、医師に過重な労働を求めるなどの不安から、かつてのように医師を集めることができなくなっているとも言われています。

そうした厳しい環境の下で新市立病院の建設計画がスタートするわけですから、事業管理者や理事者、議会も大きな責任を負うこととなります。市長は、臨時会で、豪華な病院を建てる気はないと答弁されておりますが、完成後の新市立病院の経営を考えると、あらゆる工事工程を厳選して建設費を極力低く抑える必要があることは当然と思えます。

いかなる根拠に基づくものかは不明ですが、既に民間病院に比べて建設費が高すぎる、診療科目を厳選して病床数をさらに絞るべきだとの指摘があると新聞で報じられております。最近報道された公立病院の建設後の厳しい病院経営を特集した番組で、病院建設に絡んで、議会が、50年に一度の大型公共事業であり、地元業者の参入を強く求め、結果的に建設費が30パーセントも割高になった例や、病院の委託業務を地元業者に発注し、その後、経営分析の中で、通常の委託料の3倍もの契約となっていた例が報じられています。

将来の負担を軽くし、また、新病院の安定した経営を支えるためには、少しでも建設費を抑える必要がある一方で、市が設置する病院として地元業者をどう考えるべきかという難しい問題があります。開院後の清掃、給食などの委託業務費についても、金額のみを追求したため、利用者の苦情が多く、信頼を失った例もありました。単純に価格のみを優先すれば、市長も、議会としても、相当な覚悟が必要であると考えますし、そうでないとすれば、市民に対して、その検討経過について説明責任を果たす必要があるものと考えますが、この点について市長の見解をお伺いいたします。

次に、グループホームの防火対策についてお伺いいたします。

本年3月13日、札幌市北区の認知症グループホームで火災が発生し、入居者7名が死亡する痛ましい事故が起きました。これまでも、この種の施設火災は多くの人命が失われるケースが多いことから、全国的にも火災予防と対策が求められてきました。今回は、洗濯物を乾燥させるために石油ストーブの近くに干したことが原因と推定されており、防火設備や避難誘導体制の不備が再び指摘されております。

小樽市は、4月7日、市内の社会福祉施設60施設を消防本部と建設部、福祉部、医療保険部で立入調査を実施したと報告をいただいておりますが、その結果、消防本部から指摘を受けた3施設と建設部から指摘を受けた2施設には、どのような問題点を指摘し、どのような指導をされ、その後、改善がなされているのか、お伺いをいたします。

また、福祉部と医療保険部は指摘事項なしとされていますが、どのような項目を調査されたのでしょうか、お答えください。

私どもも、品川区や渋谷区の特別養護老人ホームや重度の障害者施設の視察をさせていただきましたが、相当設備が整った施設であっても、万が一、火災が発生した場合を想定すれば、施設の職員が全員出勤している状態でも完全な避難誘導体制は難しいとの本音も聞かれました。避難訓練の様子を見ますと、車いすでの避難はルートが限定されることや、マットレスごとの避難状況から、実際、現場での限界を感じる思いでありました。

うなことから、新幹線効果を最大限に発揮し、後志地域が発展していくためにも、札幌までの延伸は欠かせないものと考えており、今後とも、北海道や他の期成会と連携しながら、後志管内の市町村が一丸となって、政府や関係機関に対して、新青森－新函館間の早期開業はもとより、新函館－札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成について粘り強く要望してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院の建設費や開院後の委託業務費についてでありますけれども、将来の負担や持続可能な病院経営を考えますと、特に新病院建設は大きな事業でありますので、より負担の少ない形で実施することが重要な課題でありますし、開院後の清掃等の委託業務費につきましても同様と考えております。一方では、議員が御指摘のとおり、地元経済への影響をどう考えるかという視点で地元発注などへの配慮も必要と考えております。今後、基本設計を実施していく中で発注方法などの提案もなされてまいりますので、その提案内容などについて議会へも報告し、十分審議をいただいた上で判断をしてまいりたいと考えております。

また、開院後の清掃等の委託業務費につきましては、現在も病院局で縮減に向けた取組を進めていると聞いておりますので、その成果を踏まえながら、病院事業管理者の下、適切な対応がなされるものと考えております。

次に、市内の社会福祉施設についての御質問でありますけれども、初めに、本年4月に行った立入検査の実施結果であります。消防本部指摘の3施設につきましては、1施設が防火管理者の未選任、もう1施設は自衛消防訓練の未実施、さらにもう1施設は防火管理者の未選任、消防計画の未作成及び自衛消防訓練の未実施について指摘し、直ちに改善指導を行った結果、5月7日までにすべて改善済みであることを確認しております。

また、建設部が指摘した2施設ですが、1施設は、当初の建築確認申請では使用しないとしていた部分に入り口を設け、部屋として使用していたことから、増築の申請が必要であると指摘しました。その後、事業者から原形に戻すとのおしりがあり、4月30日に当該部分が当初の申請どおりに戻っていることを確認しました。もう1施設は、建築物や建築設備の状況に関する定期報告の未実施を指摘しましたが、その後の調査の結果、当該施設は定期報告が必要となる面積要件に達していないことが判明したため、その旨を事業者に通知いたしました。

次に、福祉部と医療保険部の立入検査の調査項目ですが、福祉部は、道が認可権を有する老人や障害者の福祉施設を担当しておりますが、立入検査に際しては地元の担当として消防本部と建設部の調査に同行したものであり、指摘事項はありませんでした。医療保険部は、グループホームの指定権者として、人員配置基準が守られているか、災害時の関係機関への通報体制が整備されているか、喫煙者がいる場合、火気の取扱いは適切かについて調査を行い、いずれも指摘事項はありませんでした。

次に、暖房設備や乾燥設備、炊事場等、火気取扱場所に対する規制であります。現在、設備の位置、構造及び管理の基準について小樽市火災予防条例で定めております。また、定期的に行う立入検査時には、本条例に基づき、使用状況を確認し、不適切な場合には必要な改善指導を行っております。したがって、現行の火災予防条例に必要な事項が十分盛り込まれておりますことから、現在のところ、さらなる厳しい規制を設けることは考えておりません。

次に、防火対策に関する要望ですが、本市としては、高齢者の安全確保の観点から、すべてのグループホームにスプリンクラーが設置されるよう、275平方メートル未満の施設に対する面積要件の撤廃と助成措置について、火災発生4日後の3月17日に、取り急ぎ、国への要望案件として北海道市長会へ提案したところであります。また、北海道では、4月9日開催のグループホーム火災等に対応する全道関係機関・団体連絡協議会において、北海道市長会から出されたスプリンクラーの要望のほか、夜間人員体制の強化

と地域連携の支援を加え、4月23日に厚生労働省に緊急要望をいたしたものであります。

市といたしましては、いずれも必要なことと考えておりますので、早急に実現するよう期待をいたしております。

次に、地域住民の協力による避難誘導の体制づくりですが、介護保険の運営基準により、各グループホームでは地域住民代表も参加する運営推進会議を設置することが義務づけられており、この会議の中で、災害時における地域住民の組織づくりについて協議することになっております。本年3月に実施したグループホームにおける防火安全対策に関する実地調査では、市内の38か所のうち、避難訓練への地域住民の参加等について協議があったのは29か所ですが、実際に地域住民が参加して避難訓練を実施できたのは12か所にとどまっているなど、災害発生時における地域住民による協力的体制づくりについてはこれからの課題と思っております。

このため、介護保険課職員や消防職員が運営推進会議に加わり、地域連携のアドバイスや防火管理面での助言を行う取組を開始しており、さらに、5月31日開催された町会長と市との定例連絡会議において、グループホームとの連携の協力を町会長に要請したところではありますが、今後とも地域住民の協力的体制づくりが円滑に進むよう支援してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 2点ほど再質問させていただきます。

市長は、この間、大変一生懸命に新幹線の誘致活動に取り組んでこられたということで、私も本当に高く評価しているのですが、今年の夏にかけて最大の山場を迎えると言われていた新幹線問題で、そうした時期に小樽市は推進室をなくしてしまったということによって、関係者から、何か小樽市は誘致をやめるのかというメッセージに受け取れないかと非常に心配をいたしております。

そして、政府は、今、新たな方式として、民間資金を導入したPPP方式、PFIみたいなイメージだと思うのですが、そういったものを検討しておりまして、スキームも変更される可能性が少しはあるのではないか、こういうふうに考えられます。

そこで、現状では、函館市や後志の関係自治体の同意が得られない限り、平成27年度以降の計画が完全にストップするということが想定をされますので、何としてもこの事態を回避させるという意味で、申し上げましたとおり、危機管理の立場から、小樽―函館間の鉄道存続をさせる方向で、市長が関係自治体の取りまとめ役といたしますか、そういったことを担ってもらえないか、期待を込めて再質問させていただきます。

次に、新市立病院の関係なのですが、私がこれほど医療環境の厳しさというものを認識したのは、議員になって間もなく、小樽市医師会の主催で上映された、アメリカの医療崩壊の現状を告発するドキュメント映画を見てからであります。その後、民主党の医療問題の勉強会などにも参加させていただきました、これは今の政権の仕事であるかと思いますが、地域医療の一元化や、諸外国のように国が一元管理する医療というのも考える時期ではないかという認識に立っての質問だということで理解をしていただきたいのですが、新病院の経営に可能な限り負担をかけないという立場で、現在示されております1平方メートル当たり33万円、これが入札効果によって少しは抑えることができるのか、あるいは、難しいのか。私としては、その分、項目は違いますが、医療機器に回したほうが病院経営にはプラスになるのではないかと思っておりますので、見解をお願いしたいと思います。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 初めに、新幹線の関係ですが、推進室は存続しますので、場所が変わっただけで、室長以下、職員はいます。

それから、今、何といたしても財源問題が一番なのです。これは、前政権もそうですし、今の政権もそうですけれども、財源をどう手当てするかというのが一番の課題です。財源問題がクリアできれば心配ないわけですが、その部分が一番心配されているということです。これからもその問題は尽きませんけれども、いずれにしましても、札幌延伸について管内の首長はみんな推進派ですから、ただ、並行在来線をどうするのかというのは片方にありますけれども、推進という意味では皆さん基本的に一致していますので、さらに連携を強めて進めていきたいと思いをします。

ただ、函館市の場合は、函館と新函館の間、これは、やはり函館市の言い分もよくわかるのです。ですから、この部分は、今、道が中心になって調整に入ると言っていますので、道とJRと函館市と3者で協議が進むと思いますので、何とかいい解決をされればというふうに思っています。

それから、病院の経営の問題ですが、これは、何といってもつくればいいという話ではなくて、つくった後の経営のことも十分考えながら進めていかなければならない問題ですから、この点につきましては、病院局長とも十分相談しながら慎重に対応していきたいと思いをしますので、御理解いただきたいと思いをします。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号及び第8号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いをします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、成田祐樹議員、菊地葉子議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、佐藤禎洋議員、山口保議員、古沢勝則議員、横田久俊議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号ないし第7号、第12号及び第13号は総務常任委員会に、議案第9号及び第11号並びに報告第1号は厚生常任委員会に、議案第10号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月10日から6月20日まで11日間、休会いたしたいと思いをします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 齋 藤 博 行

議 員 成 田 晃 司

平成22年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成22年6月21日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝磨	副市長	山田厚
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	生活環境部長	鈴木勇三
建設部長	竹田文隆	病院管理局	吉川勝久
消防長	会田泰規	経営管理部長	大野博幸
会計管理者	中塚茂	教育部長	迫俊哉
総務部総務課長	中田克浩	総務部 企画政策室長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和 大
調査係長	関 朋 至
書 記	木 戸 智恵子
書 記	佐 藤 誠

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書 記	相澤 幸
書 記	小林由美子
書 記	高野香織

開会 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、吹田友三郎議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、鈴木喜明議員を指名いたします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

日程第2「学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、成田祐樹議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、吹田友三郎議員を指名いたします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、ただいまの被指名人をもって選任することに決しました。

日程第3「議案第1号ないし第13号及び報告第1号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、議案第3号病院事業会計補正予算に計上されております病院統合新築工事基本設計に関連する質疑といたしましては、新市立病院計画概要（案）については、事前に再編・ネットワーク化協議会のメンバーであった公的病院の院長や医師会の役員に説明していると言うが、医療関係者の中にはまだ多くの意見があると聞く。近日中に改めて医師会の考えを聞くとのことだが、その際、市としては、新病院についての明確な方針を持った上で、率直な意見交換を行い、計画内容について十分詰めてほしいと思うかどうか。

新市立病院の建設に係る起債の償還は30年間であるが、開院後の収支計算については10年間しか示され

ていない。これは、診療報酬の改定など不確定要素が多く、責任を持った内容で算定できないためと言うが、事業の是非は供用可能期間全体を見通した上で判断すべきものであり、内容を十分検証もせずに事業を進めることは将来に禍根を残すことになるのではないのか。

また、本市の人口は、今後10年以降、激減すると予測されており、将来はダウンサイジングも視野に入れているとのことだが、こうした収支に直結する問題については、想定される条件ごとのシミュレーションを示すべきではないのか。

このまま、新築さえすれば医師が確保できるという甘い見通しのもと、見切り発車で事業を推進しようとする市の姿勢は無責任のきわみではないのか。

新市立病院の建設については、それぞれの立場からの多くの発言が報道されているが、市は、その都度、振り回されることなく、しっかりとした考えを持ち対応してほしいと思うがどうか。

市立病院は赤字であることを前提に議論されることも多いが、20数年前に国鉄が分割民営化された際、鉄道の収入だけでは職員の給与も払えなかったところから、経営改革に取り組み、現在の状況に至っていることを例に見ても、「企業は人なり」と言われるとおり、人材育成は非常に重要である。健全な経営を維持するためには、新病院が建設される今こそ、病院職員一人一人が経営に対し熱意を持って取り組む姿勢が必要ではないのか。

国民健康保険のレセプトデータ分析によると、患者の市外流出数が平成15年度と19年度の比較では、入院は1,328件、外来で1万3,215件も増加している。これは、市立病院の医師が欠けたことにより、市内で診療できなくなったことが大きな原因で、流出を食いとめるためには、新病院に一定程度の診療科が必要とのことである。しかし、市民からは計画概要(案)で示された388床、23診療科は過大であるという声も多く耳にすることから、今後、理解を得るためにはどのように説明していく考えなのか。

市民に求められる病院になるには、職員一人一人の意識を変えることが必要であり、徹底したコスト意識とともに、よりよい医療を提供する姿勢が不可欠と思う。意識改革とよく言われるが、それをさらに進め、今までにはない新たな発想を呼び起こす意識覚せいを目指す気持ちで取り組んでほしいと思うがどうか。

計画概要(案)では、精神病床の数を現在の100床から80床へ減らすこととしているが、直近の病床利用率は87.7パーセントにも上っており、また、市内の他の精神病院の病床利用率も8割を超える現状にあるという。病室は男女別に利用され、閉鎖病棟の病床数も含まれていることなどを勘案すると、既に、現状でもほぼ満床の状態にあると思われ、今後、地域の病院との連携を図るとしても、他の疾患をあわせ持つ精神科の患者の治療は市立病院でしかできないということを考えると、計画どおり進めることで病床が不足することはないのか。

基本設計業務の契約の相手方については、築港地区での建設計画を中断した際に、途中解約した設計業者と随意契約をする考えを示しているが、本来は、建設場所も規模も変わっているため、前回同様、公募型プロポーザルにより決定すべきと思うがどうか。

高度な技術力を理由としているが、開院時期先にありきで物事を進めているため、時間短縮を図るのが本当の目的ではないのか。

また、建設工事の発注に当たっては、高上がりとなっても、地元業者が参加しやすい分離発注方式や、建設費圧縮を図るため、大手業者への一括発注方式が考えられる。どちらも重要なことであり、市民の理解の下、進めていくことが必要であるが、市はその兼ね合いについてどのように考えているのか。

今回の補正予算には、基本設計業務委託料として4,300万円が計上されているが、その算定に当たっては、平成19年度に解約した前回の契約時において設計額に対する見積額の割合が約73パーセントであった

ことから、今回積算した設計額にその契約決定率を乗じているとのことである。予算額をここまで落として、随意契約が成立しなくなることはないのか。

また、反面、このように余裕のない金額としたことで、契約の相手方は予算額に限りなく近い金額を見積額として提示することになるのではないのか。

基本設計業務を行う上で必要な仮の工事費は今回示されているが、築港地区での建設に比べると地盤が軟弱であることや、日影規制により高さが制限されるため、今後の地質調査や測量調査の結果次第ではさらに工事費が増加することが懸念される。このことは、市民の関心も高いが、概算事業費についてはいつでも示せる見込みなのか。途中経過も含め、議会に対してはきめ細かな報告を望むがどうか。

今後、基本設計業務を受託する予定の業者は、数多くの病院設計を手がけ、多くのノウハウを有していると思うが、一定程度の水準で成果品が完成した後、内容を変更することは難しいため、建設費圧縮の趣旨を十分業者に伝えるとともに、発注者としても当初からコスト意識を持ち、業務に当たってほしいと思うがどうか。

新市立病院建設工事の発注方式については、地元業者の受注機会を確保する観点から工事種別ごとの分離発注方式を基本としているが、仮に市内業者を含む共同企業がこの種の工事を受注したとしても、過去の施工実績などから市内業者が代表者とはなり得ず、仕事があっても出資比率が低く、結果的に大きな利益は期待できないと思われる。他都市の建設事例では、大手業者への一括発注により建設費の縮減に取り組んでいる例もあることから、本市においても同様の手法を取り入れ、浮いた建設費相当額を、例えば新・市民プール建設など、市内業者でも施工が可能な政策的事業に振り向け、地元経済の活性化を図るという新たな手法を検討してはどうか。

医学部の定員削減を起因とし、研修医制度の変更により表面化した医師不足、交付税の削減、診療報酬のマイナス改定など、自治体病院を取り巻く経営環境は、国の一方的な施策の影響を受け、非常に厳しい状況に置かれている。これらの要因が本市に与えた影響額は118億円にも上ると試算され、さらには、出納整理期間を利用した年度間の貸付けという不適切な会計処理で赤字隠しを行っていたため、国の病院事業健全化措置による特別交付税措置の対象にもならず、みずからの失策からも不良債務を拡大させている。しかし、巨額の累積赤字の一番の原因は、当時、市が強引に進めていたマイカル誘致に多額の予算を割くため、病院事業会計に必要な繰出しをやめ、貸付けに変えたことにあり、市民の命と健康を守る市立病院よりも大企業、大型公共工事を優先する過去の誤った政策がもたらした結果であることは明らかではないのか。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、議案第8号市税条例の一部を改正する条例案について、これは地方税法の一部改正に伴い、現在附則による経過措置で10パーセントに軽減されている上場株式等に係る税率を、平成24年からの20パーセント本則化に合わせて100万円未満の上場株式等に係る配当所得等の非課税措置を創設するものであるが、市民を株の投機に駆り立てようとする国の政策には問題があるのではないのか。

少なくとも、同額の預貯金の利子についても非課税にするのであれば検討の余地もあるが、株式投資のみが優遇され、不公平感が否めないこの改正内容は承服しがたいと思うがどうか。

第6次小樽市総合計画では、市政運営三つの基本姿勢として、地域コミュニティの強化を図るため、活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実に努めるとあるが、新設については位置づけられていない。市は、当面、代替的な役割を担っている町内会館の整備を進め、財政状況が好転した際に新設にも着手したいとのことだが、朝里・新光地域では、文化芸術活動が活発に行われており、コミュニティセンターの建設を切望する声が多く寄せられている。同地域には、既に建設地として最適と考えられる市有地が

確保されていることから、早期に具体的な建設時期のめどを示してほしいと思うがどうか。

また、同地域の住民からは、建設が実現するまでの間、同地域にある民間の遊休施設をコミュニティセンターとして活用したいとの要望があるが、市が住民と所有者との間に入り、調整に当たるといって考えはないのか。

銭函の石狩湾新港地域で計画されている風力発電事業は、事業者が自主的に環境アセスメントとして騒音や低周波音の調査等と地質調査を行っているとのことだが、建設予定地から1キロメートル強離れている札幌市手稲区の住民からは健康被害に関する不安の声が上がっている。また、ボーリング調査の結果、予想以上に地質が悪く、支持基盤となる岩盤が当初の見込みよりも深いことが判明したため、追加で調査をすとも聞く。このような課題を抱えたままこの計画を進めていくことに問題はないのか。

学校や病院を含む市の部局で使用しているパソコンは1,600台以上に上り、その大半にワープロや表計算機能を有するマイクロソフト社のOffice（オフィス）がインストールされている。そのライセンス費用には1台当たり2万円以上を要しているとのことだが、山形県などでは、経費節減の観点からフリーソフトであるOpenOffice（オープンオフィス）を導入していると聞く。本市では、既存ファイルとの互換性やセキュリティ上の問題があるため、現状で採用することは難しいと言うが、OpenOfficeのサポートを専門に行う企業もあることから、今後、パソコンの更新時期に合わせ、前向きに導入を検討してほしいと思うがどうか。

就寝中に火災に遭遇した場合、発見の遅れから死亡に至るケースが増加していることを受け、平成18年の法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられている。既存住宅については、経過措置として23年5月までを期限としているが、本市ではどの程度設置が進んでいるのか。

本年度は、設置促進を重点施策に掲げ、町会における会合など、あらゆる場面を活用し、周知に努めているとのことだが、高齢者の多い本市において、その必要性は高く、痛ましい事故を未然に防ぐためにも、さらなる啓発に努めてほしいと思うがどうか。

今年度の全国学力・学習状況調査は、昨年度までの一斉調査から抽出制へと移行し、本市においては、抽出対象以外の学校も希望利用校として全小中学校が参加したとのことである。調査結果の公表については、道教委の実施要領において、序列化や過度の競争につながらないようにすることなどを考慮し、市町村教委と協議の上、別途定めることとしながらも、北海道は個別内容の開示は行わない方針を示している。本市は、道に従い、例年どおりの集計結果を公表することとしているが、そもそも文部科学省の通知では、希望利用による調査結果については学校の設置管理者である市教委において判断することから、道の方針に縛られることなく、保護者への説明責任を果たし、今後の児童・生徒の学力向上につなげるためにも積極的な情報開示に努めてほしいと思うがどうか。

観光入込客数が落ち込み、小樽のブランド力が低下している今、他都市にない歴史的資源を活用したインパクトのある取組が必要である。総合博物館は、北海道鉄道発祥のあかしであるゼロマイル起点や重要文化財である機関車庫三号などを有するとともに、じかに展示物に触れられることから多くの鉄道ファンに注目されており、敷地内に列車の宿泊施設という、ほかではまねができませんユニークな企画を実施することにより、多くの人を呼び込むことができると思うが、検討したことはないのか。

夜間に施設内をだれもが自由に動けるようにすることは、利用者の安全面や展示物の保存上からも非常に課題が多いため、市による運営は難しいとの姿勢だが、運営は、来年度の税制改正で大幅に寄附控除の拡大が見込まれ、活動範囲が広がるNPOが行うことも考えられる。まずは、市としてその場合の課題整理を行ってほしいと思うがどうか。

九州での感染が社会問題になっている口蹄疫のウイルスは、衣服や車両に付着し拡散するとされ、人の

移動も感染拡大の原因と言われており、市では、夏の観光シーズンを控え、北海道と連携して口蹄疫の侵入防止に取り組むため、口蹄疫庁内連絡会議を立ち上げたと聞く。当面の対策として、フェリーの乗降口に消毒マット等の設置や車両の消毒を行うと言うが、口蹄疫は感染力が強く、海外では発生から10年以上感染が続いている国もあることから、非感染地域であっても中途半端な対応とせず、例えば市民に感染地域への旅行の自粛を求めるなど、より実効性のある対策を検討してほしいと思うがどうか。

昨年発覚した小樽市社会福祉協議会の職員が共同募金を着服した事件については、10年間にわたり、総額で1,129万円にも及ぶことが判明した。長期間、架空の領収書による空支出を見逃してきたことを例にとってもチェック体制の甘さは到底納得できるものではないが、市としては管理監督する立場になく、市民に対する説明責任は当事者団体にあると言う。社会福祉協議会には、市の職員を派遣しているとともに、プロパー職員の人件費についても大半は市が交付金として支出しているほど密接な関係にあることから、不祥事発生後の事務改善や体制強化に当たっては、市も本腰を入れて指導改善に取り組む姿勢が必要であると思うがどうか。

地域密着型サービス拠点整備計画におけるグループホーム等の整備は、昨年8月の政権交代により、前提条件となっていた介護療養病床の廃止が一時凍結されているため、本市では国の方針が示されるのを待っているとのことだが、今年度に新設を予定している4件のグループホームの建設が遅れる懸念はないのか。

また、国の最終決定が遅い場合には、小樽市が国より先にこの取扱いを判断する必要もあるとのことだが、参入を検討している事業者の準備のためにも、市の見解を周知するとともに、国に対し、方針を早急に示すように強く要望していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第3号及び第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対、議案第1号、第3号及び第8号は否決の討論を行います。

討論の初めに、現時点での新市立病院の建設にかかわる日本共産党の基本的立場を明らかにしておきます。

我が党は、新市立病院建設には賛成です。建設場所を現在地周辺と一貫して要求してきた唯一の党として、新市立病院が市民の願いにこたえた病院として建設されることを心から願うものです。この立場から、医師会をはじめ、市民の間にある市立病院問題での疑問を解明し、市民の理解をいただき、また、高額な建設費削減を求めていくものであります。

まず、市立病院への一般会計からの正当な繰出しについて、市民の理解を得る問題です。自治体病院つぶしでの医療費削減を意図する側からのマスコミを使った意図的報道と相まって、市民の間にある「赤字を生み出す市立病院は不要ではないか」との疑問の解消です。

そもそも、自治体病院とは何か。全国自治体病院協議会が、自治体病院のあり方については昭和44年に、

また役割については平成12年に方向づけていますが、これが基本であると考えています。自治体病院は、その責務として、地域によって当然その役割、規模は異なりますが、高度先進医療とともに結核、精神、リハビリ、小児、周産期、救急、感染症等の不採算診療科目を担うことにあります。したがって、一般会計から病院事業会計への繰出しは、単なる赤字の穴埋めではなく、地域医療を守る公的部分を担うためであることは明らかであります。この観点に立てば、一般会計からの繰入れは地域にとって欠かすことができない不採算医療を担っているがための赤字を補てんし、地域医療を守る公的役割を持っていると考えなければなりません。だからこそ、政府も、交付税措置や病院事業経営健全化措置などで、自治体病院の赤字を補てんする措置をとっているわけです。

ところが、これが国の医療費削減の中で、ひとところに比べ大幅に削減され、医学部定員の削減で医師不足を来していることと相まって、現在の自治体病院の経営危機の基本的要因がつくられています。予算特別委員会で明らかとなりましたが、診療報酬のマイナス改定、地方交付税の削減、医師不足による医業収益の減少などで、平成9年度ないし10年度以降をとってもその影響額の合計は118億円にも及び、市立病院の経営を圧迫してきましたし、現在も同じであります。

しかし、国の責任だけでは片づけられない小樽市独自の病院に対する対応も指摘しなければなりません。

一つ目は、平成13年度末で、約44億円もの不良債務が生じた問題です。この解消が現在でも市立病院の経営を圧迫しています。

なぜ、不良債務が生まれたのか。新谷市長の時代、平成5年度から11年度の7か年にわたって、それまで続けていた病院事業会計への年間数億円の収支不足に対する繰出しをやめ、赤字を長期貸付金として扱い、会計年度の出納整理期間を利用しての赤字転がし、赤字隠しを行ったため、赤字が一挙に膨らみ、返済不能の不良債務に転化してしまいました。なぜ繰出しをやめたか。同じ時期、築港地区再開発事業で多額の予算を必要としたため、病院事業を犠牲にしたとしか考えられません。

この点で、山田市長が就任して直ちに繰入れを再開したことは、自治体病院の責務に照らして賢明な対応であったと我が党は評価するものです。

二つ目は、市立病院独自の経営努力の問題です。

多額の赤字が市立病院独自の経営努力の不足で生まれたのではないかということが、現在問われています。病院独自の努力で赤字が圧縮され、一般会計からの繰出しが減少すれば、それを財源として、市民の願う校舎の耐震化、道路の改修、行き届いた除排雪、地元企業の育成などに振り向ければ、小樽市がより市民の願いにこたえる住みやすいまちとなることは明らかであります。自治体病院に対するバッシングは、国の社会保障費削減に端を発した医療費削減で自治体病院の縮小、廃止、民間移譲を推し進める立場からの世論操作が根底にあることは明らかです。

しかしながら、そこに安易に市立病院関係者や市の幹部が逃げ込んではありません。現在の市立病院に対するバッシングは、市立病院が本来やって当たり前の独自の努力不足にも向けられていることを謙虚に受け止め、市立病院の経営改善に努力しなければならないことは自明の理であります。これは、地方公営企業法第3条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」との定めにも合致するものであります。

議案第1号一般会計補正予算と議案第3号病院事業会計補正予算についてです。

一般会計から病院統合新築工事基本設計へ繰出金2,150万円を受け、病院事業会計では基本設計業務委託料4,300万円が計上されています。新市立病院の建築工事費は、5月に配布された新市立病院計画概要(案)や本定例会の予算特別委員会資料として配布された基本設計業務委託内容、新市立病院の基本設計

委託料などで、本体工事費として96億300万円と明記されています。特に、予算特別委員会の資料は、基本設計額算出根拠は工事費設定と密接不可分の関係であることを実証しています。また、工事単価を国立病院機構の仕様に基づいて1平方メートル当たり30万円、敷地条件に伴う建設費の増加分として3万円を追加し、33万円としています。

国立病院機構は、国立病院が独立行政法人に衣がえした機構です。国立病院機構の人事はどうなっているか。厚生労働省社会・援護局長が副理事長、理事はあおぞら銀行会長、厚生労働省近畿厚生局長、厚生労働省医薬食品局総務課長、東日本旅客鉄道株式会社本社厚生部長です。自治体関係者は一人もおられません。ここで決められた単価が民間病院の実績の1.5倍です。なぜ民間より高いかの疑問には納得のいく説明はありませんでした。

病院建築標準仕様等の策定に関する検討会の報告書、これは国立病院機構の報告書ですが、投資枠として、病院新築の場合、民間医療機関における実績を勘案し、1床当たり1,500万円から2,000万円の範囲としています。小樽の新病院の規模388床で計算すれば58億2,000万円から77億6,000万円の範囲となります。一方、契約の基本方針では1平方メートル当たり25万円から30万円、あるいはそれ以下をめどとして入札の方式の選定や予定価格の算出を行うとしています。小樽の新病院の延べ床面積に換算すれば72億5,000万円から87億円となります。この金額の差について、報告書自体も意識しており、最後に、結論として、全体の投資枠は1床当たり投資枠をベースとして病床数を乗じた投資総額の上限として設定されるとしています。

ところが、本年5月に示された新市立病院計画概要（案）や予算特別委員会で示された資料でも国立病院機構の仕様に基づくとしていながら、1平方メートル当たり25万円から30万円、あるいはそれ以下としている中の最大値をとって、それに敷地条件を上乗せして、1平方メートル当たり33万円として本体工事費を96億300万円としています。国立病院機構の仕様の新築ベースである1床当たり1,500万円から2,000万円の範囲を上限とすることを無視して、意識的に単価を高く設定していることは許されません。

病院建築標準仕様等の策定に関する検討会の報告書では、投資総額の上限の範囲以内で各部門の標準的な面積仕様を策定するとし、かつ、その病院に固有の事情から必要とされる仕様については、投資総額の範囲以内で特別仕様のための投資枠を確保する必要があるとまで述べています。基本設計に関する単価は、国立病院機構の仕様に基づくとしながら、都合のよいところをつまみ食いし、国立病院機構の仕様書を事実上無視しているもので認められるものではありません。

しかも、5月28日放映のNHK教育テレビの中で紹介された十和田市の市立中央病院の経営危機の指摘の中で、1平方メートル当たり国立病院機構仕様の30万円を27万円にしたにもかかわらず経営危機となっていることが紹介されていました。皆さんもごらんになったことと思います。もちろん、病院の規模、内容は同じではありませんが、同じ市立病院新築を進める小樽市にとって他山の石とする必要があるのではないのでしょうか。

議案第8号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

年間投資額100万円を上限とする株式投資家の配当及び譲渡所得の利益については非課税にするというものです。平成15年1月から開始された上場株式等の配当譲渡益に対する税率軽減が始まって7年になります。この間、もしそれまでどおり税率20パーセントが維持されていたら、小樽市の市税収入は平成20年度決算見込みでは1億4,000万円の増額となるとのことであります。累積赤字を抱えてきた小樽市にとっては、貴重な財源となったはずであります。100万円までの少額投資家保護といえますか、郵便貯金や民間銀行、金融機関の預金利息は税率20パーセントのままです。同様に100万円以下の庶民の預貯金利息も非課税にするべきで、リスクの高い株投資への政策的誘導は認められません。

たばこ税は大幅引上げになりますが、政府の税制改正大綱は、たばこ税について、国民の健康の観点から消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があると明記しています。

我が党は、2003年、WTO総会で加盟国全会一致でたばこ規制枠組条約を採択し、2004年、通常国会でこれを批准した経過を踏まえ、国民の健康の観点で、たばこ需要の減少や青少年の喫煙防止対策を図るために、価格を引き上げる点については反対しないことを申し添え、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○6番（成田祐樹議員） ただいまの委員長報告に反対、議案第1号及び第3号に対する反対討論をいたします。

今定例会の中で一番の議題となった新病院基本設計予算案に関して、賛同できない点が4点あります。

1点目に、新病院建設事業費の試算額が非常に大きく、民間病院に対して著しく高いコストが見込まれているからです。

各会派の皆さんからも指摘があったように、できるだけむだ金を使わず、質の高いものを追求する姿勢は当然の主張と思われたいです。高くなる理由に、寒冷地ということや土地の形状、診療科目による特別な施工を理由にされておりますが、北海道内で最近竣工された札幌鉄道病院は312床で総事業費60億円で建設され、オープンされたそうです。契約形態や手法にいろいろな違いがあっても、ここまで金額に開きがあるほど、本市の場合は特殊な事情にあるのでしょうか。極めて疑問です。

2点目に、収支計画、起債償還計画が極めて根拠のない作りであることです。

最も運営がよかった場合を載せているにすぎず、市民がどの程度リスクを負うことになるのか、具体的な提示をしていません。普通であれば、ある程度幅を持った範囲を示し、一番よかった場合と一番悪かった場合を見比べて慎重な議論をするのが極めて普通の考え方だと思われたいです。

しかし、その努力が全く見えず、将来の人口動態や患者動向の予測などを全くせずに、強引によかった場合の計画のみを提示するのは、議会に対し、的確な判断をさせないためのやり方としか思えませない。

3点目に、医療機関との同意が得られないまま進められたということです。

副市長は、本会議の代表質問に対する答弁において、再編・ネットワーク化協議会では、医師会などの賛成を得られたと断言をしておりましたが、結果的には、全く逆の意向を医師会側は示してきました。本会議において、結果的に虚偽の報告を各議員にした副市長の責任は極めて重く、議会を軽視していることを指摘せざるを得ませない。

相次ぐ不祥事、隠ぺい体質を露呈している小樽市を本当に信用しているのか、各議員の皆さんには、もう一度よく考えることをお勧めいたします。

4点目に、行政主導で新市立病院計画概要（案）が進められており、それが極めて不合理を生み出しているということです。

再編・ネットワーク化協議会は非公開で行われたために、結局、市内医療機関との意見の相違が出てしまいました。こうなることを予測し、私は再三にわたり再編・ネットワーク化協議会の公開を求めておりましたが、それはかなわず、こういう結果となってしまいました。

先日の市立病院調査特別委員会での並木局長の答弁の中にも、「こういうことになるのなら最初から公開しておけばよかった」という発言がありました。並木局長は、途中から再編・ネットワーク化協議会の座長を務めたので、その責を問うことはできません。当初から非公開を決めて主導した小樽市行政側にすべての責任があると考えませない。再編・ネットワーク化協議会での十分な話し合いをせずに病床数を今定例会

で決定してしまい、見直しもしないと市長が断言したことは、ある意味、だまし討ちと言えるやり方です。この手法では、到底、容認できません。

最後になりますが、なぜ、この計画の見直しを強く主張するのか。

私は、新病院の量徳小学校における統合新築自体には賛成し続けています。要は、その細部に問題があるのです。もし、今回の計画概要（案）が国に認められず、起債できなかつた場合、小樽市は一気に破綻する可能性が高くなるのです。

（発言する者あり）

起債できなかつた瞬間に医師の総引揚げが始まり、新たな補充はほぼ不可能、結果的に、多くの病院職員は退職せざるを得ず、退職引当金を積んでいないので、その退職金の負担によって本市は間違いなく財政破綻します。

（発言する者あり）

もし起債できたとしても、今回はどれだけの負担をするのか、リスクを何も提示されませんでした。経営状態が悪くなった場合に、本市に大きな財政負担をかけるのは間違いありません。どちらに転んでも、行く先はイバラの道です。だからこそ、一発で起債も認められ、長い間、持続可能である計画概要（案）を求めるのは、市民を代表する議員として当然のことと思われま

す。今回の計画は、議論不足、準備不足を露呈しており、もう一度、次の定例会までに綿密に計画された計画概要（案）と基本設計予算案が出ることに各党派、各議員の賛同を得られること願ひ、反対討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第3号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第8号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1170号及び第1171号は、北海道新幹線の札幌延伸に伴い、JRからの経営分離が取りざたされる

小樽一函館間のJR直営による経営存続と、塩谷、蘭島両駅の存続を求めるものである。国の整備新幹線問題検討会議では、本年夏までに整備新幹線の認可・着工に向けた検討を進めるとしており、新規着工区間が決定される見込みとのことであるが、北海道新幹線札幌延伸が具体化する中、広大な北海道において、鉄道は住民の生活に直結した重要な交通網であり、並行在来線を経営分離してまで新幹線が必要なのかという疑問の声が沿線住民から上がっている。北海道新幹線の建設については、札幌延伸という目的達成のため、着工ありきで、並行在来線を犠牲にして切り離すのではなく、住民の公共交通網である在来線をしっかりと守っていくという立場を堅持した上で、必要であれば新幹線整備を進めるべきであり、これが、在来線存続を求める住民の方々の切実な願いであると思うがどうか。

平成21年度一般会計の決算見込みでは、単年度収支で約5億300万円の黒字となったことで、累積赤字額は約1億5,600万円で、財政健全化計画上の累積見込額より約4億9,200万円が改善され、収支計画を1年前倒して累積赤字解消、単年度黒字化できる見込みとなった。この要因は、職員給与、期末手当等の独自削減を継続してきたことや、経費の削減など職員の努力によるものであり、財政健全化計画の目標が達成できる見通しとなったのであれば、これまでの職員の取組を評価して、職員給与や期末手当の段階的な復元を検討すべきと思うがどうか。

また、財政健全化計画は、累積赤字の解消を最大の課題としてこれまで取り組んできたが、現計画の最終年度である24年度以降の健全化計画の取扱いについてはどのように考えているのか。

文部科学省は、大阪府の橋下知事から要請があった市町村に対する教員人事権の移譲について、都道府県が市町村に権限を移譲するための特例条例を制定することで、現行法を改正することなく可能である旨を回答したとのことである。これにより、市町村が独自に有能で実績のある人材の採用が可能となり、ひいては、地域における教育力の向上に結びつくことが期待できるといったメリットがあることから、学力の底上げが課題となっている本市においてもこの制度の活用を前向きに検討してはどうか。

義務教育国庫負担制度は、憲法第26条の要請により、義務教育の根幹をなす教育の機会均等、全国的な教育水準の確保及び教育の無償性を支えるため、国において財源を確保することを目的とするものである。一方で、「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質の向上にかかっているのは言うまでもなく、その意味から、自治体の財政力に左右されずに安定的に教職員の確保するための制度とする見方もできるが、市教委としてはどのように認識しているのか。

地方財政が非常に厳しさを増している中、教材費は昭和60年度に一般財源化され、その後も学習指導要領の改訂のたびに削減され続けており、教育現場においては、給食費や修学旅行費、授業に使用するドリルなどの教材費に係る保護者負担は増加する一方である。しかし、憲法では義務教育は無償とする旨を定めていることから、国の責任において早期に教育予算の拡充を図るよう要請すべきと思うがどうか。

新学習指導要領では、入学式や卒業式など、児童・生徒及び教職員が一堂に会して行う行事においては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導することが示されている。本市の小中学校の卒業式、入学式では、教育委員会の粘り強い指導のかいもあって、本年は、すべての小中学校で国旗が掲揚され、式次第に従い国歌が斉唱されており、10年前の状況と比べ、隔世の感がある。しかし、国歌の斉唱の際に、一部もしくは全部の教職員が起立しなかった学校が見られたようだが、教育委員会ではこれら学校に対してその後どのような措置をとったのか。社会通念に照らして国歌斉唱時の起立は当然のことであり、市教委は学習指導要領を堅持し、児童・生徒に対して国旗及び国歌に関する適切な授業を行うよう教員を指導してほしいと思うがどうか。

現在、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき地区別懇談会が行われており、今後、地区ブロックごとに協議が調ったところから、順次、学校再編が本格化していくものと思う。これに伴い、廃

止となる学校施設の跡利用について、市はこれまで公共用として利用、地域的な利用、売却、貸付けの順に費用対効果を考慮して検討するとしているが、地域にとって学校はランドマークとも言える核的な施設であり、廃校による地域コミュニティ活動の停滞などの影響が懸念されることから、それぞれの地域で学校施設の跡利用について協議する際に、廃校後の地域の青写真もあわせて示していくことが必要と思うがどうか。

第6次総合計画基本計画における学校教育の施策内容である豊かな心の育成の社会性や豊かな人間性の育成は、情操教育のことであり、学校教育においては、芸術的・道徳的な感情を醸成するために自己表現の能力や創造性の育成などに努めるものと理解している。

具体的な取組としては、文学館・美術館の活用が考えられるが、現在、各小中学校ではどのように取り組んでいるのか。

また、社会における秩序の大切さや必要性の理解を学び、規範意識を育成することも情操教育の一環であるが、教員が一方向的に規範を教え込むのではなく、子供たちがみずからの問題をみずからの力で答えを導き出すように誘導することで、仲間との連帯感や共通理解が深まり、お互いの規範意識が芽生えることが期待できると思うが、こうした実践的な情操教育について、これまで市教委ではどのように取り組んでいるのか。

国は、小学校の余裕教室を活用し、地域の多くの方々との協力を得て、子供たちとともに学習やスポーツ、文化活動など、地域住民との交流を図る事業である放課後子ども教室を推進している。一方、本市では、16年度から18年度まで国の委託事業として取り組んできた地域子ども教室を、19年度からは引き続き市独自の事業として実施しているが、放課後子ども教室への移行については極めて消極的な姿勢であると言わざるを得ない。いずれの事業も、地域のボランティアの協力により、子供たちの安心・安全な居場所を確保し、地域との交流を促進することを目的としており、事業メニューもほぼ同じ内容であることから、放課後子ども教室への移行は可能であると思うがどうか。

市は、今後、実施日数の考え方や地域のボランティアの確保などの諸課題を整理、検討すると言うが、結論としては放課後子ども教室に移行すると理解してよいか。などであります。

なお、閉会中の5月24日に開催されました当委員会におきまして、厚生常任委員会からの連合審査会開催の申入れを受け、同意する旨の議決をいたしました。

同日付けで申入れに対する同意回答をし、6月2日に厚生常任委員会・総務常任委員会連合審査会を開催し、高額療養費の未請求に係る第1回定例会以降の経過について、業務事故再発防止マニュアル（案）についてそれぞれ報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第13号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号、第1170号及び第1171号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1170号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第13号小樽市非核港湾条例案は可決を、新たに提出された陳情第1170号及び第1171号についてはいずれも採択を、継続審査中の陳情は、第1161号を除き、いずれも採択を主張して討論を行います。

日本政府は、この半世紀、事前協議がないので日本の領海への核兵器の持込みはないと国民に説明し、アメリカ艦船の民間港への寄港を容認してきました。実際には、日米間での事前協議は行われず、核兵器の持込みがアメリカ政府の思いのままであったことが日米合意文書、討論記録の存在で再確認されました。

しかし、政府は、討論記録の存在は認めながらも、核持込みが密約であることは認めず、その廃棄をアメリカ政府に通告しようとはしていません。核密約の存在が明らかになった以降は、アメリカなど外国艦船の民間港への入港要請に、1991年、時のブッシュ大統領が核軍縮、平常時の艦船上核兵器の撤去の発表をしたことをもって、核兵器搭載の疑いがないとして入港を受入れの姿勢です。

アメリカのオバマ大統領が4月に発表した核体制の見直しでは、F16戦闘機及び引き続きF35戦闘機に搭載するB61核弾頭は、非戦略核兵器搭載能力を維持することを明らかにしております。岡田外相が言うように、日本への核兵器の持込みは今後は心配ない、こういった保証はどこにもありません。政府には、討論記録を核密約と認め、廃棄することをアメリカ政府に通告することを強く求めますが、同時に、小樽港と市民の安全確保のためにも、小樽市として非核港湾条例を制定することを改めて訴えるものです。

JR直営による函館本線塩谷駅、蘭島駅存続方の陳情です。

政府、国土交通省は、整備新幹線の整備に関する基本方針を決定し、北海道新幹線、新函館－札幌間など未着工区間の建設の是非について本格的な検討を開始し、本年8月をめどに未着工区間の建設の是非を決める方針を打ち出しました。この基本方針によると、着工に当たっての基本的条件として、安定的な財源の見通しや並行在来線、経営分離についての沿線地方公共団体の同意など、前政権の着工5条件を踏襲するもので、並行在来線のJRからの経営分離が前提条件になっています。

既に、JR北海道は、函館－小樽間の経営分離の方針を明らかにしています。

JR函館本線、函館－小樽間がJR北海道から経営分離された場合、最終的には長万部－小樽間の鉄道路線が廃止される可能性があり、地域住民の足が奪われるとともに、地域の疲弊につながることは必至です。また、長万部－小樽間の鉄道路線が廃止となった場合には、北海道における物流の大動脈となる函館－札幌間は、千歳線、室蘭本線が唯一の路線となってしまう、大規模な自然災害の発生等により長時間利用不能となったときは、代替となる路線が存在せず、旅客や物流に大きな支障を来すおそれがあります。

道民、市民にとってJR函館本線は先人が築き上げたかけがえない財産であり、通勤、通学、通院、住民の買物など、地域住民が日常的に利用する必要不可欠な交通手段として地域社会を支えてきたものであり、今後、ますますそうした公共交通手段として充実させることこそ求められています。新幹線着工か、在来線の経営分離か、二者択一を迫られるべきではありません。函館本線のJRによる経営継続は、北海道新幹線建設の是非についての意見の違いはあっても一致できる課題であります。

陳情者の願意は妥当、採択を主張します。

継続審査中の陳情について触れます。市営プールの早期建設を求める陳情です。

総務常任委員会では、プールの建設に関し、総合計画前期実施計画の最終年度には実施計画の達成を目

指し、利用者へのアンケート実施、他都市の調査など、年次ごとの作業計画を確認しました。一日も早くとの市民要望は根強く、建設に向けたスケジュールの見通しも明らかですから、市民要望の実現に向け、陳情を採択し、議会意思を示す時期です。

その他の陳情につきましては、これまでも述べた意見のとおり、願意妥当、採択を主張し、各会派の皆さんの賛同を訴え、討論とします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 17番、斎藤博行議員。

(17番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

○17番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第13号小樽市非核港湾条例に賛成の立場で討論いたします。

5月27日、民主党や社民党など与党国会議員182名が緊急声明を発表いたしました。普天間飛行場について、将来の国外、県外移設を実現する連立与党・政府の基本方針を策定することを求める意見書であります。その内容は、5月23日、鳩山内閣総理大臣の沖縄訪問によって、5月末決着の日米両政府の合意内容の概要が明らかとなりました。しかし、私たちは、昨年の総選挙で鳩山代表が国民の皆さんに約束した、できれば国外、最低でも県外の移設案を、沖縄県民の皆様、国民全体の皆様と心一つにして、政府はアメリカ政府と交渉、協議すべきだと思います。

私たちの考えは、在沖縄アメリカ海兵隊について、2014年までにグアムに8,000人を移設するとするグアム協定を維持しつつ、残りの部隊については、例えば、テニアンに移設することです。この考えについては、北マリアナ諸島連邦の知事や議会、テニアン側も望んでいます。これにより、辺野古周辺に新しい基地を建設する必要もなくなるかと考えます。このことは、今後50年の新たな日米関係を構築することに必ずつながると私たちは確信します。そのためにも、まず、連立与党・政府が上記の内容の基本方針を策定することを強く求めるというものであります。日本の安全保障についての議論を改めて深める必要があることを示していると思います。

さて、私は、繰り返されるアメリカ艦船の小樽港入港は、日米新ガイドライン策定後のアメリカ艦船の日本の民間港の利用拡大をねらったものであり、特に、小樽港はアメリカ海軍がその優先使用を要求している日本海に面した港であることを指摘し、その危険性を訴えてきました。日米親善のための入港というせりふは、さすがに最近では聞かなくなりました。しかし、乗組員の休憩とか補給がその目的であることは、皆さん、御承知のとおりであります。一部に、小樽港がよい港だからという発言もあります。これは、聞こえはいいのですが、日米安保の現実とは次元が大分違う話だと思います。日米関係全般、軍事同盟のあり方、在日米軍の抑止力、そして、基地提供の実態、思いやり予算、民間港の米軍使用等を考える時期だと改めて思います。

議案第13号小樽市非核港湾条例案は、小樽市議会として、地方自治の立場からこれらの問題に対する一つの回答だろうと思います。米軍の小樽港の優先使用は認めない、小樽港の平和を守り、そして、民間港の商業港としての発展を追求する、そういう立場に改めて立ち、この条例案への賛成を訴え、私の討論とします。(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

○4番(吹田友三郎議員) 平成会を代表して、議案第13号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論を行います。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

○6番（成田祐樹議員） 議案第13号に関して討論いたします。

議案第13号は、外交など国政に関する極めて重要な問題であり、さらなる議論を必要といたします。よって、継続審査を主張します。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権することを表明し、討論といたします。

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第13号について採決いたします。

委員長報告は否決ですが、継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第1004号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号、第1170号及び第1171号について、一括採決いたします。

委員報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号及び第1156号ないし第1159号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

○5番（大橋一弘議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第1166号小樽市銭函3丁目駐車場の料金見直し方に関する質疑といたしましては、この陳情は、おたるドリームビーチを訪れる海水浴客が減少し、海の家の経営が厳しいことから、利用客を増やすため、市営駐車場料金を普通車800円から500円に減額することを求めるものであるが、実際にそのことをもって利用客の増加は期待できるのか。

また、陳情では、例年、シーズン前に行っていた整地作業をここ数年は全くしておらず、駐車場用地は水はげが悪いため、いったん雨が降ると支障が出ることから、適切な整備を求める記述もあるが、市は現状をどのように考えているのか。

おたるドリームビーチでは、過去に前浜復旧工事代金をめぐるトラブルなど種々の問題を抱えていたが、平成8年度から公会計化しており、現在は適正に運営されていると考えてよいのか。

この海水浴場については、過去に種々の問題が明るみに出て、結果として、前浜復旧工事費用の1億4,600万円を市から海水浴場対策委員会に貸し付け、市営銭函3丁目駐車場の収益を補助金として受けて返済に充てることとし、当時、議会では海水浴場の適正な運営を求める附帯決議をした経過があるが、海水浴場組合の現状はどうか。

近年、レジャーの多様化により、海水浴客が減少し、駐車場使用料収入が大きく落ち込んだため、いまだ貸付金は5,500万円も残っており、この償還計画についてどう考えているのか。

同組合は、客を少しでも増やそうと市に駐車場の整備や料金の引下げを求めているが、市民の利用に支障のない最低限の整備は必要としても、一方では償還が計画より遅れている状況があり、市は、組合に対してこうした実態を正確に説明しているのか。

この駐車場では、管理経費の圧縮を図るため、平成18年を最後に整地していないとのことだが、多額の経費をかけ大規模な整備をしなくても、グレーダーやローラーを用いた比較的軽易な方法で整地することはできないのか。

現在の料金は貸付金の償還計画を基に算出した金額設定とのことだが、陳情者が求めるように、料金を引き下げることがある程度の利用者増に結びつくとも考えられるが、平日などの閑散期で売り上げが十分に得られない分を、土・日やお盆などの混雑時の売り上げで全体を補うような構造になっているのであれば、必ずしも増収につながらないのではないのか。

次に、その他の質問としましては、中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を防止するため、取引先企業が倒産した場合に一定金額の融資を受けられるものであるが、現在、市内では二百数十社とごく一部の事業者しか加入していないことから、市は、経済対策の一環として、新規加入を促すため、掛金に対する助成制度を設けたが、制度について承知していない事業者団体もあり、十分な周知が図られてい

ないのではないかと。

市内の事業者は、従業員数十人未満の零細企業が約80パーセントを占めており、中には、経営が厳しく、国の緊急保証制度で融資を受けたものの返済に窮しているとの声も聞こえるように、多くの零細企業は助成を受けても掛金を払う余裕がないのが実態であり、こうした事業者への支援こそ必要と思うがどうか。

東アジア等・マーケット開拓事業では、本年1月、上海の商業施設で物産展を開催するまでに必要な通関手続等の行程を商社機能を持つ地元企業が行い、一定の成果をおさめたと聞くが、現在の商業施設での販売は今のところ極めて小規模であり、今後は採算ベースに乗るような需要が見込まれるルートを開拓していく必要があると思うが、市としては、取扱い額がどの程度に達すれば成功したと判断する目標は設定しているのか。

今年度は3年間の交付金事業の最終年度に当たるが、この後は事業者がやればよいといった姿勢ではなく、小樽市には、今後も事業に参画している企業に対し、側面から支援を続けてもらいたいがどうか。

本市の観光入込客数は、平成11年度をピークに減少傾向にあり、21年度にはついに年間700万人を割り込む結果となり、市としては、新たな観光メニューを提案することで潜在的な需要を掘り起こす必要があるが、例えば、オタモイ海岸から祝津に続く自然探勝路は、近年、年齢を問わず人気を博しているトレッキングのスポットとして積極的に発信することで、市外からの入り込みが期待できるだけではなく、市民の健康増進にも寄与できると思うがどうか。

本年3月に新千歳空港国際線旅客ターミナルがオープンし、これまでは隣接する航空自衛隊千歳基地の飛行空域の関係から制限されていた国際便発着枠が拡大され、現在就航中の中国便などの増便が可能となった。中国との直行便は、中国人観光客にとって2泊3日や3泊4日など、これまでよりも自由な旅行日程を立てやすく、小樽が訪問地や宿泊先の一つとして選ばれる機会が増えることになると思うがどうか。

こうした観光振興上の効果が期待できることから、市は、関係機関と連携し、国に対してさらなる緩和を求めるべきではないかと。

5月31日、市中心部で発生した観光馬車の暴走事故では、5人がけがをし、うち1人が頭蓋骨骨折の重症を負ったが、この業者は賠償保険には加入していなかったと聞く。市内には、この馬車以外にも人力車やベロタクシーで観光案内を行う事業者がおり、現状ではこれらの者に対する賠償保険の加入について法令上の義務づけはないとのことであるが、例えば、神戸市のように、旅客軽車両運送事業者に関する事務処理要領を定めることで、事業者に保険加入を促すことも一つの方法ではないのか。

観光都市小樽として利用者の安全・安心を図るため、保険加入を義務づける条例の制定について検討してはどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1110号ないし第1114号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも継続審査と決定しました。

次に、陳情第1166号及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(見楚谷登志) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号、灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方については、いずれも採択を求め

る討論を行います。

現在、灯油、ガソリンなど石油製品は値上がりし続けています。小樽市生活環境部生活安全課の生活必需品小売価格調査による灯油価格は、6月時点で1リットル当たり平均78.88円で、対前月比3.0パーセント上昇、対前年比31.6パーセントもの上昇です。同様に、レギュラーガソリン小売価格は140.62円で、対前月比0.5パーセント上昇、対前年比17.2パーセントの上昇です。

生活安全課調査の生活必需品、野菜は、天候の悪さの影響で、対前年比值上がりしている品目が多く、輸入牛肉やマグロなど社会的影響を受けて値上がりしているなど、市民の暮らしも食堂、運送業などの営業も苦しい状況です。小樽商工会議所が行っている平成21年度第3・四半期の小樽市経済動向調査結果でも、全業種の概況で業況が「好転した」と回答した企業はわずか8.2パーセント、「悪化」と回答した企業は39パーセントで、来期の見通しでも、「好転」は10.8パーセント、「変わらない」が53パーセント、「悪化」は36.2パーセントで厳しい業況に変わりはありません。

国は、景気は回復傾向と言っていますが、緊急保証制度やエコカー減税などの経済対策が影響しているもので、これらも期限のあるものですから今後が大変心配ですし、大企業減税はするものの、日本の企業の方を占める中小零細企業対策が見えません。それどころか、菅首相は、参議院議員選挙後、自民党が掲げる10パーセントを参考に消費税を増税することを表明しております。消費税増税は、またも国民生活や中小零細企業に大きな負担をかぶせ、景気の悪化は避けられません。

小樽の事業所の61パーセントを占める零細企業の実態は大変厳しく、緊急保証制度を活用したはよいが、仕事がなく、また借金が増えている、銀行は貸し渋りをするという話を聞いています。こういう状況の中で、灯油やガソリン価格の上昇は、またまた市民や中小零細企業に打撃を与えるのは必至で、陳情の願意は妥当です。営業と市民生活を守っていくために、他会派の皆さんもぜひ陳情を採択されるようお願いし、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1166号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 3時10分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1165号について、公衆浴場を取り巻く経営環境は年々悪化しており、平成13年度に28か所あった施設が、21年度には20か所にまで減少している。陳情にある長橋地区の公衆浴場は、一度廃業を決断したものの、地域利用者からの希望が多いことから、現在は社会的使命により営業しているが、市で行っている施設整備費の補助等だけでは今後も継続していくことは困難であると聞く。1施設当たり20万円を支援する北海道の制度は、財政力指数等の基準により小樽市は対象にならないとのことであるから、市独自で同様の支援が実施できないものか検討してほしいと思うがどうか。

市内の公衆浴場の中で、今回提出された陳情と同様に、地域に1か所しかないため廃業すると市民生活に重大な影響を及ぼすところはほかにもあるのか。

まずは、経営状況や利用者のニーズなど実態調査を行うとのことであるが、今後の支援策を検討するためにも、結果がまとまり次第、議会に対して報告してほしいと思うがどうか。

保育所の在り方検討委員会の報告では、廃止の検討に当たっては、入所率が低いこと、施設が老朽化していること、地域に他の保育所があることを考慮するとしている。しかし、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）において、平成26年度以降の廃止の方針が示された最上保育所については、近隣の日赤保育所やゆりかご保育園の入所率が100パーセント以上と、廃止後の受入先になるとは到底考えられないことから、待機児童の増加が懸念されているが、市はどのように考えているのか。

この計画（案）は、直近の入所児童の推移を勘案せず、少子化が進む前提でつくられたものであり、今後、入所児童数に大きな変化が見られない場合は内容を見直す考えを持っているのか。

この計画（案）において、平成24年度末で廃止とされる長橋保育所の児童は、相愛保育所と龍徳オタマイ保育園で受入れが可能としているが、過去5年間の実際の入所児童数と定員を比較すると、既にオーバーフローしている月がある。廃止に伴い新たな待機児童を出さないためには、年間の平均値だけでなく、最大数を勘案して検討する必要があると思うがどうか。

また、将来の不確定要素が多くあるにもかかわらず、手宮保育所は5年後をめどに廃止または民間移譲等の方向性を決定と記しているなど、踏み込んだ表現が多く使用されているが、5年以上も先の廃止計画が明記されることで入所を控えるという風評被害も考えられることから、保護者への説明会に向けて表現を検討するべきと思うがどうか。

急な発病等で保育園に預けられない子供を預かる会員制のこども緊急さぼねっとは、地域住民間の相互援助活動として、国の委託を受けたNPO法人が本市でも事業展開している。援助を行う人は30時間の研修が必須条件とされているが、病児・病後児保育事業では医療機関との連携を図るとされている中で、一般の人が病児を預かることに問題はないのか。

子育て支援の形態はニーズに合わせて多様化していくと考えられることから、こうした新たな事業は市としても注視し、必要性の判断をしてほしいと思うがどうか。

グループホームが地域との連携を図りサービスの向上等を目的として実施している運営推進会議は、活動状況の報告に終始するなど形式的に進められることが多いが、密接な関係をつくるためにも、利用者や

家族の生の声を聞く機会を設けるなど、会議を活性化させる方法を検討してほしいと思うがどうか。

また、災害が起きた場合の避難誘導については、町会が援護してくれるという安易な期待感を持っているとも思われるが、施設の状況が事前にわかっていなければ対応もできないので、緊急時に介護が必要な利用者を把握し、部屋の配置を報告するなど、会議を有効に活用してほしいと思うがどうか。

一部のマナー違反による犬のふんの不始末に対する苦情の声をよく耳にするが、市に通報があった場合、どのように対応しているのか。

市は、条例により5万円の罰則規定を設けているものの、現行犯であることに加え、繰り返し行った場合に適用になるため、実効性に乏しいとのことである。市民にとって不快であることはもちろんだが、運河周辺で清掃ボランティアを行っている人からは、毎日多数のふんが放置されているとの話を聞くので、観光都市小樽の美観を維持するためにも新たな対策を講じてほしいと思うがどうか。

新市立病院計画概要（案）の内容を医師会に対し正式に説明するため、市は懇談会を開催したとのことであるが、その中では、再編・ネットワーク化協議会の最終報告における新病院の認識に温度差があるので、十分な意思疎通を図るべく継続して協議していくことが確認されたという。市民の健康と安全を守るには適正な医療環境を保つことが必要であるが、公と民間が共倒れしては意味がないため、今後の協議に当たっては、生産調整カルテル的な発想で市内の総医療供給量を考えていく必要があると思うがどうか。

また、第6次総合計画では、平成30年度における市内病床数の成果指標として、人口10万人当たり1,270床と、現状を維持するとなっているが、今後の人口減に伴う調整の役割は中立的な立場である保健所が担ってほしいと思うがどうか。などがあります。

なお、閉会中の5月24日に開催されました当委員会におきまして、総務常任委員会に連合審査会の開催を申し入れる旨の議決をいたしました。

同日付けで申入れに対する同意回答があったため、6月2日に厚生常任委員会・総務常任委員会連合審査会を開催し、高額療養費の未請求に係る第1回定例会以降の経過について、業務事故再発防止マニュアル（案）について、それぞれ報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により委員長が裁決し、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致によりいずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号、第1164号及び第1165号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1165号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。
（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。
（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、陳情第1165号、継続審査中の陳情第247号、第250号、

第251号、第258号、第1003号、第1116号、第1117号、第1145号及び第1164号について、いずれも採択の討論を行います。

今回、新たに提出された陳情第1165号は、長橋地区の普通公衆浴場に対して経営支援を求めるものです。

小樽市内の普通公衆浴場は、平成13年当時は28施設あったものが、平成21年度には20施設に減少しています。長橋地区で最後に残った都湯は、本年3月、後継者がなく経営的に困難なため保健所に廃止届を出しましたが、その後、住民から続けてほしいと要望があり、手伝ってくれる人の手だてもついて今年いっぱいには続けてみようと思われ、廃止届を取り消したと聞いています。

今回は、小樽公衆浴場商業協同組合の代表理事みずから、署名436筆とともに、陳情趣旨説明を行い、市としての経営支援を求めています。

小樽市では、現在、施設設備整備費や上下水道料金の軽減などの助成を実施していますが、道内では20市ほどが、直接、維持運営費補助を行っています。帯広市では、廃業防止対策として、平均基準入浴客数に満たない施設に対して年間90万円から22万5,000円の範囲で助成しており、21年度は5施設に290万円助成しています。

総務省統計局の5年ごとに行っている住宅・土地統計調査においても、ふろ普及率は全国で98.5パーセントと、ほとんどの家庭にふろがありますが、高齢化が進む中で自宅では入浴できないお年寄りも増えているのではないのでしょうか。全国的には、地域に銭湯がなくなった後、改めて銭湯の設置要望が出ていることも聞いております。保健所は、公衆衛生の立場から公衆浴場の必要性を認めているのですから、公衆浴場への支援対策は検討すべきではないのでしょうか。

願意は妥当、採択を求めます。

継続審査中の陳情については、これまでも討論してきましたが、いずれも願意は妥当、採択を主張します。

陳情第1003号は、朝里・新光地域における多目的コミュニティセンターの設置を求めるものです。

今定例会で公明党の斉藤陽一良議員は、東南部地区に児童館を含むコミュニティセンターの整備を求めて一般質問をしています。用地確保もされており、過疎対策事業債も利用可能と強く建設を求め、建設までの間は近隣にある空き施設を利用した応急的な対応も要望しておりましたから、当然、この陳情には賛同いただけると考えておりました。ところが、今回も継続審査です。お聞きしたところ、限りなく丸に近い三角ということで、理解ができません。

請願や陳情は、住民にとって、直接、意見を議会に届け、議会意思として行政に反映させることができるものです。また、地方議会としても、住民の直接の意見に基づいて活動を進めることができ、議会と住民を結びつける重要な意義があります。議員が住民から寄せられた陳情趣旨と同様の発言をするなら、陳情に賛同するのは当然です。そうでなければ、陳情者には極めてわかりにくいこととなります。賛同できない理由を明らかにして討論すべきではないのでしょうか。公明党には討論を求めます。

本委員会では、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）が提出され、最初の審議がされています。

現在、市内には市立保育所6か所、民間保育所14か所、合計20か所の認可保育所があります。入所定員数は1,505人です。入所児童数は、平成16年に1,528人まで増加しましたが、その後減少し、平成22年は1,322人で入所率88パーセントです。

これまで、市は、平成14年、赤岩保育所の増改築に伴い高島保育所を廃止し、平成20年に真栄保育所を民間に移譲してきました。毎年4月1日時点でも待機児童が発生しており、今年は待機児童数10人中9人がゼロ歳から2歳児でした。計画（案）では、来年度から低年齢児枠を12人拡大することになっており、この点は評価しますが、全体の定数は80人の縮小で、新たな待機児童が発生しないのか心配です。

地域子育て支援センターは、現在2か所あり、新たに銭函保育所に開設するとは言いますが、平成25年に施設を改築した後ですから、4年後の予定です。計画としてはあまりにも先延ばしの感があります。計画（案）では、長橋保育所を平成24年度末に廃止し、最上保育所を平成26年から28年度に廃止する予定です。また、手宮保育所は、廃止、民間移譲など、いずれにするかを5年後までに決めると言います。廃止要件は、1、入所率が低い、2、施設の老朽化、3、近くに受皿になる保育所がある、の3点ですが、入所率で見ると、本年4月1日時点で、公立保育所の平均入所率は71パーセントです。これ以下の施設は、奥沢、長橋、手宮で、最上は平均以上です。施設の老朽化では、赤岩保育所が平成14年に建設された以外、昭和40年代から50年代の建築で大差はありません。受皿となる保育所では、最上保育所の場合、日赤保育所とゆりかご保育園になりますが、本年4月で、日赤保育所は入所率100パーセント、ゆりかご保育園は120パーセントです。

委員会の審議では、地域で日赤保育所を希望しても定員枠が超えて入所できず、やむなく最上保育所に入所したとの声があり、むしろ最上保育所が受皿になっている事実が明らかになりました。最上町には300戸以上の公営住宅がありますが、この団地の子育て世代への影響は検討されていません。日赤保育所、ゆりかご保育園の子供の入所数の推移を見て廃止を決めると言いますが、このような不確定な条件で保育所廃止の方針を決めるには無理があると思います。入所率が低いなら定員を調整し、老朽化施設は計画的に建て替え、地域ごとに保育所が整備されてこそ子育て支援です。人口減、少子化傾向に乗じた財政的見地からの公立保育所の削減は問題です。

計画（案）の撤回を求めて討論とします。他会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1145号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第1003号、第1164号及び第1165号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○9番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1167号は、市道桜9号線上部の幅員が狭隘になっている道路の舗装延長と側溝ふたの整備を求めるものである。現地を視察した際、数台の車両が桜1号線から当該路線を經由して国道5号においての様子が見受けられた。臨時市道整備事業を行う上で、交通量など優先順位を決めるための基準はあると思うが、この道路が、周辺住民のみならず、桜上部や望洋台方面からの近道として需要があるとするならば、当該道路の整備の必要性については、交通量だけではなく、費用対効果も勘案して総合的な調査に基づき判断してはどうか。

陳情第1169号は、小樽市における地籍調査の実施を求めるものであるが、国土調査法に基づく当該事業に対し、道内35市の中で未着手なのは小樽市を含め5市のみとのことである。調査を行うことで土地1筆ごとの面積や境界が確定することから、土地に関するトラブルの解決や土地売買取引の円滑化はもとより、GISを利用した水道局の上下水道施設管理システムの精度向上も期待される。当該事業費は、国と道の負担や交付税措置により実質の負担が大幅に軽減されるものであり、この措置は前政権から存置していることから、今後、10年以上は継続して実施される可能性が大きいと考える。市は、調査の必要性は認めながら費用や事業規模の面から慎重な姿勢を示しているが、他都市の取組状況を参考として、本市においても事業の実施に向けた検討を進める必要があると思うがどうか。

一般国道5号忍路防災事業は、忍路一桃内間の安全で安心な通行の確保を目的とした国の事業であり、小樽開発建設部と小樽市が開催した住民説明会で示された幾つかの新国道ルート案のうち、特に山側にトンネルを通す案が有力視されているという。しかし、現道路は、土砂崩落の危険にさらされているものの、海岸線に面した眺めのよい景勝道路であり、本市の観光資源となり得ることから、このまま廃道にするのではなく、がけの傾斜を緩やかにするなど、工法を工夫し、道路を生かしながら安全性を確保することはできないか。

国の事業のため、市が意見を述べる場面はないとのことだが、現在の路線を存続するための整備方法について、市としてどのように考えるのか。

国土交通省は、特殊地下壕対策事業として、第2次大戦中、旧日本軍や地方公共団体、町会が築造した特殊地下ごうの埋め戻し事業に対し、補助することとしている。昭和48年から国の指示で行っている調査では、市内の特殊地下ごうは44か所あり、対処済みと報告しているが、内部が一部崩壊しているにもかかわらず、入り口のみをふさいでいる箇所などもあり、すべてが適切に処置されているとは言いがたい。

また、調査には含まれていない地下ごうも市街地の各所に残されており、都市計画上也放置しておくわけにはいかない。国の補助は、平成23年度までに採択されたものが対象となっており、戦後65年が経過し、

防空ごうのことを語る市民も少なくなってきたことから、調査を急ぐ必要があるのではないかと。

今定例会において、市長から調査したい旨の答弁があったが、具体には、いつ、どのように調査を行うつもりなのか。

公園・緑地の維持・管理は、町会や地域住民によって構成された公園愛護会などが担っているが、最近、高齢化を理由に辞退を申し出る事例も出てきていることから、公園への植樹を要望している市民や、小中学校で植栽活動を行うPTAなど、ボランティアとの連携を強化させた維持・管理のあり方を研究してはどうか。

また、既存公園の再整備に当たっては、公園施設の長寿命化計画を策定し、国土交通省の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用していきたいとのことだが、当該事業の支援対象に掲げられている防災拠点としての公園整備も視野に検討をすることが重要と思うがどうか。

駅におり立って見る最初の光景はそのまちの顔であるが、本市には多くの観光客が訪れているにもかかわらず、残念なことに、これまで小樽駅周辺の施設は、だれもが観光地にふさわしいと感じる小樽の玄関口としての整備は遅々として進んでいない。第6次総合計画の前期実施計画では、平成22年度から駅前広場と駅前パーキングの一体的な整備に向けた検討に着手することとなっているが、具体的にはどのような事業を考えているのか。

周辺市街地整備に当たっては、いつも同じ構成員だけで協議、検討を続けるのではなく、外部からまちづくりの専門家を招聘し、先進事例を基にした勉強会を開催するなど研さんを重ね、もっと前向きに取り組むべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号及び第1167号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1169号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。
（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。
（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情第1167号並びに継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号、第1143号及び第1154号について、いずれも願意は妥当につき、採択を求めて討論いたします。

まず、陳情第1167号であります。

市道桜9号線舗装延長と側溝ふたの整備を求めるものであります。

付託を受けた委員会として現地調査を実施しました。付近住民の方々からも、直接、意見、要望を聞かせていただきました。桜地域を承知の議員には説明の必要はありませんが、第1に、この市道桜9号線は、市営桜A住宅5棟約200戸弱にダイレクトに接続する道路であります。海側に下り勾配となっておりますが、その取り付け部の幅員が狭いため、特に冬場の自動車接触事故が多発しているそうです。

第2に、この道路は付近住民のみではなく、桜台沿線あるいはその先の望洋台に居住する人たちからも

国道5号に通じる近道として利用されていることから、近時の自動車交通量は相当数増えている状況にあります。

第3に、この地域の幹線道路である桜1号線自体の勾配がきつく、ここから余裕を持って入れるような道路改良がぜひとも必要であるとの願意がうかがい知れました。

継続審査案件については、これまで、その願意の妥当性について語り尽くしてきました。残念なことは、我が議会は、いずれもそれを継続審査として棚上げであります。議会は動きません。ならば、行政も動くことはできないのか。

市民有権者の陳情権、請願権は、戦後、憲法で導入されたものです。地方自治の柱の一つであります。市民の声を聞かない小樽市議会、仮にもそんな不名誉な議会として小樽の名を知らしめたくはありません。各位の見識に期待することは、今回もまた見果てぬ夢なのでしょう。

以上であります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号及び第1167号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

南小樽地区Aグループに属する若竹小学校については、新市立病院建設の関係から、当初から予定している6月22日に先行して、6月1日にも懇談会が開催されたが、病院に関する質問に対しては、市教委側が答えに窮する場面も見受けられたことから、次回の懇談会には病院関係者も出席すべきではないのか。

また、他の会場ではどのような意見が出ているかとの質問も出されており、他のブロックの協議内容にも関心が高いため、市教委は、速やかにホームページを更新し、情報提供に努めてほしいと思うがどうか。

量徳小学校を含む南小樽地区ブロックの小学校Aグループは、新市立病院建設の関係から、平成24年4月の統合を目指し話し合いを進めているが、ブロック内の諸課題を協議する学校統合協議会については地域の理解を得た上で設置することとしている。しかし、その構成メンバーを決めるには時間を要することが想定されるので、期限のある中、スピード感を持って進めるためには、事前に打診し、理解を得ておく必要があると思うがどうか。

また、今後の協議を円滑に進めるためには、今回の再編プラン同様、市が具体案を示し、課題整理に当たってほしいと思うがどうか。

学校再編を進めていくに当たり、関係者の合意を得ることは重要であるが、意見や要望を聞いているばかりでは計画が前に進むものではない。現在、量徳小学校を含む地区ブロックは、市立病院の関係から平成24年3月の廃校に向け協議を進めているが、それ以外の地区は前期・後期、それぞれの範囲内で意見がまとまったところから順次スケジュールを決めることとしている。しかし、そういった姿勢では結論がどんどん先送りされることにつながるため、実際に統廃合する時期は別として、方向性の決定については、例えば2年間という期限を定めて取り組んでいくべきではないのか。

量徳小学校の動向については、新市立病院の関係から他の地区に先行して協議が進んでおり、また、隣接するブロックの再編にも影響があるため、保護者の関心も非常に高い。情報がひとり歩きすることで誤解や混乱を招くこともあるため、市教委は保護者に最優先で正確な情報提供を行うよう努めてほしいと思うがどうか。

学校適正配置を円滑に実施するためには、丁寧な説明もさることながら、保護者や児童・生徒の不安を解消するとともに、要望に対し、きめ細かな対応をする姿勢が必要である。今後、具体的な再編協議を進めるに当たっては、市が一方的に推し進めていると言われることのないよう、節目節目において関係者のおおむねの合意が得られていると判断するに足る客観的な基準が必要と思うがどうか。

学校内におけるいじめや不登校、暴力などの問題行動は、学校の規模にかかわらず発生していると言うが、平成20年度にこれらの問題が全く発生していない学校は市内に6校あり、そのうち5校がいわゆる小規模校である。このことから、小規模校の教育環境がすぐれている面があるのは明らかであり、無理やり理屈をこじつけた望ましい学校規模に画一的に合わせようとする姿勢には問題があると思うがどうか。

保護者からは、少人数でも伸び伸びと教育を受けさせたいという声が依然として多いことから、基本計画における学校規模の考え方を再検討すべきではないのか。

適正配置によって通学区域が広がり、スクールバスや路線バスを利用する児童・生徒の増加が見込まれるが、現行の基準では、小学校が2キロメートル以上、中学校が3キロメートル以上の場合にバス助成を行い、その児童の数が50人以上いるときにスクールバスを配置しているとのことである。しかし、現在、バス利用を行っているのは主要道路に面した学校とのことであり、今後の統廃合によってはバスによる接続が困難な学校も想定されるため、基準を見直すことは考えていないのか。

また、本市は、地形的に起伏が激しく、道幅が狭い場所もあり、地図上での距離だけでは実態を判断できないことから、児童・生徒の自宅から学校までの通学経路などについてはあらかじめ調査しておく必要があるのではないか。

現在、すべての小中学校は、災害時における避難所としての機能を有しているが、統廃合を行った場合、中心部においては徒歩圏内に学校が残るとしても、塩谷・長橋地区や銭函地区は通学区域が広範囲にわたるため、学校と相当離れた地域が出ることも考えられる。市民の安全・安心を守るためにも、廃校を避難所として跡利用することを並行して検討していく必要があると思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の4月23日に開催されました当委員会におきまして、学校再編についての地区別懇談会について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、豊倉小学校の存続を求める陳情第260号は採択を主張して、討論を行います。

学校教育においては、どの子ども、生きていく上で必要な学力を身につけると同時に、心身ともに伸びやかに成長してほしい、この思いは、保護者とともに教育に携わる関係者すべての共通の思いです。

小樽市教育委員会は、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき地区別懇談会を開催中ですが、通学路の安全、子供の心のケア、グラウンドの広さ、特別支援学級のあり方に関する不安、こうしたことへの配慮を求める声がどの会場でも出されています。いじめや不登校が大きな社会問題となり、さまざまに対応策はとられていますが、根絶にはほど遠い現実であることは本委員会での審議の中でも明らかとなりました。

小樽市における平成20年度のいじめ、不登校、問題行動の件数は、小学校で292件、中学校では142件と報告されました。数字の上とはいえ、子供たちが、日々、心に不安や悩みを抱える実態を前にして、周囲の協力、援助で乗り越え、成長してほしいと願わずにはられません。

この中で、いじめも不登校も問題行動もないと報告された小学校5校のうち4校、中学校1校は、いずれも小規模校です。地区別懇談会の中でも小規模校への転校により不登校を克服した生徒の話が紹介され、そうした学校が地域にあることが誇りなのだと語られていました。地域のきずなの中で特色ある学校を育てることも幅広い教育活動であるはずで、どの子ども学校教育の恩恵にあずかることができるきめ細やかな教育環境の提供を陳情者は望んでいます。その願意は、今の社会でこそまさに妥当、採択を主張して、各党派の皆さんの賛同を訴え、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○24番（成田晃司議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今月14日、市は、新市立病院計画概要（案）の内容を医師会に説明し、今後も意思疎通を図るため協議を継続することで合意したと聞かす、本日、その医師会から新病院の規模・機能に関する提言書が提出されている。市は、医師会内部の事情によるものと静観しているが、両者が今後話し合いのテーブルに着くと確認したわずか3日後に提言書が提出されるという行為は通常考えられず、これは、そもそも先日の話し合いが成立していなかったということではないのか。

提言書は、医師会の役員ですら知らないうちに提出されており、医師会としての総意を表しているとは思われないが、今後の協議に当たっては、互いの主張が違うことはあるにしても、行き違いや誤解が生じることのないよう、しっかりとしたルールを決めるべきと思うがどうか。

計画概要（案）の周知は、ホームページのほか、今後は広報おたるに掲載していくとのことであるが、

市民の声を聞く機会については、平成13年の新築検討懇話会以降設けられていない。病院局長は、院内広報誌の中で、地域医療は住民の意思・知恵・実行・責任によってつくられるものであるという認識が大切だと述べており、市民の声を大切にしたいという考えを示しているが、今回の計画概要（案）については、市民の代表である議会に提示したことをもって市民の意見を聞いているとの見解である。これは極めて短絡的な考えであり、多くの声を把握する手段を検討すべきではないか。

集約されたすべての意向を組み入れることは困難であると理解するが、それをやり遂げるぐらいの心構えで進めてほしいと思うがどうか。

以前、市立小樽病院では、医師不足から糖尿病専門外来を休止した際、通院していた患者の多くは、今後の治療に関し、大きな不安を抱えたと聞く。しかし、現在、治療を受けられず困っているとの声はないため、患者は他の医療機関へ通院先を移したと考えられるが、計画概要（案）では、再度、専門外来を設けることとしているため、これまでの治療を担っていた医療機関では、新病院の開設を機に患者が市立病院に戻ってしまうことを懸念している。こうしたことも医師会が計画概要（案）に反発している要因になっていると思うが、市は競合する診療科を設けることについてどのように考えているのか。

市民は、新市立病院の建設費用や診療科目だけに関心があるわけではなく、患者のニーズに応じたどのような医療サービスを提供してくれるのかということも重視している。こうしたことから、基本設計業務に当たっては、今までに寄せられた苦情や要望を反映させるとともに、高齢化率の高さなど、小樽の地域性を考慮して進めてほしいと思うがどうか。

随意契約の相手方として予定している設計業者は、多数の病院設計を手がけ、多くのノウハウがあるとのことだが、業者任せにすることなく、計画概要（案）の中で新市立病院の基本理念として掲げている「患者さま中心」の病院を目指すということに信念を持って取り組むべきと思うがどうか。

自治体病院の建設費は、過大投資の傾向があるため、上限を決めなければ際限なく費用が膨らみ、開院後の経営の重荷になることが懸念される。基本設計に当たっては、国立病院機構の仕様に基づく基本額に敷地条件をプラスした33万円を1平方メートル当たりの単価として設定しているが、そもそも機構では単価に積み増しをする前提はなく、総額に合わせて中身を調整する方針であることから、上限額を設定し、それにおさまるように設計すべきと思うがどうか。

また、公立病院改革懇談会においては、議会で審議するに当たり、情報や判断材料の提供が不十分なために建築費が高くなる傾向があるとの報告もあるので、適正な価格であるか否かの判断ができるよう十分な情報提供をしていただきたいと思うがどうか。

新市立病院建設に要する起債額は、基本設計料と移転雑費を除き約146億円と試算されており、市民から建設費が巨額になることに対する不安の声を耳にする。しかし、病院事業会計と一般会計を合わせた財政規模と建設費の関係を家計における年収ベースに置きかえて説明することで解ける誤解もあると思うので、新病院建設への市民理解を深めるためにも説明方法を工夫すべきと思うがどうか。

オーダーリングシステム導入の効果としては、院内での情報の共有や事務の効率化を上げられるが、現時点では物流管理システムが未整備のため、診療科ごとの収支を把握するには至っていないと聞く。経営状況を詳細に分析できない状態では職員もどこに力を入れて取り組めばよいのかわからないと思うが、何を根拠に改善に向けた指標を出しているのか。

改革プランの達成に向け、収入の分析を医事の専門職員にさせており、一定程度の設備投資で高い点数での診療報酬請求が可能になることや、医師のオーダーを分析することで、診療材料費など支出を削減する方法についても把握できると報告を受けているとのことだが、その分析結果については、専門的な内容であっても一緒に勉強しながら今後の検討をしていきたいので、議会に対しても示してほしいと思うがど

うか。

救急搬送の受入れは、両市立病院が25パーセント、三つの公的病院が26パーセントと、約半数を5か所の病院で担っているという大変な状況にあり、この体制が今後も維持できるのか非常に危惧するところである。第1次救急である夜間急病センターについては、公的病院の院長を交えて協議をすると聞くが、第2次救急のあり方について検討する議論の場も設けるべきと思うがどうか。

また、各病院の院長や医師会とどのような議論がなされているのか、内容を明確にするためにも、議員も含め傍聴できるようにするなど、意見交換の場をオープンにしてほしいと思うがどうか。などでありませぬ。

なお、閉会中の5月28日に開催されました当委員会におきまして、学校再編プランと新病院建設についての説明会について、新市立病院計画概要（案）について、小樽市立病院改革プランの進捗状況についてそれぞれ報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1155号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致により採択と決定いたしました。

次に、その他の陳情は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

陳情第1155号小樽市病院局・並木昭義局長「新病院の展望と建設についての見解」に沿った市立病院の統合新築方については、採択を主張し、討論を行います。

第1155号は、新病院建設を早期に再開するために、並木局長の見解に沿った現在地及び周辺での市立病院統合新築の推進を望むものであります。

昨年6月、並木局長が就任以来、札幌、後志管内はもとより、北海道大学、札幌医科大学などの医療関係者との懇談で得られた意見、要望を勘案し、新市立病院建設地にあつては、量徳小学校と現在地敷地のほうが築港地区よりも望ましいという見解を市長に述べたことに端を発し、市長にあつては、この並木局長の見解を受けて、新病院建設地は量徳小学校と現在地を合わせた敷地とする考えを示されました。

この建設地問題は、市立病院調査特別委員会が設置されて以来、11年間さまざまな議論がされてきていますが、日々変化する市民を取り巻く環境と地域医療の役割や老朽化する市立病院の現状を考えると、早期に建設を望むものであり、今定例会で基本設計委託料が提出され、我が党としても、早期建設を訴え、賛成の態度をとりました。

さきに述べたように、建設地が示され、基本設計再開を考えますと、陳情第1155号については採択を主張し、全議員の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第

1155号は、継続審査を主張して討論します。

同陳情は、新病院建設を早期に再開するために、現地及び周辺での新病院統合新築の推進を求めるものです。

陳情が提出された平成21年9月当時は、市長をはじめ、関係理事者は新病院建設地をめぐって量徳小学校関係者や地元町会との話し合いを行っていました。関係者との話し合いの最中に陳情を採択し、議会意思を決定することは、関係者に議会の結論を押しつけることになり、住民感情を損ね、市民合意にとっての障害にもなりかねないと、我が党は、議会として性急に結論を出さず、関係者との話し合いを優先、尊重することが現所在地周辺での建設のために必要と、陳情は継続審査にすることを主張しました。

本年1月25日、山田市長から、市議会議長をはじめ、各会派代表者に、量徳小学校敷地と現小樽病院敷地を合わせた土地が新病院の適地と判断し、建設地を変更すると表明があり、建設地は陳情にあるとおり現所在地に変更になりました。

しかし、現在、教育委員会による学校規模・学校配置適正化計画の地区別懇談会が行われており、また、量徳小学校PTAとの話し合いも継続中です。同PTAから了解の返事をいただいております。市民合意をどこで判断するのか問われることになりますが、我が党としては、今後の教育委員会とPTAの話し合いの中で方向が示されることを期待し、経過を見たいと考えます。

なお、継続審査が否決されたときは、自席にて棄権の態度をとります。

各会派の皆さんの賛同を呼びかけ、討論とします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1155号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第1155号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「議案第14号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第14号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、坂田榮子氏、菊池洋一氏、成田晃司氏、山

崎範夫氏、磯谷揚一氏の任期が、平成22年8月31日をもって満了となりますので、引き続き、坂田榮子氏、菊池洋一氏、成田晃司氏を、新たに貞原正夫氏、竹田文隆氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますよう、お願い申し上げます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、採決いたします。

同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

この件は、後志教育研修センター組合議会議員の任期が来る6月30日をもって満了となることに伴い、議会において選挙するものであります。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（見楚谷登志） ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（見楚谷登志） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（見楚谷登志） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（佐藤正樹） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番鈴木喜明議員、4番吹田友三郎議員、5番大橋一弘議員、6番成田祐樹議員、7番菊地葉子議員、8番中島麗子議員、9番高橋克幸議員、10番斉藤陽一良議員、11番佐野治男議員、12番山田雅敏議員、13番佐藤禎洋議員、14番濱本進議員、15番井川浩子議員、16番林下孤芳議員、17番齋藤博行議員、18番山口保議員、19番佐々木勝利議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番横田久俊議員、24番成田晃司議員、25番前田清貴議員、26番大竹秀文議員、27番見楚谷登志議員、28番久末恵子議員。

○議長（見楚谷登志） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、千葉美幸議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。両議員の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（見楚谷登志） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数28票

そのうち、有効投票

23票

無効投票 5票

有効投票中

見楚谷登志議員 23票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、私、見楚谷登志が、後志教育研修センター組合議会議員に当選をさせていただきました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（見楚谷登志） この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第6「意見書案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

意見書案第2号ないし第13号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇) (拍手)

○21番（古沢勝則議員） 提出者を代表して、普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを要望する意見書案第1号について、その提案趣旨を説明します。

先日の社会時評という新聞紙上欄で作家の高村薫さんは、昨今の政治について、次のように述べておりました。国民のだれもが不安視していたとおり、米軍普天間基地の県外移設はついに果たされず、結局、自民党政権時代に日米間で合意されていた辺野古崎沖に舞い戻ってくることになった。国民の目にはどのように映ったか。新しい政権下で初めて日米同盟のあるべき未来像の議論が始まると期待したのもむなし、政権にはそれだけの意思も覚悟もなかったということである。そして、この国の政治へのさらなる失望と沖縄県民の犠牲と絶望だけが残された。

高村さんのこの社会時評はさらに続くのですが、一部割愛して、特に、鳩山政権の投げ出しで菅新政権が誕生した、これで一気に党が生まれ変わると考えているのなら、それこそ状況認識ができていないというほかはない、このように警鐘を発しておられました。

さて、意見書案の本文はもとより、要望項目についても御参照ください。

第1に、普天間基地の無条件撤去であります。第2は、沖縄の負担軽減を名目にしつつ、道内の矢白別演習場や千歳基地への米軍の訓練拡大は認められない、この2点であります。

ところが、菅首相は、就任後、イの一番に、オバマ米大統領との電話会談で、前政権との日米合意はしっかりと取り組んでいくと決意表明をされたようであります。要するに、国外、最低でも県外というのは鳩山さんの発言であって公約ではないと、これを改めて否定し、ほごにいたしました。こんな政府方針が沖縄県民の合意を得られるでしょうか。

4月25日、9万人に上る沖縄県民大会には県知事と県内41市町村長のすべてが参加し、正確に言いますと一部代理がいますので、41市町村長及び代理が参加し、普天間基地の撤去、閉鎖、県内移設反対という沖縄県民の総意は揺るがぬものになりました。沖縄での世論調査では、辺野古移設に反対が84パーセント、普天間基地については無条件撤去が38パーセントでトップになり、これに国外移設を合わせると断トツの74パーセントに上っています。沖縄のこの怒りは一過性のものか。凄惨な地上戦を経験し、占領下で私有地を無法に強奪され、戦後65年にわたる基地の重圧、繰り返されてきた痛ましい事故や事件など、忍耐の限界を超えている歴史があります。県内移設の方針は、こうした県民の総意に背くものであります。県民

の合意が得られることは絶対にありません。

この問題の解決の道は、日米合意を白紙撤回すること、それは移設条件なしの撤去、つまり、無条件撤去を求めてアメリカ側と本腰を入れて交渉を始めることしかありません。そのことを、日本政府、関係機関に強く強く求めるものであります。私の提案趣旨説明は、これ以下でもこれ以上でもありません。

各位の賛同を呼びかけて、説明を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを要望する意見書案の賛成討論を行います。

今日、私たちは屈辱の日を迎えた。市民、県民の意思を無視し、民主主義を否定する蛮行、私たちの怒りは頂点、爆発の状況に達している。日米両政府が米軍普天間飛行場の移設先を沖縄県名護市のキャンプ辺野古崎地域及び隣接水域とする共同声明を発表した5月28日、名護市役所で開かれた緊急市民集会で稲嶺進市長は声をふるわせました。この1週間後、みずからの公約や民意よりも日米同盟を優先させた鳩山政権は、歴史的な政権交代からわずか8か月で辞職に追い込まれました。

普天間基地の閉鎖・撤去を求め、辺野古をはじめ、基地の県内移設反対の沖縄県民の意思は明確です。辺野古への基地建設は、13年間、市民と県民の戦いで阻止され、1月の名護市長選挙では陸にも海にもつくられない立場の稲嶺市長が当選、2月24日には県議会が普天間基地閉鎖・撤去を求め、県内移設反対の決議を全会一致で可決、4月25日には9万人以上の県民と全41自治体首長が参加し、この声を上げたことは皆さん御存じのとおりです。日米同盟発表後の県民世論調査でも、辺野古移設反対は84パーセント、無条件撤去を求める声は38パーセント、国外移設が36.4パーセントと多数です。

沖縄県婦人連合会会長のお話を紹介します。

県内にお願いしたいという首相の言葉を聞いて、涙がこぼれました。県内移設は認められない、これが県民の総意です。戦後65年、1冊の本ができるぐらい、米軍の暴行事件や事故があります。本当に平和な島を子供たちに残してあげたい。また、運動場での授業は頭上をヘリコプターが飛びます。外に出ても空を覆うほどの米軍機の影におびえ、フェンスの向こうでは銃を構えた米兵を目の当たりにする日々、これが子供を育てる環境でしょうか。

普天間第2小学校教諭の話です。

国内のいずこに基地を移転しても、作戦を分散しても、このような苦しみや国民との矛盾は広がるばかりです。日米合意で8月までに決めることになっている基地の配置や工夫について沖縄の合意を求めなければならないものではないと言い、県民の頭越しに日米合意を結んだ上、県民の合意もなしに新基地建設に向かおうとしている菅政権のやり方に、仲井眞弘多沖縄県知事は、ブルドーザーと銃剣でやるつもりかと厳しく批判しています。普天間基地の無条件撤去以外にこの問題での解決はあり得ません。

意見書案第1号に各会派の皆さんの賛同を訴えると同時に、反対の意思を示す場合は反対討論をしていただくよう促し、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 菊 地 葉 子

議 員 高 橋 克 幸

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成22年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２２年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成２２年第１回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第１１６０号「細菌性髄膜炎ワクチンへの公費助成方について」の第１回定例会で採択された以降の取組について報告します。

公費負担や助成は、単に経済的援助ということだけでなく公的に位置付けるという意味を有しています。予防接種は医療行為のひとつである以上副反応の発生の可能性を有しております。これに対する補償制度は定期接種とは異なり、任意接種の場合は一般の医薬品における補償制度しか適用になりません。したがって、本市においては、ヒブワクチンなどの任意接種の予防接種のいくつかについては、市長会等を通じて国に対し、予防接種法上の定期接種として位置付けるよう求めているところであります。

また、本年、国の審議会がヒブワクチンなどについて、定期接種化に向けての検討をするよう国に提言したことから、今後、定期接種に値するワクチンかどうかについて議論されるものと考えられます。

採択後、改めて他都市での取組について調査したところ、平成２１年度においては、全国で２２市区での助成が行われており、平成２２年度は新たに助成を予定している自治体は６８市区に拡大するとの情報を得ました。

北海道では、平成２２年度に札幌市が生後２か月から４歳までの乳幼児を対象に最高４回までの接種について１回当たり３，５００円を助成することを決定しました。

このほか、道内では旭川市で平成２２年４月１日以降生まれの乳幼児を、釧路市、苫小牧市においても助成を行うとの情報を得ております。

また、後志管内においては、平成２２年度泊村、神恵内村が４回分の接種費用全額を、寿都町においても助成を決定したと聞いております。

本市といたしましては、今後とも国の動向を注視していくと同時に他市町村での公費負担の方法について情報を入手して参りたいと考えております。

なお、陳情者に対しての連絡は行っておりません。

以 上

普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを要望する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 斎藤博行
同 古沢勝則
同 北野義紀

菅新政権は、沖縄普天間基地の移設先について鳩山前政権時の「名護市・辺野古周辺」とする「日米合意」に沿って米政府と交渉することを明言し、改めて沖縄県民の意志を踏みにじる姿勢を明らかにしました。

政府が変わっても、米国自身が「世界一危険」と認めている普天間基地の危険性が薄まるわけではなく、沖縄県民の「負担軽減」を口実とした在沖縄米軍の分散移転先として、根室管内の自衛隊矢臼別演習場に、海兵隊のヘリコプター部隊と地上部隊を移転させ、両部隊一体の大規模な訓練を行う構想も検討されていると報道されています。自衛隊矢臼別演習場では、1997年から地上部隊による実弾訓練が行われていますが、沖縄と同質・同等という約束はほごにされ、むしろ拡大されています。今年の訓練でも夜間訓練、白りん弾の使用も確認され、野火も既に7回発生し、地域住民の不安の増大に、現地の一部首長も「これ以上の受入れはできない」旨を表明しています。

よって、普天間基地移設問題に関し、以下の諸点について要望します。

記

- 1 米国に対し、普天間基地の無条件撤去を求めること。
- 2 自衛隊矢臼別演習場や千歳基地など道内への訓練移転はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行

じん肺は、我が国最古にして今なお最大の職業病です。じん肺法が制定された1960(昭和35)年から50年が経過した現在もなお、毎年新たに800名前後の「元」労働者が療養に専念しなければならない最重症のじん肺に認定されています。

かつて多くの炭鉱があった北海道においては、今なお毎年100名前後の「じん肺要療養患者」が発生しています。現在、札幌地方裁判所で「新・北海道じん肺第3陣訴訟」が係争中であり、その患者数は375名に及んでいます。国は、裁判手続の中で「消滅時効」を主張してきましたが、3月26日の判決ではこの国の主張を退け、国は控訴を断念しました。これにより、提訴した原告については基本的に和解による解決が図られることとなります。

じん肺を根絶すること、被害者に適正な賠償を行うことは国と加害企業の義務です。そして、もはや被害者に過大な負担を負わせる裁判手続による救済ではなく、炭鉱やトンネル工事でじん肺に患したすべての被害者を等しく救済する制度を創設すべきです。また、今後施工されるトンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するために、一元的な就労管理、健康管理を行うことも必要です。

よって、国において次の制度を創設するよう求めるものです。

記

- 1 炭鉱においてじん肺に患した患者を等しく救済する国の制度を創設すること。
- 2 国は2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
- 3 トンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するとともに、じん肺に患した患者への補償を行う基金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ワクチン接種に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	成 田 晃 司

我が国では毎年、1,000人以上の5歳未満児が細菌性髄膜炎にかかっています。その原因の6割がインフルエンザ菌b型(ヒブ)によるものであり、2割が肺炎球菌によるものです。

細菌性髄膜炎の初期症状は発熱・おう吐・頭痛などですが、小児科医でも一般的な風邪と見分けにくく、早期診断は困難であり、非常に予後の悪い疾患です。迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3～5パーセント、肺炎球菌の場合では10～15パーセントの患児が死亡し、生存した場合でも10～20パーセントの患児の脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

細菌性髄膜炎はワクチン接種で予防することが可能です。WHOは1998年にヒブワクチンの無料接種化を勧告し、現在133か国で定期予防接種が行われており、その結果、発症率は100分の1にまで激減しています。我が国は2008年12月によりやく任意接種が始まりましたが、4回のワクチン接種費用は約3万円以上に上るなど、長引く不況の中、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっています。

また、子宮頸がんは年間で約15,000人が発症し、3,500人が死亡しています。しかし、他のがんと違い、その原因がヒトパピローマウイルス（HPV）の感染であることが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされています。我が国は2009年12月よりワクチンの任意接種が可能となりましたが、これも3回のワクチン接種費用は約5万円と多額を要します。

現在、一部の市町村では独自でワクチン接種費用の助成を行っていますが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 細菌性髄膜炎を予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、ヒブワクチン及び7価肺炎球菌結合型ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。
- 2 子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、2価HPV様粒子ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。
- 3 細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病と位置づけるよう国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏
	同	佐々木 勝 利

かつての戦争において、日本が近隣諸国の人々に多大な被害を与えてから、既に65年がたとうとしています。いまだに人々の戦争被害の傷はいやされていません。日本軍「慰安婦」問題は、その象徴的なものです。

2007(平成19)年7月にはアメリカ下院議会が「日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」ことを公式に認め、謝罪するよう日本政府に求める決議を採択しました。そして、アメリカの議会決議に続いて、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国、台湾などでも同種の決議が採択され、国連などの国際的な人権擁護機関からも早期解決を求める勧告が出されています。

しかし日本政府は、これらの決議採択を受けても公式な謝罪をしていません。これは、1993(平成5)年の河野洋平内閣官房長官の談話と矛盾する態度です。

日本政府が「慰安婦」の被害にあった女性たちに対して、いまだに公式の謝罪や補償もせず、真相究明をしていないばかりか、教科書からもその記述を消し去ろうとしていることに対して、世界各国で批判の聲が高まっています。

よって、国会及び政府においては、河野談話に基づき、「慰安婦」問題の真相究明を行い、被害者の尊厳回復に努め、下記の事項のとおり誠実に対応し、早期に解決するよう強く要望します。

記

- 1 1993(平成5)年の河野洋平内閣官房長官談話を弱めるような発言に対して政府は公的に反論し、河野談話をより具体的に発展・実現するような政策をとること。
- 2 中学・高校の歴史教科書に日本軍が行った慰安婦制度を載せ、次世代に歴史の事実を正しく伝え、人権・平和の大切さを教えること。
- 3 「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を審議し、早期にこの法律を成立させ、公的責任を認め、調査・審査機関を作り、未公開資料を公開し、謝罪するとともに、過去の経過を踏まえた上で賠償責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

国会法「改正」に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	横 田 久 俊

「国会改革」の第一弾として、通常国会に官僚の答弁禁止などの国会法「改正」案が提出されました。その焦点は、内閣の憲法解釈などを担当してきた内閣法制局長官の答弁禁止です。

国会法は国会運営のルールを定めたもので、時間が掛かっても、国会を構成するすべての会派で協議し、合意を得ることを基本とすべきものです。国会は「国権の最高機関」として行政に対して監督の権限を持ちます。大臣や政務官だけでなく、必要とあれば官僚に対しても出席を求め、答弁させるのは当然です。官僚の答弁を一律に禁止するなどということは、国会の機能を妨げるものです。

しかも、人事院総裁や公正取引委員会委員長と共に「政府特別補佐人」として答弁してきた、内閣法制局長官だけを「特別補佐人」から外し、答弁を禁止するなどということは異常です。内閣法制局は、内閣の憲法解釈を担当し、自衛隊合憲などの解釈改憲を進める一方、海外での武力行使、他国との武力行使など、あからさまな憲法違反については認めませんでした。1991年の「湾岸戦争」では、「国連協力」を口実に自衛隊を派遣しようとしたことに対し、内閣法制局は派兵に道を開く解釈の変更は認められないと反対し、実現しませんでした。内閣法制局長官の答弁禁止は、政治家の判断だけで歯止めなく憲法解釈が拡大される危険があり、重大です。

よって、政府と国会は、今回の国会法「改正」に関して、以下の点を踏まえるよう強く要望します。

記

- 1 国会法「改正」は、国会を構成するすべての会派の合意を基本とすること。
- 2 国権の最高機関である国会の行政に対する監督権限と機能を弱体化する官僚の一律答弁禁止や、事実上の内閣法制局長官の答弁禁止は行わないこと。
- 3 政治家の判断だけで歯止めなく憲法解釈の拡大を招く国会法「改正」は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6 月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 6 月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	--------------	------	-----	---------

介護保険制度の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	斎 藤 博 行
	同	成 田 晃 司

介護保険制度が発足して10年を迎えました。「介護の社会化」をうたって発足した制度ですが、介護疲れによる無理心中など痛ましい事件が後を絶ちません。

介護保険料・利用料の重い負担、介護サービスの不足など、もろもろの問題が浮き彫りになっています。今こそ制度の検証・見直しを行うことが重要です。

特別養護老人ホーム待機者は42万人を超えているのに、国は予算を削り、低い整備目標を自治体に押し付け、施設建設を抑制しています。

去る3月の札幌市の認知症グループホームの火災・死亡事故は、防火設備の立ち遅れ、「一人夜勤を放置してきた貧困な職員配置基準」に原因があります。

安心して住み続けられる介護サービス体制を確立するため、介護保険制度の見直しを強く求めるものです。

記

- 1 安心して利用できる介護制度を実現するため、国庫負担を大幅に増やすこと。
- 2 待機者が急増している実態を踏まえ、特別養護老人ホーム・グループホーム等の新設を積極的に進めること。
- 3 利用料の軽減策を拡充すること。
- 4 275平方メートル未満の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
- 5 「処遇改善交付金」等によっても、なお低い賃金の抜本的改善策をとること。
- 6 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、利用者負担増及び保険料の引上げにつながらない形での介護報酬の引上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

機能的低血糖症に係る国の取組を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	濱 本 進
	同	北 野 義 紀

慢性的に血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症することは知られていますが、すい臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する「機能的低血糖症」は、医師ですらまだ認知度が低い病です。

機能的低血糖症は、糖の過剰摂取や過激な食事制限、過食といった食生活の乱れやストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、近年、研究が進むとともに、患者の数も増えています。

機能的低血糖症は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも影響し、慢性疲労やうつ状態、集中力不足、情緒不安定、記憶障害など、身体面、精神面ともに実に様々な症状が引き起こされることが分かってきています。症状から精神疾患や神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくありません。また妊産婦の「低血糖症」は「新生児低血糖症」の要因となり、脳障害を引き起こすことが知られており、発達障がい（自閉症スペクトラム）の危険因子の一つであると指摘されています。

この「機能的低血糖症」の診断には、糖尿病診断に用いられている常用負荷試験及び耐糖能精密検査が有効とされていますが、保険適用で行われる一般的な 2 時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く「無反応性低血糖症」や、4 時間経過後に血糖値が急落する「反応性低血糖症」などを診断することが難しいのです。精度を高めて 5 時間かけて検査を行うことが必要で、さらにすい臓の機能障害の程度を診るためにはインスリン値を調べることも重要なポイントです。ところが、5 時間の耐糖能精密検査は保険適用されておらず、高額な自己負担が必要なほか、実施する医療機関も少ないのが問題です。

機能的低血糖症と正しく診断されたことで、機能的低血糖症のための治療により症状が改善、社会復帰する事例は数多くあります。

そこで、「機能的低血糖症」に関する調査研究、病名の認知及び意識啓発、検査態勢の拡充等が図られるよう、以下の取組を国に要望します。

記

- 1 「機能的低血糖症」について国として調査研究を進めること。
- 2 「機能的低血糖症」診断のための 5 時間の耐糖能精密検査を、保険適用の対象とすること。
- 3 新生児の「機能的低血糖症」による障害発生を予防するため、周産期医療において妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに、早期発見と治療の態勢づくりを推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成 22 年 6 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	鈴	木	喜	明
	同	大	橋	一	弘
	同	新	谷	と	し

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80パーセントとなり、前年同期比6.3パーセント減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるためにあえて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、「未就職新卒者」は実質的に20万人以上に上るとみられます。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している、といった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略を始め、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請します。

記

- 1 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、企業、大学の間で新しいルールを策定するための立法及び行政的支援を行うこと。
- 2 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

マルチメディアデージー版教科書の普及促進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 大 橋 一 弘
同 菊 地 葉 子
同 斉 藤 陽一良
同 久 末 恵 子

平成20年9月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディアデージー版教科書」（デージー教科書）の提供を始めました。また文部科学省において、平成21年度より、デージー教科書などの発達障がい等の障害特性に応じた教材の在り方や、それらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デージー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。

しかし、デージー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデージー教科書は、小中学生用教科書全体の約4分の1にとどまっております。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成21年度の同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.56億円と縮減されており、これらの普及促進への取組は不十分であると言わざるを得ません。

また、文部科学省の通達により、デージー教科書の提供先が児童生徒本人のみに限定されているため、担当教員らが入手して活用方法などを研究することが困難であると言われており、学校現場でのデージー教科書の普及が遅れている要因の一つともなっています。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等にデージー教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講じることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	菊地 葉 子
	同	斉藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	前田 清 貴

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付けたこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望にこたえたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

- 1 医療、福祉分野の人材確保を始めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。
- 2 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分 5 対 5 を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
- 3 2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。
- 4 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 6 月 21 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 6 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

地域別最低賃金は、2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での合意を踏まえ、14円の引上げが行われ、更に2008年度に16円、2009年度は10円と、3年間で40円の引上げにつながりました。

北海道では、昨年度11円の引上げとなり、678円となっています。

しかし、法定労働時間満度に働いても、北海道の場合は月額11万8,000円弱、年額でも141万円程度にしかならず、連合調査による「最低限の生活を保障水準(リビング・ウェイジ)」として示された「時間給870円、月額14万4,000円」とはほど遠いものとなっています。

また、生活保護額とのかい離はいまだ36円となっており、地域最低賃金の大幅な引上げにより、生活保護水準とのかい離を速やかに解消することが喫緊の課題です。

特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最賃に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	斉藤 陽一良
	同	佐々木 勝利
	同	古沢 勝 則
	同	横田 久 俊

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地域主権戦略大綱」を制定するとしていますが、その議論の中で国庫補助負担金の一括交付金化が議論され、教育にあつては、義務教育費国庫負担金が対象となっています。義務教育費国庫負担制度は、地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度といえ、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの拡充が必要です。

また、「総人件費改革」における教職員定数削減は、学校現場における多忙化を助長させ、超勤実態が常態化することにより、教職員の健康被害が深刻なものとなっています。学校現場においては、教職員数の拡充は喫緊の課題となっており、文部科学省も子供たちに行き届いた教育を保障するため、少人数学級や教職員定数改善の実現に向けて、教育関係団体からのヒアリングや広く国民からの意見募集を行いながらその検討を進めています。北海道においては、小規模校も多いことからその点で定数改善も必要です。

今年度政府予算においては「高校授業料無償化」「子ども手当」が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村においても、その措置について格差が出ており、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するためには、教育予算の拡充が必要です。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。
- 2 30人以下学級と教職員定数の改善を早期に実行すること。また、学校教育法第37条第3項を削除し、行き届いた教職員配置を実現すること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実や学校施設整備、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	高橋	克幸
	同	山口	保
	同	新谷	とし
	同	前田	清貴

近年、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大しています。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望します。

記

- 1 地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。
- 2 水源のかん養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。
- 3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促進及び木質バイオマス利用など国産材の利用を拡大すること。
- 4 持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。
- 5 国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月21日
小樽市議会

議決年月日	平成22年6月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成22年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成22年6月3日～平成22年6月21日(19日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22.6.3	市長	H22.6.9	予算	H22.6.14	可決	H22.6.21	可決
2	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H22.6.3	市長	H22.6.9	予算	H22.6.14	可決	H22.6.21	可決
3	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算	H22.6.3	市長	H22.6.9	予算	H22.6.14	可決	H22.6.21	可決
4	平成22年度小樽市下水道事業会計補正予算	H22.6.3	市長	H22.6.9	予算	H22.6.14	可決	H22.6.21	可決
5	小樽市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	総務	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
6	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	総務	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
7	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	総務	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
8	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	予算	H22.6.14	可決	H22.6.21	可決
9	小樽市環境基本条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	厚生	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
10	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	建設	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
11	市立小樽病院高等看護学院の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案	H22.6.3	市長	H22.6.9	厚生	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
12	北海道市町村備荒資金組合格約の変更について	H22.6.3	市長	H22.6.9	総務	H22.6.15	可決	H22.6.21	可決
13	小樽市非核港湾条例案	H22.6.3	議員	H22.6.9	総務	H22.6.15	否決	H22.6.21	否決
14	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について	H22.6.21	市長	—	—	—	—	H22.6.21	同意
報告1	専決処分報告(小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	H22.6.3	市長	H22.6.9	厚生	H22.6.15	承認	H22.6.21	承認
意見書案第1号	普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを要望する意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	否決
意見書案第2号	石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第3号	ワクチン接種に関する意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第4号	「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第5号	国会法「改正」に関する意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第6号	介護保険制度の見直しに関する意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第7号	機能性低血糖症に係る国の取組を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第8号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第9号	マルチメディアダイジェスト版教科書の普及促進を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第11号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第12号	義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
意見書案第13号	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書(案)	H22.6.21	議員	—	—	—	—	H22.6.21	可決
その他会議に付した事件	議会運営委員の辞任及び選任	H22.6.21	議長発議	—	—	—	—	H22.6.21	許可及び選任
	学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任	H22.6.21	議長発議	—	—	—	—	H22.6.21	許可及び選任
	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	—	—	—	—	—	—	H22.6.21	当選
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)	—	—	—	経済	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事項)	—	—	—	厚生	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査

陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19. 6. 22	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19. 6. 22	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19. 6. 25	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 2. 29	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 3. 4	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20. 6. 13	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20. 6. 16	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 6. 17	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 9. 17	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20. 12. 9	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21. 3. 3	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 3. 9	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 6. 4	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21. 9. 24	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21. 11. 27	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1170	JR直営による函館本線・塩谷駅の存続方について	H22. 6. 8	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査
1171	JR直営による函館本線・蘭島駅の存続方について	H22. 6. 8	H22. 6. 15	継続審査	H22. 6. 21	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1166	小樽市銭函3丁目駐車場の料金見直し方について	H22.5.28	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H22.6.15	採択	H22.6.21	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H22.6.15	採択	H22.6.21	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.6.15	採択	H22.6.21	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.6.15	採択	H22.6.21	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について	H21.12.8	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1165	長橋地区の公衆浴場（普通浴場）の経営支援方について	H22.4.6	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1168	小樽市桜1丁目24番1号地先交差点への信号機設置等要請方について	H22.6.3	H22.6.15	採択	H22.6.21	採択

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21.6.15	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1167	市道桜9号線舗装延長及び側溝蓋整備方について	H22.5.31	H22.6.15	継続審査	H22.6.21	継続審査
1169	小樽市における地籍調査の実施方について	H22.6.8	H22.6.15	採択	H22.6.21	採択

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H22.6.16	継続審査	H22.6.21	継続審査

市立病院調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
5～185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H22.6.17	継続審査	H22.6.21	継続審査
187～219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H22.6.17	継続審査	H22.6.21	継続審査
220～243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H22.6.17	継続審査	H22.6.21	継続審査
248、249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H22.6.17	継続審査	H22.6.21	継続審査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H22.6.17	継続審査	H22.6.21	継続審査
1155	小樽市病院局・並木昭義局長「新病院の展望と建設についての見解」に沿った市立病院の統合新築方について	H21.9.24	H22.6.17	採択	H22.6.21	採択